邑楽町地域防災計画

（改訂計画）

令和　年　月修正

邑楽町防災会議

目　　次

第１編　総　　則 1

第１節 計画の目的 3
第２節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 5
第３節 本町の概況と災害記録 13
第４節 地震環境及び地震被害の想定 18
第５節 防災対策の基本理念 25

第２編　風水害・雪害等対策編 27

第１部 災害予防計画 29

第１章 風水害・雪害に強いまちづくり 29
第１節 河川事業の推進 29
第２節 雪害の予防 30
第３節 避難場所・指定避難所・避難路の整備 31
第４節 建築物の安全性の確保 32
第５節 ライフライン施設の機能の確保 33
第２章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 34
第１節 情報の収集・連絡及び通信の確保 35
第２節 職員の応急活動体制の整備 37
第３節 避難の受入体制の整備 38
第４節 災害危険区域の災害予防 44
第５節 防災関係機関との連携体制の整備 46
第６節 防災中枢機能の確保 50
第７節 救助・救急及び医療活動体制の整備 50
第８節 緊急輸送活動体制の整備 52
第９節 住居の確保体制の整備 53
第１０節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備 54
第１１節 広報・広聴体制の整備 55
第１２節 火災予防計画 56

第１３節 防災訓練の実施 58
第３章 住民等の防災活動の促進 60
第１節 防災思想の普及 60
第２節 住民の防災活動の環境整備 64
第４章 要配慮者対策 69
第１節 要配慮者対策 69
第５章 その他の災害予防 77
第１節 災害廃棄物対策 77
第２節 罹災証明書の発行体制の整備 77

第２部 災害応急対策 78

第１章 災害発生直前対策 78
第１節 警報等の伝達 78
第２節 避難誘導 88
第３節 広域避難 92
第４節 災害の未然防止対策 93
第５節 物資に関する事前対策 94
第２章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 95
第１節 災害情報の収集・連絡 95
第２節 通信手段の確保 102
第３章 活動体制の確立 105
第１節 防災組織体制の確立 105
第２節 動員計画 113
第３節 広域応援の要請 117
第４節 自衛隊への災害派遣要請 121
第５節 消防計画 126
第６節 水防計画 127
第４章 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動 133
第１節 災害の拡大防止及び二次災害の防止 133
第５章 救助・救急及び医療活動 134
第１節 救助・救急活動 134
第２節 医療活動 136
第６章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 139
第１節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 139
第２節 交通の確保 140
第３節 緊急輸送 142

第７章 避難の受入活動 147
第１節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 147
第２節 応急仮設住宅等の提供 151
第３節 広域一時滞在 152
第４節 県境を越えた広域避難者の受入れ 153
第８章 食料･飲料水及び生活必需品等の調達､供給活動 156
第１節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動 156
第９章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動 160
第１節 保健衛生、防疫及び清掃活動 160
第２節 行方不明者の捜索及び遺体の処置 162
第１０章 被災者等への的確な情報伝達活動 164
第１節 広報・広聴活動 164
第１１章 施設、設備の応急復旧活動 167
第１節 施設、設備の応急復旧 167
第２節 公共土木施設の応急復旧 167
第３節 ライフライン施設の応急復旧対策 168
第１２章 自発的支援の受入れ 171
第１節 ボランティアの受入れ 171
第２節 義援物資・義援金の受入れ 172
第１３章 要配慮者への支援活動 174
第１節 要配慮者の災害応急対策 174
第１４章 その他の災害応急対策 177
第１節 農業の災害応急対策 177
第２節 学校の災害応急対策 177
第３節 文化財の災害応急対策 179
第４節 労働力の確保 180
第５節 災害救助法の適用 180
第６節 動物愛護 183

第３部 災害復旧・復興 184

第１節 復旧・復興の基本方向の決定 184
第２節 原状復旧 185
第３節 計画的復興の推進 186
第４節 被災者等の生活再建の支援 187
第５節 被災中小企業等の復興の支援 192
第６節 公共施設の復旧 193

第７節 激甚災害法の適用 194
第８節 復旧資金の確保 197

第３編　震災対策編 199

第１部 災害予防計画 201

第１章 地震に強いまちづくり 201
第１節 地震に強いまちづくりの推進 201
第２節 避難場所・指定避難所・避難路の整備 202
第３節 建築物の安全性の確保 202
第４節 ライフライン施設の機能の確保 203
第５節 液状化対策 203
第６節 危険物施設等の安全確保 204
第２章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 205
第１節 緊急地震速報と地震情報 206
第２節 情報の収集・連絡及び通信の確保 208
第３節 職員の応急活動体制の整備 209
第４節 防災関係機関との連携体制の整備 209
第５節 防災中枢機能の確保 209
第６節 救助・救急及び医療活動体制の整備 209
第７節 消火活動体制の整備 210
第８節 緊急輸送活動体制の整備 211
第９節 避難の受入体制の整備 211
第１０節 食料･飲料水及び生活必需品等の調達･供給体制の整備 211
第１１節 広報・広聴体制の整備 212
第１２節 二次災害の予防 212
第１３節 複合災害対策 213
第１４節 防災訓練計画 213
第３章 住民等の防災活動の促進 214
第１節 防災思想の普及 214
第２節 住民の防災活動の環境整備 216
第４章 要配慮者対策 218
第５章 その他の災害予防 219
第１節 帰宅困難者対策 219
第２節 災害廃棄物対策 221

第３節 罹災証明書の発行体制の整備 221

第２部 災害応急対策 222

第１章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保 222
第１節 地震情報の収集・連絡 223
第２節 避難誘導 225
第３節 災害情報の収集・連絡 225
第４節 通信手段の確保 226
第２章 活動体制の確立 227
第１節 防災組織体制の確立 227
第２節 動員計画 228
第３節 広域応援の要請 228
第４節 自衛隊への災害派遣要請 229
第３章 救助・救急、医療及び消火活動 230
第１節 救助・救急活動 230
第２節 医療活動 230
第３節 消火活動 230
第４章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 232
第５章 避難の受入活動 232
第６章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動 233
第７章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動 233
第８章 広報・広聴活動 234
第９章 施設、設備の応急復旧活動 234
第１０章 二次災害の防止活動 235
第１１章 自発的支援の受入れ 237
第１節 ボランティアの受入れ 237
第２節 義援物資・義援金の受入れ 237
第１２章 要配慮者への支援活動 237
第１３章 その他の災害応急対策 238
第１節 学校の災害応急対策 238
第２節 文化財の災害応急対策 238
第３節 労働力の確保 238
第４節 災害救助法の適用 239
第５節 動物愛護 239

第３部 災害復旧・復興 240

第１節 復旧・復興の基本方向の決定 240
第２節 原状復旧 240
第３節 計画的復興の推進 240
第４節 被災者等の生活再建の支援 240
第５節 被災中小企業等の復興の支援 240
第６節 公共施設の復旧 240
第７節 激甚災害法の適用 240
第８節 復旧資金の確保 240

第４編　その他の災害対策編 241

第１節 航空災害対策 243
第２節 鉄道災害対策 245
第３節 道路災害対策 246
第４節 危険物等災害対策 250
第５節 県外の原子力施設事故対策 253
第６節 大規模な火災災害対策 255

第５編　資料編 261

１　組織関係 262
１－１　防災関係機関一覧 262
１－２　県防災行政無線一覧 264
１－３　町防災行政無線一覧 265
１－４　邑楽町防災会議条例 266
１－５　邑楽町災害対策本部条例 268
１－６　邑楽町防災会議運営要綱 269
１－７　災害対策本部レイアウト 270
２　災害危険区域関係 271
２－１　水防警報区間等 271
２－２　重要水防区域 272
３　気象観測関係 278
３－１　特別警報の発表基準 278
３－２　警報・注意報発表基準 278
３－３　水位観測施設 279

３－４　気象庁震度階級関連解説表（抜粋）.....280
４　水防関係.....281
４－１　水防に関する資料.....281
４－２　樋門等一覧.....283
４－３　水防実施状況報告書.....286
４－４　水防実施箇所別表.....287
５　避難収容関係.....288
５－１　避難所等一覧.....288
５－２　要配慮者利用施設.....291
５－３　応急仮設住宅建設予定地.....293
６　医療救護関係.....294
６－１　医療機関.....294
６－２　一時救護所.....295
７　輸送関係.....296
７－１　ヘリポート予定地.....296
７－２　緊急輸送道路一覧.....296
７－３　輸送拠点.....297
７－４　派遣部隊の受け入れ可能施設.....297
８　物資供給関係.....298
８－１　炊き出し場所.....298
８－２　給水可能施設及び能力.....299
８－３　備蓄物資一覧.....300
９　衛生関係.....302
９－１　清掃関係処理施設.....302
９－２　町内衛生業者及び保有車両等.....302
９－３　災害廃棄物仮置場.....302
10　遺体の収容・処理関係.....303
10－１　遺体収容所.....303
10－２　火葬場.....303
11　災害救助法関係.....304
11－１　災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等.....304
12　関係様式.....309
12－１　被害報告関係様式.....309
12－２　自衛隊派遣要請関係様式.....318
12－３　緊急通行車両の確認関係様式.....319
13　水害タイムライン・チェックリスト.....323

13－１　利根川水害タイムライン 323
13－２　利根川水害対応チェックリスト 324
13－３　渡良瀬川水害タイムライン 325
13－４　渡良瀬川水害対応チェックリスト 326
13－５　新堀川水害タイムライン 327
13－６　中小河川水害タイムライン 328

第１編　総　　則

第１節　計画の目的

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第１項の規定により、邑楽町防災会議が作成する計画であり、町、防災関係機関、住民等がその全機能を有効に発揮し、相互に協力して町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することにより、町域並びに住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

２　邑楽町国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「邑楽町国土強靱化地域計画」（令和４年３月）は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき、国土強靱化に係る他の町計画等の指針となるべきものとして定めたものである。

このため、国土強靱化に関する部分については、邑楽町国土強靱化地域計画の基本目標である、いかなる災害等が発生しようとも、

(1)　町民の保護が最大限図られること

(2)　町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

(3)　町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

(4)　迅速な復旧・復興

を踏まえ、邑楽町地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

３　計画の構成

この計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第１編の総則に続いて、第２編を風水害・雪害等対策編、第３編を震災対策編、第４編をその他の災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第５編を資料編として、この計画に必要な関係資料等を掲げた。

４　用　語

この計画における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1)　災害対策本部　　災害対策基本法第23条の２第１項の規定により、町の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、邑楽町地域防災計画の定めるところにより町長が設置する邑楽町災害対策本部をいう。

(2)　本　部　長　　災害対策基本法第23条の２第２項の規定により、町長をもって充てる邑楽町災害対策本部長をいう。

(3)　県防災計画　　災害対策基本法第40条の規定により、群馬県防災会議が作成する群馬県地域防災計画をいう。

(4)　防災関係機関　　邑楽町防災会議条例（昭和39年条例第16号）第３条に定める委員の属する機関をいう。

第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

１　邑楽町

処理すべき事務又は業務の大綱	
1　防災に関する組織の整備に関すること。 2　防災に関する訓練に関すること。 3　防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 4　災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。 5　予報・警報の伝達に関すること。 6　避難情報の発令に関すること。 7　消防、水防その他の応急措置に関すること。 8　被災者の救難、救助その他保護に関すること。	9　被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。 10　施設及び設備の応急復旧に関すること。 11　清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。 12　緊急輸送の確保に関すること。 13　災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。 14　災害復旧及び復興計画に関すること。 15　町防災会議に関すること。 16　町内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。

２　消防機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
館林地区消防組合 邑楽消防署	1　火災等に対する予防、防御及び拡大防止対策に関すること。 2　消防資機材等の整備充実及び訓練に関すること。 3　災害時における人命救助に関すること。 4　危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関すること。

３　指定地方行政機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 （前橋財務事務所）	1　金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関すること。 2　災害復旧事業費の査定立合いに関すること。 3　災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関すること。 4　国有財産の貸付、譲与及び売払いに関すること。

関東農政局 （群馬県拠点）	（第２編及び第４編における事務） １　災害予防 （１）ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 （２）農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 ２　災害応急対策 （１）農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 （２）種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 （３）主要食糧の供給に関すること。 （４）生鮮食料品等の供給に関すること。 （５）農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 （６）土地改良機械及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関すること。 ３　災害復旧 （１）農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 （２）被災農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 ４　その他 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。 （第３編における事務） １　農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること ２　応急用食料・物資の支援に関すること ３　食品の需給・価格動向の調査に関すること ４　飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること ５　飼料、種子等の安定供給対策に関すること ６　病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること ７　営農技術指導及び家畜の移動に関すること ８　被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ９　農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること 10　被害農業者に対する金融対策に関すること

関東地方整備局 （利根川上流河川事務所） （渡良瀬川河川事務所）	管轄する河川・道路・砂防・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関すること。 1　災害予防 （1）防災上必要な教育及び訓練 （2）通信施設等の整備 （3）公共施設等の整備 （4）災害危険区域等の関係機関への通知 （5）官庁施設の災害予防措置 2　災害応急対策 （1）災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 （2）水防活動、土砂災害防止活動及び町による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等 （3）建設機械の現況及び技術者の現況の把握 （4）災害時における復旧用資機材の確保 （5）災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 （6）災害時のための応急復旧用資機材の備蓄 （7）緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 3　災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。
群馬労働局 館林公共職業安定所	1　事業場における労働災害の防止に関すること。 2　災害応急工事、災害復旧工事等に必要な労働力の確保に関すること。 3　災害による離職者の早期再就職の促進に関すること。
東京管区気象台 （前橋地方気象台）	1　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び開設を行う。 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

４　陸上自衛隊

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第12旅団	１　災害派遣の準備 （１）防災関係情報資料の整備に関すること。 （２）防災関係機関との連絡、調整に関すること。 （３）自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 （４）防災に関する教育訓練の実施に関すること。 ２　災害派遣の実施 （１）人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。 （２）災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

５　群馬県

機　　関　　名	事　　務　　又　　は　　業　　務
大泉警察署	１　災害時の公安警備に関すること。 ２　人命救助及び避難の誘導に関すること。 ３　行方不明者の捜索に関すること。 ４　災害時の交通情報の収集、分析及び提供に関すること。 ５　交通規制の実施及び緊急輸送道路の確保に関すること。
館林行政県税事務所	１　地方部内の総合調整に関すること。 ２　地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。 ３　人的被害及び住家被害を中心とする概括的な災害情報の収集に関すること。 ４　庁舎その他県有財産に係る災害応急対策に関すること。 ５　市町村との連絡調整に関すること。 ６　緊急通行車両の確認事務に関すること。 ７　商工業に係る災害情報の収集及び被災中小企業からの融資相談に関すること。（ただし、産業経済部が直接実施できない場合に限る。） ８　生活必需品の調達及び供給に関すること。 ９　その他地方部内各班に属しない事項に関すること。
館林保健福祉事務所	１　社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害情報の収集に関すること。 ２　社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害応急対策に関すること。 ３　飲料水の供給に関すること。
東部環境事務所	１　環境及びごみ・し尿に係る災害情報の収集に関すること。 ２　環境及びごみ・し尿に係る災害応急対策に関すること。

桐生森林事務所	1　林地、治山、林道及び林産物に係る災害情報の収集に関すること。 2　林地、治山、林道及び林産物に係る災害応急対策に関すること。 3　林野火災に係る情報収集に関すること。
東部農業事務所	1　農業に係る災害情報の収集に関すること。 2　農業に係る災害応急対策に関すること。
館林土木事務所	1　公共土木施設に係る災害情報の収集に関すること。 2　公共土木施設に係る災害応急対策に関すること。 3　水防計画の実施に関すること。
東部教育事務所	1　学校教育に係る災害情報の収集に関すること。 2　学校教育に係る災害応急対策に関すること。 3　県立学校が避難場所に使用される場合の市町村への協力に関すること。

6　指定公共機関

機　関　名		処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株) （大泉郵便局） （中野郵便局） （邑楽藤川郵便局） （長柄郵便局）		1　郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2　災害特別事務取扱いに関すること。 （1）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ　被災地あて救援用郵便物等の料金免除 エ　被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 （2）指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置 3　その他、要請のあったもののうち協力できる事項
電気通信	東日本電信電話(株) （群馬支店） ＮＴＴコミュニケーションズ(株) ソフトバンクテレコム(株)	1　電気通信設備の保全に関すること。 2　重要通信の確保に関すること。

移動通信	(株)ＮＴＴドコモ （群馬支店） ＫＤＤＩ(株) ソフトバンクモバイル(株) 楽天モバイル(株)	1　携帯電話設備の保全に関すること。 2　重要通信の確保に関すること。
日本赤十字社 （群馬県支部）		1　医療救護班の編成及び医療救護の実施に関すること。 2　救護所の開設及び運営に関すること。 3　日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること。 4　輸血用血液の確保及び供給に関すること。 5　義援金品の受領、配分及び募金に関すること。 6　日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 7　外国人の安否の調査に関すること。 8　広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関すること。
日本放送協会 （前橋放送局）		1　防災思想の普及に関すること。 2　気象予報・警報の周知に関すること。 3　災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4　放送施設に対する障害の排除に関すること。 5　避難所等における受信機の貸与・設置に関すること。 6　社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
都市ガス事業者 東京ガス(株) 東京ガスネットワーク(株)		1　都市ガス施設の保安の確保に関すること。 2　都市ガスの供給の確保に関すること。
輸送	日本通運(株) （群馬支店） 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	1　貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
東京電力パワーグリッド(株) （太田支社）		1　電力施設の保安の確保に関すること。 2　電力の供給の確保に関すること。

7　指定地方公共機関

機　関　名	事　務　又　は　業　務
(公社)群馬県医師会	1　医療及び助産活動の協力に関すること。 2　防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3　災害時における医療救護活動の実施に関すること。
(公社)群馬県歯科医師会	1　被災者の医療及び口腔衛生の協力に関すること。 2　歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関すること。
(公社)群馬県看護協会	1　救護活動に必要な看護の確保に関すること。
(一社)群馬県ＬＰガス協会	1　ＬＰガス設備の保安の確保に関すること。 2　ＬＰガスの供給の確保に関すること。 3　会員事業者の連絡調整に関すること。
東武鉄道(株)	1　鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関すること。 2　鉄道車両による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
(一社)群馬県バス協会	1　バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。 2　被災地の交通の確保に関すること。
(一社)群馬県トラック協会	1　貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
放送機関 群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬	1　防災思想の普及に関すること。 2　気象予報・警報の周知に関すること。 3　災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4　社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
土地改良区	1　各土地改良区の水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。

8　公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

機　関　名	事　務　又　は　業　務
農業協同組合	1　町が行う農林水産関係の被害調査等応急対策の協力に関すること。 2　農産物及び林産物等の災害応急対策についての指導に関すること。 3　被災農林水産業者に対する融資又はそのあっせんに関すること。 4　共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 5　飼料、肥料等の確保対策に関すること。

病院等経営者	1　避難施設の整備と避難の訓練に関すること。 2　被災時の収容者の収容保護に関すること。 3　災害時における負傷者等の医療、助産救助に関すること。
社会福祉施設経営者	1　避難施設の整備と訓練に関すること。 2　被災時の収容者の収容保護に関すること。
社会福祉協議会	1　被災生活困窮者に対する生活福祉資金等の融資に関すること。 2　義援金品の募集、配分に関すること。 3　ボランティア活動の支援及び推進に関すること。
商工会	1　町が行う商工業関係被害調査、融資希望とりまとめ、あっせん等の協力に関すること。 2　災害時における物価安定についての協力に関すること。 3　救助用物資復旧資材の確保についての協力あっせんに関すること。
金融機関	1　被災事業者に対する資金の融資その他の緊急措置に関すること。
燃料取扱機関	1　石油類、プロパンガス等の防災管理に関すること。 2　災害時における燃料の供給に関すること。
区長会・婦人会等	1　町が行う災害救助等の防災管理に関すること。 2　義援金品の募集の協力に関すること。
防災重要施設管理者	1　災害予防体制の整備に関すること。 2　所管施設の防災応急処置の実施に関すること。 3　被災施設の災害復旧の実施に関すること。
群馬東部水道企業団	1　上水道施設の保安及び応急復旧に関すること。 2　水道水の供給確保に関すること。
ケーブルテレビ(株)	1　電気通信設備の保全に関すること。 2　重要通信の確保に関すること。 3　防災思想の普及に関すること。 4　気象予報・警報の周知に関すること。 5　災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 6　社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。

第３節　本町の概況と災害記録

１　本町の概況

(1)　位置と地勢

本町は、群馬県南東部に位置する邑楽郡に属し、東は館林市、西は太田市・大泉町、南は千代田町、北は栃木県足利市と接している。町域は、平均標高25ｍの平坦地であり、東西約6㎞、南北約7.7㎞で、町土面積は31.11㎢である。

本町の東側には、白鳥が飛来することで有名な多々良沼、中央部には多々良川や孫兵衛川が流れ、肥沃な農耕地、アカマツ林・雑木林などの平地林があり、水と緑の自然環境に恵まれている。

また、本町は都心から北に約70㎞の距離にあり、隣接市町を経由し東武鉄道や東北自動車道及び首都圏中央連絡自動車道（圏央道）などの交通網で首都圏とつながっている。町内の道路網は、東西方向に国道122号・国道354号、南北方向に主要地方道足利邑楽行田線・一般県道赤岩足利線が通っている。公共交通は、東武鉄道小泉線が乗り入れ、本中野駅周辺を中心として市街地が形成されている。

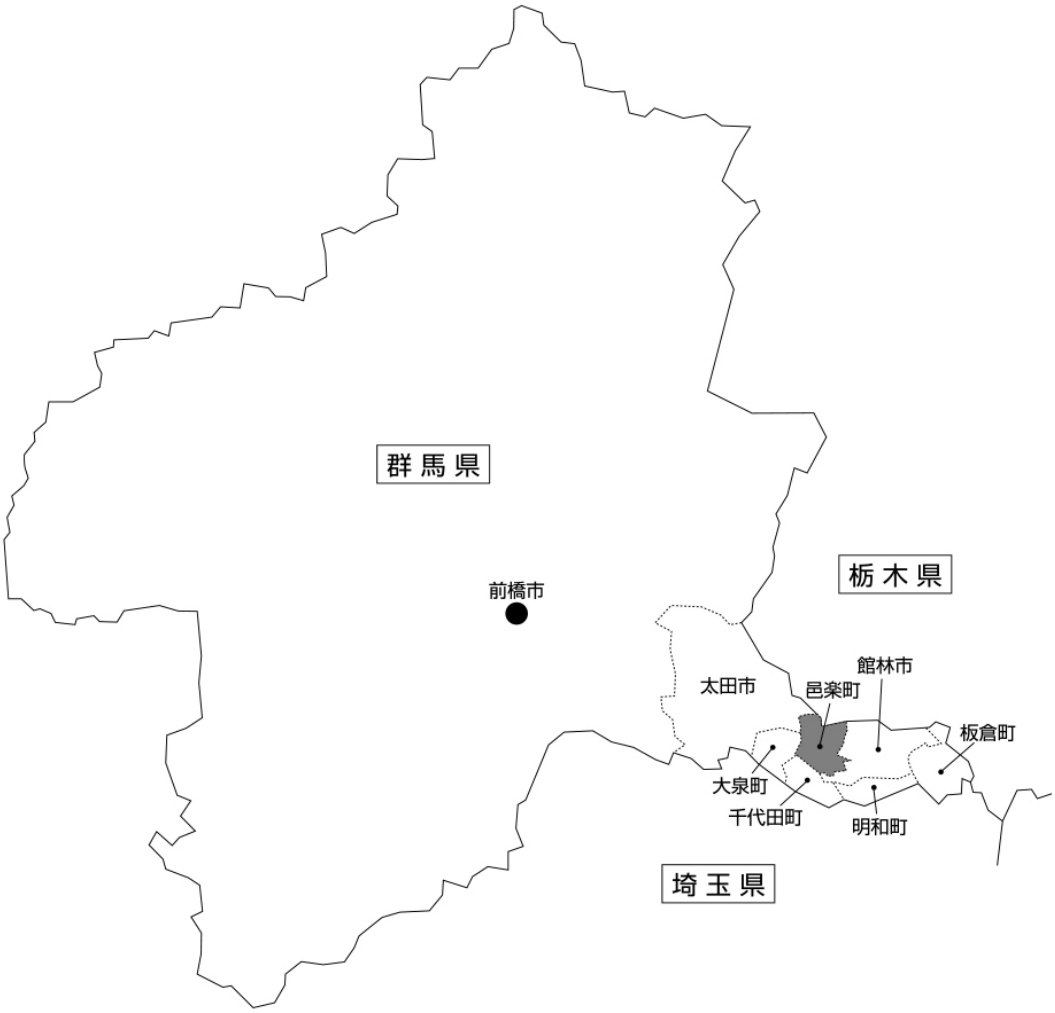

(2)　気　象

本町は、いわゆる内陸性の気候で雷雨が多く、冬期は「空っ風」が強く、４月から５月上旬にかけて晩霜があるのが特色である。

気温は、夏期冬期の一時期を除き、全般的に温暖である。夏期は最高気温が35℃以上の猛暑日もあり、高温多湿である。降雨量は、年間約1,200 ㎜程度で８・９月に最も多く、冬期は晴天が続き雨量は著しく少なく乾燥度は高い。また、日照時間は全国的に見ても上位である。

(3)　人口・世帯

本町の人口は、令和２年現在で、25,522人となっており、平成12年から減少が続いている。

世帯数については、増加の一途にあり、平均世帯構成員数が大きく低下し、核家族化の進行が著しい。

また、年齢階層別の人口推移をみると、15歳未満の年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口が共に減少の傾向にあり、一方で65歳以上の高齢者人口が増加の傾向にあり、本町においても、少子・高齢化が進行してきている。

人口・世帯数の推移

単位：(人・世帯・人／世帯)

区　分	1990年 (平成２年)	1995年 (平成７年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和２年)
人口	26,380	27,421	27,512	27,372	27,023	26,426	25,522
世帯数	7,298	7,960	8,395	8,811	9,196	9,528	9,728
１世帯当たり人員	3.61	3.44	3.28	3.11	2.94	2.77	2.62

(資料：国勢調査)

年齢階層別人口率の推移

単位：(%)

区　分	1990年 (平成２年)	1995年 (平成７年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和２年)
年少人口 (15歳未満)	21.2	17.6	15.3	14.0	13.2	12.4	11.1
生産年齢人口	67.9	69.6	69.7	68.8	65.3	59.3	56.3
高齢者人口 (65歳以上)	10.9	12.8	15.0	17.2	21.4	28.3	32.5

(資料：国勢調査)

(4)　土地利用

本町の土地利用の状況では、町域面積の約半分を農地が占めており、宅地は約４分の１である。近年は、本町の特徴である平地林を含む山林や農地、原野などから、太陽光発電設備用地や駐車場などへの用地転換が進み、その面積は減少している。

市街地や集落地内では空き家や空き地が増加傾向にあり、また、農地においても遊休農地が年々増加している。

出典：令和３年度都市計画基礎調査（群馬県）

２　過去の主な災害記録

年	月　　日	記　　録
昭和11年	１月18日	藤川の大火　強風の中、延焼・飛火して７戸24棟焼失
昭和13年	６月28日～７月５日	水害　邑楽郡で冠水被害
昭和16年	７月21～22日	台風８号房総半島南端上陸　邑楽郡で冠水被害
昭和19年	６月23日	雹（ひょう）害　田植えを目前に苗代・陸稲・野菜など農作物の被害甚大
昭和22年	９月13～15日	カスリーン台風により関東地方に大風水害発生　利根川・渡良瀬川の堤防決壊、床上浸水など被害甚大
昭和23年	９月15～16日	アイオン台風により関東地方に大風水害発生　邑楽郡東部では冠水により農作物の被害甚大
昭和24年	８月31日	キティ台風により関東地方に大風水害発生　農作物の被害甚大
昭和27年	８月20日	突風・大雷雨　人的被害14名、家屋全半壊16戸、農作物被害甚大
昭和28年	９月24～25日	台風13号来襲　キティ台風に次ぐ豪雨
昭和34年	６月15日	大雷雨・雹害　農作物被害甚大　想定被害額５億円
	９月26～27日	伊勢湾台風　住家・納屋等全半壊、農作物被害甚大
昭和36年	９月16日	台風18号来襲による強風　農作物の被害甚大
昭和41年	９月25日	台風26号来襲による強風・集中豪雨　農作物の被害甚大
昭和50年	８月24日	長柄小学校の火災　校舎１棟全焼　想定被害額約9,900万円
昭和52年	７月16～17日	雷を伴う集中豪雨（100㎜超）　水田冠水、床下浸水25戸
昭和54年	３月４日	邑楽中学校の火災　体育館及び武道場１棟全焼　想定被害額約9,000万円

年	月　　日	記　　録
平成20年	７月25日	突風・大雷雨・雹害　住家被害22棟、住家以外の被害51件、農作物の被害甚大
平成21年	７月27日	突風　狸塚地内で発生　住家以外の被害５件
平成23年	３月11日	東日本大震災　邑楽町震度５強を観測　人的被害２名、家屋一部破損1,210棟 福島第一原子力発電所事故の影響による放射性物質測定などを実施
	６月21日	突風　鶉、中野地内で発生　住家被害64棟、住家以外の被害70件
平成26年	２月14日	大雪　住家被害127棟、住家以外への被害195件
令和元年	10月11～13日	令和元年東日本台風により東日本に大風水害発生　住家一部破損２棟

３　気象災害

本町でこれまでに発生した主な災害は、台風などによる大雨害や強風害、初春に発生する降霜害、日中の昇温に伴う雷災害や雹害などであり、建物や農作物への被害が生じており、人的被害に及んだものもある。

また、近年は、全国的に短時間に大雨をもたらす集中豪雨や竜巻などの突風が発生し、局地的な災害をもたらしており、本町においても平成23年６月に突風災害が発生し、建物被害が多く生じている。

なお、季節別に気候の特徴と発生の多い気象災害について述べると、次のとおりである。

(1)　冬期（12月～２月）

西高東低の冬型気圧配置が続く時期で、北西季節風が強く吹き、晴天の日が多く雨量は少なく乾燥する。この期間は災害の少ない時期ではあるが、乾燥による火災の発生が多く、時に強風被害が発生する。

(2)　春期（３月～５月）

移動性高気圧に覆われる時期で天候の変化が早く、降雨日数も増してくる。前半は冬型の気圧配置で北西の風が強い日もある。この期間の災害として最も顕著なものは凍霜害であるが、突風害も多く、後半は雹害が生ずる。

(3)　梅雨期（６月～７月前半）

本州付近に前線が停滞しがちで曇雨天が続く。上空に寒気が流入し雷雨の発生が多くなり、末期には大雨となることがある。この期間は水害が多くなり、雷に伴う雹害の発生も多く、時には突風害も発生する。期間の後半からは次第に台風の影響を受けやすくなってくる。

(4)　盛夏期（７月後半～８月）

夏型の気圧配置で安定した天気が続くが、日中の気温が高くなることから、午後には雷雨の発生も多い。

台風の接近回数が次第に増え、大規模な被害をもたらすことがある。雹害は梅雨期より少なくなるが、突風害が多く、時には旋風害も発生する。なお、少雨高温により干害が発生することもある。

(5)　秋期（９月～11月）

夏型の気圧配置から次第に低気圧と高気圧が交互に通る周期変化型へと移行し、この時期には秋霜が発生する。

台風が日本に接近する回数が最も多いのがこの時期である。したがって、大規模な風水害をもたらすことが多い。なお、前半には雷雨に伴う雹害などもあるが、11月になると気象災害は少なくなる。

第４節　地震環境及び地震被害の想定

１　地震環境

(1)　地震被害の記録

本町では、大きな揺れを伴う地震が発生した記録はほとんどないが、平成23年の東日本大震災では、震度５強の大きな揺れを観測し、人的被害や家屋の一部損害などが生じた。（「第３節　２　過去の主な災害記録」参照）

(2)　町周辺に分布する活断層

町周辺では、文部科学省地震調査研究推進本部による長期評価の対象となっている深谷断層帯（関東平野北西縁断層帯）の一部である「平井断層」及び「櫛挽断層」の他、詳細は不明であるが、みどり市大間々周辺の「大久保断層」や太田市東部から桐生市南部に延びる「太田断層」も確認されている。

(3)　表層地盤のゆれやすさ

地震による地表でのゆれの強さは、主に、「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」の３つによって異なり、一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは異なり、このことを「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。平成17年10月に中央防災会議では、「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」を作成している。

群馬県の表層地盤のゆれやすさマップは、次図のとおり。

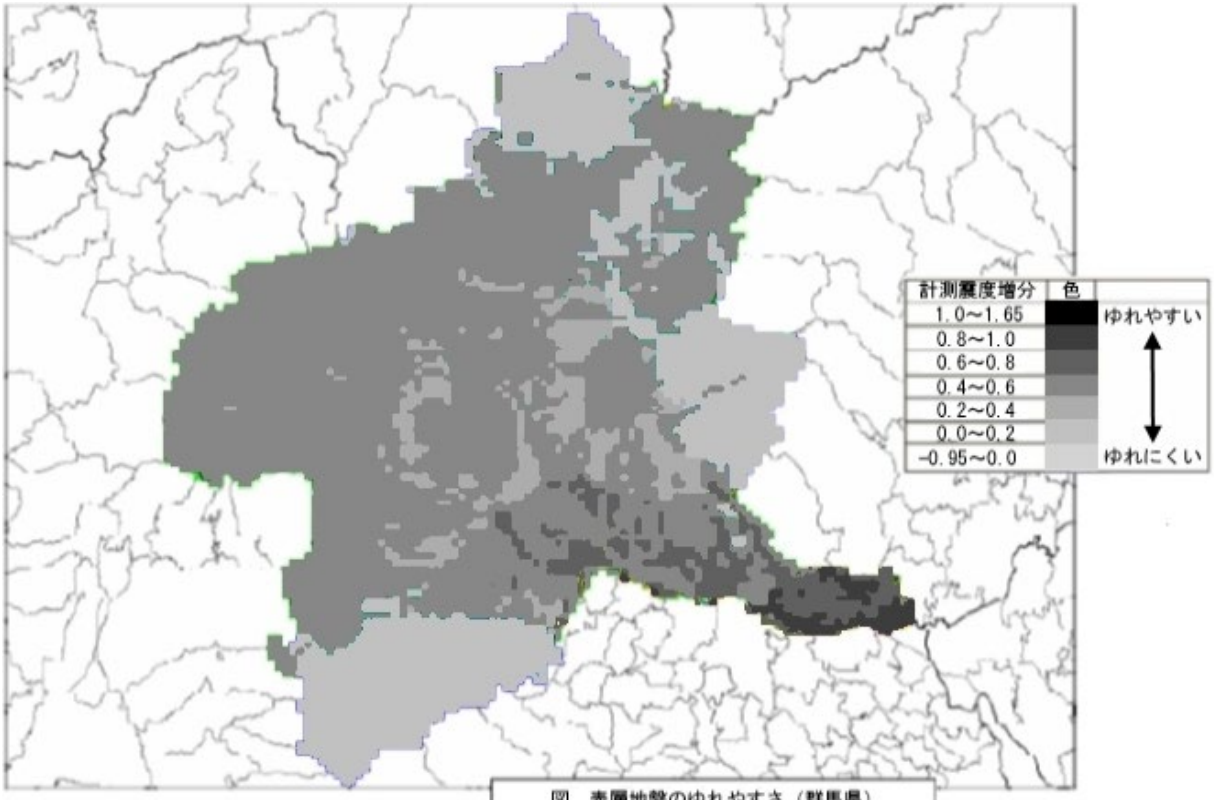

図　表層地盤のゆれやすさ（群馬県）

このマップからは、邑楽郡や館林市などの平野部は、やわらかい地盤で覆われ、ゆれが大きく、本町の東部、西部の一部地域では、ゆれやすさの７段階評価の上から２番目に当たる。防災対策上、そのような場所を知っておくことは重要で、特にゆれやすい地域に居住する人は、家具の固定、住宅の耐震診断や耐震補強などの対策を優先的に行うなど、日頃の地震への備えの参考にすることができる。

２　地震被害の想定

群馬県では、平成24年６月に想定地震の震源位置や規模の見直しをはじめ、国等が行った地震被害調査等によって明らかになった点及び強震動・被害予測手法等に関する最新の知見、技術を用い、被害想定手法等の見直しを行った。なお、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を考慮し、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定した。

この調査は、県内に大きな被害を及ぼす可能性の高い地震に対し、本県の自然条件や社会条件のもとで、現在の科学的知見に基づき被害を想定しており、その概要は以下に示すものである。

(1)　想定した地震

この調査で被害予測を行った想定地震は、発生確率が低い、あるいは不明であるが、活動した場合に大きな被害を及ぼす可能性がある県内に分布する３つの活断層（帯）とした。

現在確認されている状況においては、太田断層の長さ及び片品川左岸断層の長さは20km以下であるが、近年までの日本における内陸地震に関する知見から、全長20km程度以下の活断層については、必ずしも地下の震源断層の長さ全てが地表に活断層として現れる訳ではなく、一部の短い断層としてしか現れていない場合があることが分かってきている（地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会,2010)。以上により、断層の不確実さを考慮した上で、長さが20km以下であるとされる両断層については、断層の長さを延長して震源断層とした。

想定地震名	規模 (M)	想定断層の概要	震源断層モデル				
			走向 (度)	傾斜 (度)	長さ (km)	幅 (km)	上端深さ (km)
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	県南西部から埼玉県東部にかけて分布する活断層	121°	60° 南西傾斜	82	20	5
太田断層による地震	7.1	県南東部の太田市周辺に分布する活断層	154.8°	45° 南西傾斜	24	18	2
片品川左岸断層による地震	7.0	県北部の沼田市周辺に分布する活断層	16.8°	45° 東傾斜	20	18	2

被害想定を行った３つの断層（帯）と想定断層モデルの位置図

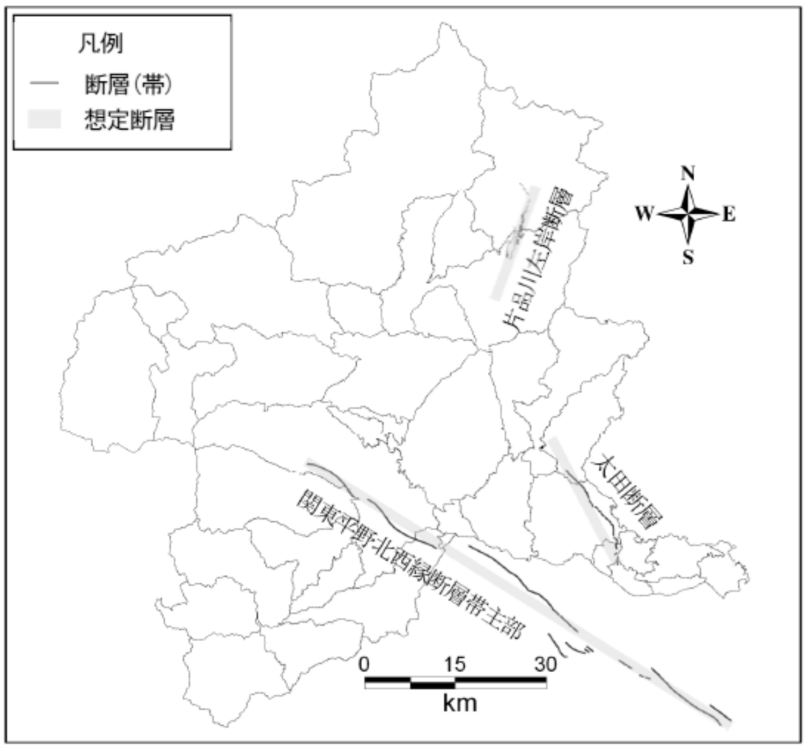

(2)　被害の想定

前記の想定地震によって想定される被害は、下記のとおりである。この被害予測は、最新の知見をもとに、可能な範囲で収集したデータを基に揺れや液状化危険度、地震被害量などを算出して想定したものであり、実際に想定地震が発生した場合には、その震源や規模、震度の分布も想定結果と違う結果となる場合がある。

ア　県全体の被害の概要（冬の朝５時、風速９m/秒で地震が発生した場合）

想定地震名	県全体の被害の概要
関東平野北西縁断層帯主部による地震	最大震度７の地域が出るとともに、震度６強の地域が県南西部の広範囲に広がる。死者約3,130人・負傷者約17,740人、建物の全壊・全焼は約60,460棟（３つの地震中最大被害）。
太田断層による地震	太田市や伊勢崎市東部に震度６強の地域が大きく広がり、太田市には震度７の地点も点在する。死者約1,130人・負傷者約7,880人、建物の全壊・全焼は約22,280棟。
片品川左岸断層による地震	沼田市東部や片品村南部に震度７の地点が出るとともに、震度６強の地域が広がる。死者約20人・負傷者約90人、建物の全壊・全焼は約340棟。

イ　本町の被害概要（震度及び液状化）

項　目	関東平野北西縁 断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層 による地震
震　度	**最大震度６強** 町のほぼ全域で震度６弱、南部一部地域で震度６強	**最大震度６強** 町全体では震度５強から震度６弱、北部一部地域で震度６強	**最大震度５弱** 町のほぼ全域で震度４、東部一部地域で震度５弱
液状化	多々良沼周辺及び北部の足利市と県境において危険性が高い	多々良沼周辺及び北部の足利市と県境において危険性が高い	液状化の危険性は低い

【関東平野北西縁断層帯主部による地震（M8.1）】

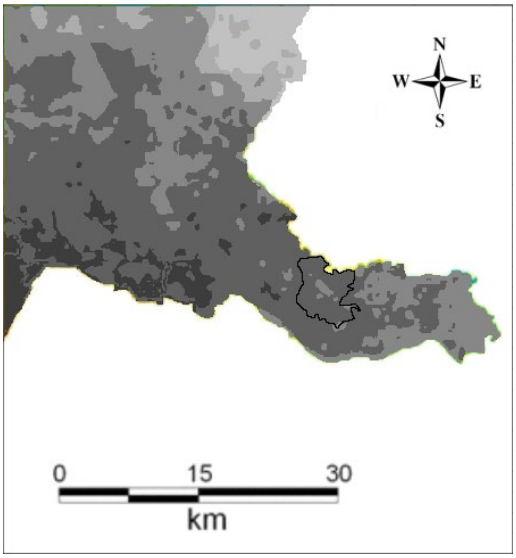

【太田断層による地震（M7.1）】

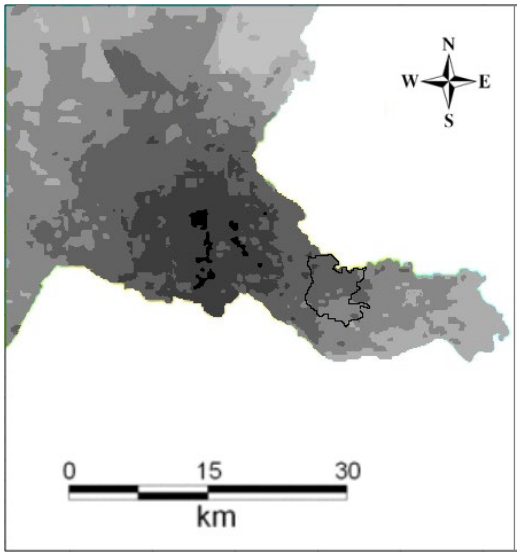

【片品川左岸断層による地震（M7.0）】

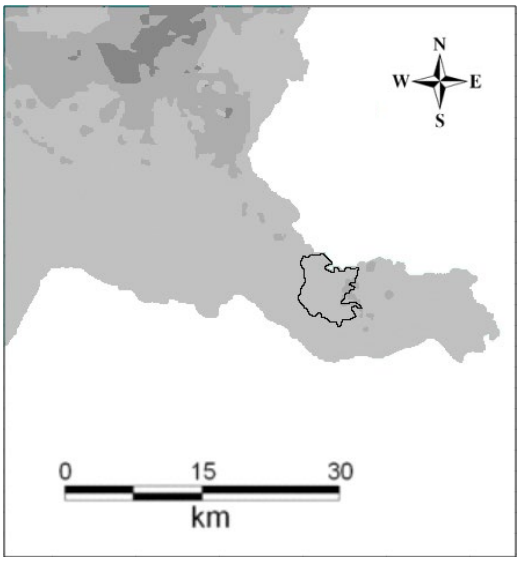

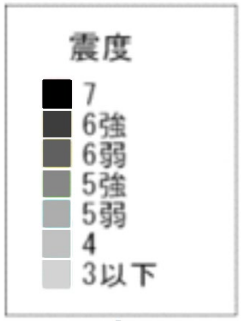

ウ　物的・人的被害等の予測結果

被害の予測に当たっては、火災の被害は気象や発生時刻などの前提条件によって状況が大きく異なる。本調査では、季節、時間帯の条件を組み合わせて、1995 年兵庫県南部地震と条件が同じ＜ケース１：冬、朝５時＞と、地震による出火が最も多くなる条件として＜ケース２：冬、夕 18 時＞、日中の平均的なケースとして＜ケース３：夏、昼 12 時＞の３つのケースを想定する。

［物的被害］基礎となる数値（全　体：17,277棟／木造：13,396棟／非木造：3,881棟）

			関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震
建物被害		揺れ・液状化：全壊棟数	223　棟	179　棟	0　棟
		：半壊棟数	1,511　棟	1,223　棟	0　棟
		焼失棟数　：冬５時	0　棟	0　棟	0　棟
		：夏12時	0　棟	0　棟	0　棟
		：冬18時	5　棟	5　棟	0　棟
道路の到達圏		県庁から車での到達時間（地震前）	60　分	60　分	60　分
		県庁から車での到達時間（地震後１か月間）	90　分	60～90　分	60　分
ライフライン	上水道	断水世帯数	8,377世帯	7,327世帯	0世帯
	下水道	被災人口	97　人	95　人	0　人
	LPガス	被災件数	87　件	74　件	0　件
	停電	停 電 率：冬５時	2.8　%	2.2　%	0.0　%
		：夏12時	2.8　%	2.2　%	0.0　%
		：冬18時	2.8　%	2.3　%	0.0　%
	通信	不通回線：冬18時	28回線	23回線	0回線

［人的被害］基礎となる数値（冬５時：27,023人／夏12時：27,323人／冬18時：27,242人）

			関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震
冬５時	死者数	揺れ(全壊・半壊)	10　人	8　人	0　人
		（うち屋内収容物の転倒等）	1　人	1　人	0　人
		屋外通行	0　人	0　人	0　人
		火災	0　人	0　人	0　人
		小計	10　人	8　人	0　人
	負傷者数	揺れ(全壊・半壊)	170　人	139　人	0　人
		（うち屋内収容物の転倒等）	13　人	12　人	0　人
		屋外通行	1　人	1　人	0　人
		火災	0　人	0　人	0　人
		小計	171　人	140　人	0　人

			関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震
夏12時	死者数	揺れ(全壊・半壊)	10　人	6　人	0　人
		（うち屋内収容物の転倒等）	1　人	1　人	0　人
		屋外通行	0　人	0　人	0　人
		火災	0　人	0　人	0　人
		小計	10　人	6　人	0　人
	負傷者数	揺れ(全壊・半壊)	154　人	111　人	0　人
		（うち屋内収容物の転倒等）	12　人	11　人	0　人
		屋外通行	2　人	3　人	0　人
		火災	0　人	0　人	0　人
		小計	156　人	114　人	0　人
冬18時	死者数	揺れ(全壊・半壊)	10　人	6　人	0　人
		（うち屋内収容物の転倒等）	1　人	1　人	0　人
		屋外通行	0　人	0　人	0　人
		火災	0　人	0　人	0　人
		小計	10　人	6　人	0　人
	負傷者数	揺れ(全壊・半壊)	148　人	113　人	0　人
		（うち屋内収容物の転倒等）	11　人	11　人	0　人
		屋外通行	4　人	4　人	0　人
		火災	1　人	1　人	0　人
		小計	153　人	118　人	0　人

［避難者］

		関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震
避難者（１日後）	避難者数	9,225　人	7,005　人	0　人
	（うち乳幼児）	506　人	384　人	0　人
	（うち高齢者：単身）	674　人	512　人	0　人
	（　　〃　：配偶者有り）	1,298　人	986　人	0　人
	（うち要介護度３以上）	131　人	100　人	0　人
	（うち身体障害２級以上）	121　人	92　人	0　人
	（うち知的障害重度A）	18　人	14　人	0　人

［帰宅困難者数］基礎となる数値（通勤者・通学者：15,030人、うち町内8,019人、町外7,011人）

	関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震
帰宅困難者	2,814　人	2,814　人	0　人
徒歩帰宅者	12,216　人	12,216　人	15,030　人

［震災廃棄物］

	関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震
冬５時	6.3　万トン	5.2　万トン	0.0　万トン
夏12時	6.3　万トン	5.2　万トン	0.0　万トン
冬18時	6.3　万トン	5.2　万トン	0.0　万トン

(3)　むすび

近年、群馬県では大規模地震は発生していないが、過去には大規模地震が生じていた痕跡がある。地震は、たとえ発生確率が低くても、いったん発生すればその被害は甚大なものとなる可能性がある。低い発生確率を示す数値は、決して安全を示す数字ではない。

県の被害予測では、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」及び「太田断層による地震」が発生した場合、本町でも多くの死傷者が発生し、建物被害やライフラインにも被害が生じると予想されている。

県では、この群馬県地震被害想定調査により想定された人的被害等の結果を踏まえて、地震による被害を減少させるための数値目標を「減災目標」として定め、「群馬県地震防災戦略」を策定したうえで、より一層効果的な地震防災・減災対策を戦略的に講じることとしている。

こうしたことから、本町においても、被害の減少を目標に据えて各種対策を講ずることとする。

第５節　防災対策の基本理念

平成 23 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード 9.0 というその規模もさることながら、津波そして原子力発電所事故による放射性物質の拡散という事態も発生し、１つの災害が他の災害を誘発することなど、改めて自然の猛威を見せつけるものとなった。

しかし同時に、この巨大な地震災害から、自助・共助の重要性や災害対策に想定外があってはならないことなど､様々な課題や教訓を得られることとなった｡これらの教訓をしっかりと受け止め、更なる災害対策の向上につなげていくことが急務となっている。

そこで、本計画は平成 23 年の東日本大震災を教訓として、町が一体となって災害対策を推進していくため、「自助」「共助」「公助」における災害対応能力を高めることを重視する。

災害から１人でも多くの貴重な生命及び財産を守るため､「自らの命は自らが守る」という自己責任原則による“自助”の考え方、「自らのまちは自らが守る」という“共助”の考え方を浸透させ、日常的に防災・減災のための活動展開を図るとともに、公助として町は防災体制の整備や個人・地域の取組を支援するなど、それぞれの役割及び責任を果たしていくことが重要となる。

「邑楽町第六次総合計画｣では､将来像を｢やさしさと活気の調和した 夢あふれるまち“おうら”｣とし、目標の一つに“災害に強く犯罪や事故の少ない安全なまち”をつくることを掲げている。そこで、本計画では、いかなる災害が発生した場合にも、その被害を最小にするという「減災」の立場に立ち、「自助・共助・公助の調和によるゆるぎない安全のまちづくり」を基本理念とし、地域全体の防災力の向上を目指していく。

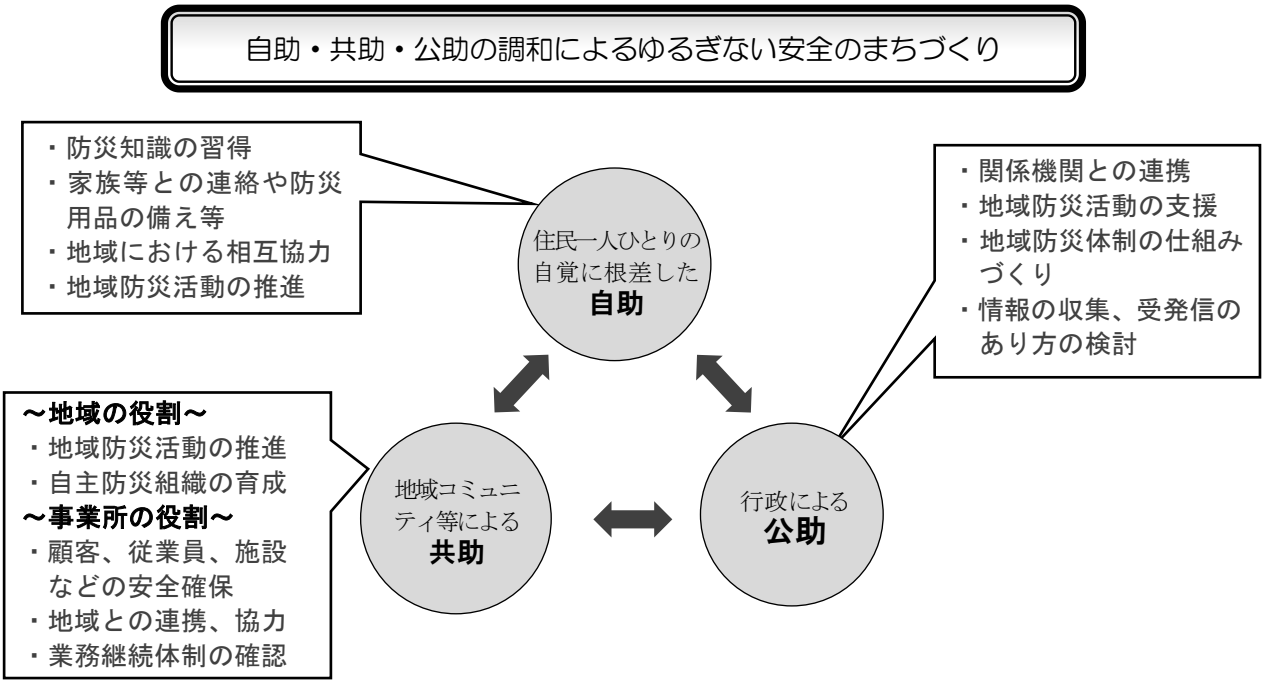

第２編　風水害・雪害等対策編

第１部　災害予防計画

風水害・雪害に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

○大雨、強風、大雪に見舞われても、それに耐えられるまちをつくる
○発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する
○「自らの命は自らが守る」ための住民の防災活動を推進する

第１章　風水害・雪害に強いまちづくり

町は、災害対策基本法第８条第２項に基づき、町土の保全、建物の不燃堅ろう化、その他都市の防災構造の改善、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策の実施に努める。

特に、町は、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、町は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては､浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする｡また、町は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

第１節　河川事業の推進

１　河川改修事業及び維持管理

本町の地形は、北西部（標高28.0m）から南東部（標高21.0m）と全体的にほぼ平坦で、多々良沼との水位の差がなく降雨時の水の貯留などの調節機能が低下している。

また、本町には６河川が流れており、全て一級河川となっている。この内、栃木県との県境を東方向に流れている矢場川が国直轄で、多々良川・新堀川・孫兵衛川・藤川・逆川の５河川が県管理である。これら一級河川の町内延長合計約32㎞の内、改修済み延長は約20㎞となっている。

しかし、台風や雷雨などによる集中豪雨の際には、農地の冠水をはじめ、家屋への浸水被害が発生している。

町は、国及び県の協力のもと、未改修区間の整備をさらに進めることにより、治水能力の向上を図るものとする。

(1)　河川管理者は、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図り、河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため、老朽化堤防の整備及び水害の危険性の高い地区への河川改修、護岸工事等の事業促進を図る。

(2)　町は、県と連絡を密にし、関係機関の協力のもと河川巡視を行い、出水に対する危険箇所の発見及び河川の不法使用等の取締りを行うなど、維持管理に万全を期する。

２　洪水予報河川、水位周知河川及び洪水浸水想定区域の指定等の推進

(1)　町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

(2)　水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときは、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

〈関係資料〉　資料編２－２　重要水防区域
　　同　４－２　樋門等一覧

第２節　雪害の予防

１　雪害に強いまちづくり

町は、大雪等に伴う交通の途絶による集落の孤立及び都市機能の阻害等の雪害に強いまちづくりを行うものとする。

２　雪に強い道路の整備

道路管理者は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、建設業者との連携により人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備を行うよう努めるものとする。

３　道路の除雪体制の整備

道路管理者は、冬期の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進め、最大限の効果的・効率的な除雪に努めるものとする。

特に、集中的な大雪に対して、道路管理者は人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

(1)　除雪資機材の整備

(2)　排雪場所の確保

(3)　融雪剤の備蓄

(4)　除雪資機材の格納庫、融雪剤の保管庫の整備
(5)　除雪要員の確保
(6)　所管施設の緊急点検
(7)　予防的な通行規制による集中的な除雪
(8)　オペレーターの確保及び除雪技術向上の取り組み
(9)　群馬県道路除雪行動計画による、道路管理者の垣根を越えた除雪の実施

４　建設事業者の健全な存続

町は、熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため､契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

５　町民に対する大雪時の留意事項の周知

町及び事業者等は、防災週間、防災等関連事業等を通じ、住民や車両の運転者等に対し以下の留意事項の周知、徹底を図るものとする。

(1)　ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。
(2)　不要不急の外出・道路利用は見合わせる。
(3)　自家用車の使用は極力避ける。やむを得ず車で外出する場合は、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーン、携帯トイレ、スコップ・砂、飲料水及び毛布等を備えておくよう心掛ける。
(4)　エンジンをかけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。
(5)　カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。
(6)　屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うようにする。
(7)　事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等
(8)　屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。
(9)　消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。
(10)　協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。

第３節　避難場所・指定避難所・避難路の整備

１　避難所の整備

町は、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難場所や指定避難所となる体育館、公民館、学校等の公共施設の整備に努める。

２　避難路の整備

町は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる都市計画道路、農道その他の道路の整備に努める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

〈関係資料〉　資料編５－１　避難所等一覧
　　同　７－２　緊急輸送道路一覧

第４節　建築物の安全性の確保

１　防災上重要な施設の堅ろう化

町及び施設管理者は、それぞれが管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設について、風水害に対する構造の堅ろう化を図るものとする。また、近年全国的に多発している竜巻災害対策として、窓ガラスの飛散防止を図るものとする。

(1)　災害対策本部が設置される施設
(2)　応急対策活動の拠点施設
(3)　救護活動の拠点施設
(4)　避難施設
(5)　社会福祉施設
(6)　駅、スーパー等不特定多数の者が使用する施設

２　建築基準の遵守指導

町は、県と連携し、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

３　強風による落下物対策

町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

４　空家等の把握

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

５　盛土による災害防止

町は、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、県と連携して速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。

第５節　ライフライン施設の機能の確保

１　ライフライン施設の機能確保

ライフライン事業者（電気、ＬＰガス、都市ガス、電話、水道、下水道事業者）は、次によりライフライン設備の防災化を図るものとする。

(1)　設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。

(2)　系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。

(3)　ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

２　防災体制の整備

ライフライン事業者は、防災計画を作成し、次により防災体制の整備を図るものとする。

(1)　保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。

(2)　応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。

(3)　情報連絡体制を整備する。

(4)　同業事業者及び関連事業者との相互応援体制を整備する。

(5)　防災訓練を実施するとともに県又は町が実施する防災訓練に積極的に参加する。

３　応急復旧用資機材の整備

(1)　ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行するものとする。

(2)　下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより災害発生後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備に努めるものとする。

４　需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努めるものとする。

５　関係機関が連携した長期停電・通信障害対策

電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力に努めるものとする。

第２章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

災害時の備えとして、町その他防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。その上で、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。

また、町は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

災害応急対策としては、まず災害発生直前又は発生するおそれがある場合の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、広域避難、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。

特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の３つの段階に分けて検討することが重要である。命を守る避難として分散避難の推進、短期の避難生活として寝床（ベッド）、食事、トイレ等をはじめとした避難所生活の質の向上、長期の避難生活として応急仮設住宅等への早期移行など、各段階において、住民、行政、民間事業者、地域コミュニティ、ＮＰＯ等様々な分野が連携して取り組むものとする。

また、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。（以下、風水害・雪害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」をまとめて「避難情報」という。）

町は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

さらに、効果的・効率的な防災対策を行うために、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっ

ては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

第１節　情報の収集・連絡及び通信の確保

１　情報の収集・連絡体制の整備

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

(1)　気象・水象情報の収集・伝達の迅速化

気象観測又は水象観測を行う防災関係機関は、雨量等の気象、河川水位等の水象の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設の充実を図る。

町においても、気象及び水象の観測に努めるものとする。

(2)　情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

町は、災害が各機関の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努める。

(3)　情報収集・連絡に係る初動体制の整備

町は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備する。また、町は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。そして、町及びライフライン事業者は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

(4)　多様な情報の収集体制の整備

町は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やＦＡＸによる情報収集手段のほかに防災行政無線、インターネット等による情報収集体制を整備する。また、住民と連携し、異常な自然現象を察知した場合には、その情報を県と相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。そして、町その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努めるものとする。

(5)　情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・

要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

２　通信手段の確保

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、町は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておくものとする。

(1)　通信施設の整備及び保守管理の徹底

町は、大規模災害発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び構造の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底する。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化するものとする。

(2)　群馬県防災情報通信ネットワーク

県は、群馬県防災情報通信ネットワークを整備し、本町には端末器が配備され、県・他市町村等との情報収集や伝達手段として重要な役割を果たしている。

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

(3)　災害時優先電話の指定

町は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話について、東日本電信電話㈱群馬支店から、次のように「災害時優先電話」の指定を受けており、職員に周知徹底する。

電　話　番　号	設　　置　　課
88-5512	総　務　課
88-5513	企　画　課
88-5514	建設環境課

(4)　代替通信手段の確保

町は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳（ふくそう）により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努める。

(5)　通信の多ルート化

町は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制を講じておくものとする。

３　通信訓練への参加

町は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練（防災訓練の際に実施されるものを含む。）への積極的な参加に努める。

４　災害情報データベースの整備

町は、日ごろから災害に関する情報を収集蓄積するとともに、災害時に活用できるような災害情報データベースを整備し、災害発生時に効果的に活用できるようにする。

〈関係資料〉　資料編１－１　防災関係機関一覧
同　１－２　県防災行政無線一覧
同　１－３　町防災行政無線一覧

第２節　職員の応急活動体制の整備

災害が発生し､又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには､災害応急対策に従事する職員の参集基準､連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに､応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等並びに県及び町の研修制度・内容の充実､大学の防災に関する講座等との連携､専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することも必要である。

１　職員の非常参集体制の整備

(1)　町は、次により職員の非常参集体制の整備を図る。

ア　参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。

イ　交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。

ウ　必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。

(2)　その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の整備を図る。

２　職員に対する応急活動内容の周知徹底

(1)　町は､応急活動のためのマニュアルを作成し､職員に周知するとともに定期的に訓練を行い､活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直すものとする。

(2)　その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の

整備を図る。

３　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

町は、災害における応急対策活動の実施とともに、町の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを住民に提供できるよう、業務継続計画（ＢＣＰ）を策定し、迅速な復旧体制の構築を図る。

４　被災者台帳及び罹災証明書発行体制の整備

(1)　罹災証明の発行体制の整備

町は、罹災証明書が遅滞なく交付できるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、罹災証明に関する規定やマニュアルの作成など、事前の準備を行うものとする。

(2)　効率的な罹災証明書発行体制の検討

町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

(3)　被災者台帳の作成体制の整備

被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳の作成に当たり、個人情報の取扱いに十分に留意するとともに、広域避難などが生じた場合も想定し、台帳作成の体制整備を図るものとする。

第３節　避難の受入体制の整備

町は、適切な情報伝達手段を用いて自主避難の呼びかけを行うほか、必要に応じて避難情報の発令を行い、住民の迅速かつ円滑な避難を実現する。その際、屋内避難（上階への移動を含む。）の考え方等、避難行動に関する留意点の周知を併せて行う。加えて、要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、自主防災組織・福祉関係機関との情報共有及び避難体制の確立に努める。

また、避難場所の選定に当たっては、広域避難場所、指定一般避難所、指定緊急避難場所、指定福祉避難所と区分するとともに、その場所について、ハザードマップや広報紙等を通じて、住民に周知しておくものとする。

１　指定緊急避難場所

(1)　指定緊急避難場所の指定

ア　町は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定する。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとし、住民への周知徹底に努める。

イ　指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

(2)　指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所について、町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

２　指定避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所）

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図る。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

指定避難所の整備に当たっては、耐震診断・耐震補強など安全性の確認・確保とともに、必要な資機材の整備、被災者のプライバシーの配慮など避難所機能の強化を図る。

(1)　学校を指定避難所として指定する場合の配慮

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、教職員が指定避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、町は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図る。なお、教育委員会及び学校は、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行う。

(2)　指定避難所における生活環境の確保

ア　町は、指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図等の施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努め、備蓄のためのスペースの整備等を進める。

イ　町は、指定一般避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイ

レ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて電力容量の拡大に努める。

加えて、高温や低温の環境下での避難者の健康と快適な避難生活を実現するために、停電対応型空調を検討する。

ウ　町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

エ　町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

オ　町は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

(3)　物資の備蓄

町は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具（ＬＰガスやカセットコンロ等の熱源を含む。)、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮する。

(4)　運営管理に必要な知識の普及

町は、指定避難所の運営管理のために必要な知識の住民への普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

３　指定福祉避難所

(1)　町は、指定一般避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を指定福祉避難所に指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

(2)　町は、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在さ

せるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

(3)　町は、指定福祉避難所について、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定一般避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

(4)　町は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

４　避難誘導体制の整備

(1)　警報等伝達体制の整備

ア　町は、警報等を住民等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておく。

イ　町は、警報及び避難情報の内容を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、サイレン、同報系無線、広報車等の整備を図る。

ウ　町は、様々な環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ（ワンセグ放送を含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭを含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

エ　町は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

(2)　避難誘導計画の作成

ア　町は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

イ　町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

ウ　町は、消防機関、大泉警察署等と協議して避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難路等の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

　なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

エ　避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについ

て、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

オ　ウの計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。

(ｱ)　避難情報を発令する基準

(ｲ)　避難情報の伝達方法

(ｳ)　指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

(ｴ)　避難路及び誘導方法

カ　町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

キ　町は、気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

ク　町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報や洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。また、町は、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、国及び県に対し必要な助言等を求めるものとする。

ケ　町は、避難情報の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

コ　町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難･受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

サ　町は、避難情報の発令に関し、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保の措置を指示することができる。

　また、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、避難情報に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、連絡調整窓口、連絡方法の取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整える。

(3)　避難誘導訓練の実施

町は、消防機関、警察機関等と協力して住民の避難誘導訓練を実施する。

(4)　避難場所及び指定避難所等の周知

町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知する。

ア　避難情報の発令を行う基準

イ　避難情報の伝達方法

ウ　指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地及び対象地区

エ　避難路

オ　避難時の心得

(5)　案内標識の設置

ア　町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努める。

イ　町は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮する。

ウ　町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

エ　町は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(6)　要配慮者への配慮

ア　町は、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。以下同じ。）を速やかに避難誘導するため、第１部第４章第１節により、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努める。

イ　町は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

イ　町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

ウ　町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

５　ペット同行避難の体制整備

これまでの大規模災害の経験から、飼い主とペットが同行避難することが合理的であると考えられるようになってきている。しかし、一方で、ペットが共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な方や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例も見られた。

そのため、町は、災害時におけるペット同行避難のための体制を整備する。

(1)　ペットとの同行避難を進めるための飼い主への啓発

ア　住まいの防災対策

イ　ペットのしつけと健康管理

ウ　ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）

エ　ペット用の避難用品や備蓄品の確保

オ　避難所や避難ルートの確認等の準備

(2)　町の対策

ア　ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発

イ　ペットの同行避難も含めた避難訓練

ウ　避難所、仮設住宅におけるペットの受け入れ、飼育に係る検討

〈関係資料〉　　資料編５－１　　避難所等一覧

第４節　災害危険区域の災害予防

１　住民等に対する危険性の周知

町は、住民に対し、広報紙への掲載、説明会の開催、標識の設置等の方法により、災害危険区域の位置及び予想される災害の態様を周知する。

なお、浸水被害については、浸水実績、浸水想定区域等の公表にも努める。

２　水害予防計画

(1)　浸水被害拡大防止用資機材の備え

町は、浸水被害の拡大を防止するため、緊急時に排水対策を行えるよう、移動式ポンプ等の備蓄等に努める。

(2)　浸水想定区域における警戒避難体制の整備

ア　町は、国・県の協力を得て、ハザードマップを状況に応じて更新し、関係機関等への提供に努めるものとする。

イ　町は、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を定めた「避難情報発令マニュアル」を状況により更新するものとする。

ウ　町は、洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

エ　町は、ア及びイに掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずる。なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解

の促進に努めるものとする。

(3)　排水機場、樋門等の維持管理

集中豪雨時河川の水位の上昇が懸念される場合に、排水機場や樋門での水量の調整が流下水位に大きく影響することから、増水の際にすぐに稼働できるよう平常時から施設の点検・整備を行う。また、運転準備水位、運転開始水位等を確認し、取り決めておく。

(4)　水防活動体制の整備

水防管理者は、平常時から水防活動の体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行うとともに、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

３　要配慮者への配慮

町は、浸水想定区域内において高齢者等の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、本計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難が図れるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

４　防災まちづくりの推進

(1)　町は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

(2)　町は、豪雨、洪水等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、建築基準法に基づく災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、建築基準法に基づく災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県及び町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

(3)　町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

(4)　町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水等に対するリスクの評価を踏まえ、原則として都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

(5)　町は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発を行うものとする。

〈関係資料〉　資料編２－１　水防警報区間等
同　２－２　重要水防区域
同　３－１　水位観測施設
同　４－１　水防に関する資料
同　４－２　樋門等一覧

第５節　防災関係機関との連携体制の整備

防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては、訓練を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する必要がある。

そして、町は受援計画や応援計画を定めるとともに、受援・応援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための協力体制の整備に努める。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

１　本町における応援体制の整備

本町における応援協定の締結状況は次表のとおりである。

町は、自力による応急対策等が困難な場合に備え、又は他の機関に対する応援が迅速かつ的確に行われるよう積極的に相互応援協定の締結に努めるとともに、その体制を確立しておくものとする。

番号	協　　定　　名	締　結　先	締　結　日
1	災害発生時における交通指導員の運用に関する協定	大泉警察署	平成９年２月５日
2	群馬県防災航空隊支援協定	群馬県	平成18年３月27日
3	災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	コーエィ株式会社	平成18年５月18日
4	災害時における物資供給に関する協定	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	平成18年10月27日

5	災害時における飲料水提供に関する協定	コカ・コーライーストジャパン株式会社	平成19年11月21日
6	災害時における飲料水提供に関する協定	サントリーフーズ株式会社	平成21年２月２日
7	災害時における建築物等災害応急対策業務の応援に関する協定	社団法人群馬県建設業協会館林支部	平成23年２月15日
8	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年３月１日
9	災害時における応急生活物資供給に関する協定	生活協同組合コープぐんま	平成23年11月14日
10	災害時における飲料水提供に関する協定	ダイドードリンコ株式会社	平成24年２月２日
11	災害時における飲料水提供に関する協定	株式会社伊藤園	平成24年２月２日
12	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	平成24年９月１日
13	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成26年３月25日
14	災害時におけるＬＰガス等供給協力に関する協定	一般社団法人群馬県ＬＰガス協会館林邑楽支部	平成27年６月１日
15	災害時における物資の緊急輸送に関する協定	カンダ物流株式会社	平成27年11月１日
16	安全安心に関する放送協定	ケーブルテレビ株式会社	平成29年２月28日
17	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成30年１月24日
18	災害時におけるＬＰガス等供給協力に関する協定	邑楽館林ガス事業協同組合	平成30年２月14日
19	災害時における物資供給に関する協定	セッツカートン株式会社	平成30年10月22日
20	災害時等におけるバス利用に関する協定	有限会社北関東観光	令和２年５月19日
21	災害時における愛護動物の救護活動に関する協定	公益財団法人群馬県獣医師会	令和２年７月31日

22	災害時における電力復旧等に関する協定	東京電力パワーグリッド株式会社太田支社	令和２年11月30日
23	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	㈱デベロップ	令和３年６月23日
24	災害時におけるユニットハウス等の供給に関する協定	三協フロンティア㈱	令和３年８月23日
25	災害時における相互協力に関する協定	東日本電信電話㈱	令和３年12月６日
26	災害時における地域貢献活動（情報端末用電源提供等）に関する協定	第一化成㈱	令和４年１月12日
27	災害時における避難所としての使用に関する協定	両毛丸善㈱	令和４年３月４日
28	災害時における応急対策業務の応援協力に関する協定	一般社団法人群馬建築士会館林支部	令和４年５月20日
29	災害時等における救援物資の供給に関する協定	邑楽館林農業協同組合	令和５年２月28日
30	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	㈱アクティオ	令和６年８月26日
31	災害時等における無人航空機による協力に関する協定	一般社団法人群馬県ドローン普及協会	令和６年11月14日
32	災害時における復旧支援協力に関する協定	群馬県 公益財団法人日本下水道管路管理協会	令和６年12月17日

２　群馬東部水道企業団における応援体制の整備

群馬東部水道企業団が締結している応援協定は次表のとおりである。

番号	協　　定　　名	締　結　先	締　結　日
1	災害時における水道施設の応急復旧の協力に関する協定	企業団構成市町内の８つの水道組合	平成28年12月21日
2	群馬県水道災害相互応援協定	群馬県 県内各水道事業者	平成13年２月９日（群馬東部水道企業団設立に伴い町から移行）
3	両毛地域水道事業管理者協議会水道災害相互応援に関する協定	桐生市、足利市、佐野市	平成28年4月1日

３　県警察に対する応援要請体制

町は、県警察に対して警察災害派遣隊の要請を行うための手順、連絡先等を確認しておく。

４　消防機関との応援体制の整備

消防機関は、消防組織法第45条の規定により「緊急消防援助隊」の出動を行い、人命救助活動等の支援を行うこととなっており、町は要請手順等の確認をしておく。

５　自衛隊との連携体制の整備

町は、自衛隊（陸上自衛隊第12旅団）への災害派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくものとする。

６　市町村間の相互応援

大規模災害時に備え、県内外の市町村との間で、あらかじめ相互に締結した応援協定は次表のとおりである。協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮することとする。

番号	協　　定　　名	締　結　先	締　結　日
1	災害時における館林市邑楽郡隣接一市五町相互応援協定	館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町	平成25年３月26日
2	原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定	水戸市	平成30年２月15日

７　一般事業者等との連携体制の整備

町は、災害時における食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

８　救援活動拠点の整備

町は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の整備に努める。

９　円滑な救助の実施体制の構築

町は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について県と意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

〈関係資料〉　資料編７－１　ヘリポート予定地
　　同　12－２　自衛隊派遣要請関係様式

第６節　防災中枢機能の確保

１　防災中枢機能の整備

町は、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の推進に努める。また、町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

なお、町では、本部を町庁舎総務課に設置することとなっている。本部設置が迅速に行えるように必要な資機材の確保など、あらかじめ整備をしておく。また、庁舎が被災した場合に備え代替施設について検討しておく。

２　災害応急対策に当たる機関の責任

町は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、コージェネレーションシステム、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間の（最低３日間）の発電が可能となるような燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努める。

３　災害活動拠点の整備

町は、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、避難所等の機能を持つ施設の整備に努めるものとする。

４　災害活動拠点施設等、公共施設における活動体制の整備

町は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行うものとする。

５　男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備

町は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局、危機管理担当部局)、福祉部局、保健所、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。

第７節　救助・救急及び医療活動体制の整備

１　救助・救急活動体制の整備

(1)　救急・救助体制及び機能の強化

町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、消防機関、県警察、自衛隊及び県と「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

(2)　救急・救助用資機材の整備

ア　町は、消防機関と連携し救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救助・救急用資機材の整備に努める。

イ　自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、町は県（危機管理課）と連携し、これを資金面で支援する。

２　医療活動体制の整備

町は、平時から医療活動体制の整備について、県との連携を確保するものとし、災害時には県の設置する災害医療コーディネーターや地域災害医療対策会議等を活用し、円滑な医療活動体制の整備に努めるものとする。

(1)　災害拠点病院

被災地の医療の確保、被災地への医療支援等を行う病院として、「災害拠点病院」が指定されている。町内の医療機関のみでは、治療、収容が不足する場合及び緊急の場合は、これらの病院への搬送を考慮しており、消防機関とともに要請手順について確認しておくものとする。

また、被災地等に出動して救命活動を行う災害派遣医療チーム「ＤＭＡＴ」の体制や、ドクターヘリの運用体制についても、確認しておくものとする。

(2)　医薬品及び医療資機材の備蓄

町は、県、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄に努めるものとする。

(3)　町は、医療機関等と協定を締結するなど、町内の医療機関や医師会等に、災害時における医療救護体制の整備を図る。

(4)　町は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、地域の医療機関等及び自主防災組織と協議し、救護班の編成や出動、救護所の設置場所についてあらかじめ検討する。

(5)　町は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な自衛隊の基地・大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど広域的な救急医療体制の整備に努めるものとする。

また、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努めるものとする。

〈関係資料〉　資料編６－１　医療機関
　　同　６－２　一時救護所

第８節　緊急輸送活動体制の整備

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設（道路、ヘリポート等）及び輸送拠点が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

１　輸送拠点の確保

町は、輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、常設ヘリポート又は臨時ヘリポートの位置を考慮するものとする。

２　ヘリポートの確保（資料編７－１を参照）

大規模災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、町は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておく。

また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知するものとする。

３　道路の応急復旧体制等の整備

(1)　道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の警戒が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておく。

(2)　(1)については、緊急輸送道路を優先して実施する。

(3)　道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

(4)　道路管理者は集中的な大雪に備え、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を準備するよう努めるものとする。

４　運送業者との連携

町は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、運送業者との協定の締結に努める。また、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努める。

５　緊急通行車両の事前確認

(1)　趣旨

知事（危機管理課）又は県公安委員会（警察本部・警察署）は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条第２項の規定に基づき、緊急通行車両の確認を災害発生時等よりも前に行えるものとする。

災害対策基本法第50条第２項に規定する町等の指定行政機関等（指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関）は、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、可能な限り緊急通行車両の確認を事前に受けるよう努めるものとする。

(2)　確認手続

緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。

ア　申出者　　当該車両の使用者

イ　申出書の様式　　様式１（**資料編12－３**）

ウ　申出書の添付書類　(ｱ)自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

(ｲ)災害応急対策等を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

(ｳ)災害対策基本法第50条第２項に規定する指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類

エ　受付窓口　　県…総務部危機管理課

公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課

オ　交付物件　　(ｱ)緊急通行車両確認証明書：様式２（**資料編12－３**）

(ｲ)標章：様式３（**資料編12－３**）

カ　確認処理簿　　様式４（**資料編12－３**）の例による。

〈関係資料〉　資料編７－１　ヘリポート予定地
同　12－３　緊急通行車両の確認関係様式

第９節　住居の確保体制の整備

１　一般建築物の災害予防

住民に対して、建築物の安全性強化に関する知識の普及・啓発、建築物の防災診断の促進に努める。

２　応急仮設住宅等

(1)　資機材の調達・供給体制の整備

町は、県等と連携し、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するな

ど、あらかじめ調達・供給体制を整備していく。

(2)　用地供給体制の整備

町は、応急仮設住宅の建設に要する用地に関し、災害危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備していく。

(3)　住居のあっせん

町は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備していく。また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めていく。

３　被災宅地危険度判定のための資機材の確保

県は、宅地が被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士の養成・登録の施策を推進するものとする。

町は、被災宅地危険度判定のための資機材の備蓄を行うものとする。

〈関係資料〉　　資料編５－３　　応急仮設住宅建設予定地

第１０節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

１　備蓄計画

(1)　町は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土嚢及びその他の関連資機材の備蓄を推進するとともに、備蓄目標の設定達成に努めるものとする。

(2)　備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせて行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努める。

(3)　備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮する。

(4)　町は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

(5)　町は、各家庭において「最低３日間、推奨１週間」分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努めるものとする。

２　調達計画

町は、県と相互連携し、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておく。

３　町における備蓄・調達・供給の体制

(1)　備蓄場所は、町役場、公民館、小学校等とする。

(2)　備蓄量は、被害想定や住民の備蓄量を勘案して決定する。被災後は、他の公共団体等の援助物資を待つことなく、被災者及び災害応急現場従業員等に食料等が供給できるよう備蓄に努めるものとする。

(3)　備蓄品目は、乳幼児、高齢者、病弱者等の要配慮者の特性にも配慮して決める。特に、食料については､通常の食事を摂取できない要配慮者等への配慮に努める(アレルギー対応の食料、液体ミルクやお粥等)。

(4)　備蓄品目は、男女のニーズの違いにも配慮して決める。

(5)　救助用資機材等についても備蓄を進める。

(6)　民間の流通在庫備蓄等を活用するものとし、業者との協定の締結に努める。

〈関係資料〉　資料編８－１　炊き出し場所
同　８－２　給水可能施設及び能力
同　８－３　備蓄物資一覧

第１１節　広報・広聴体制の整備

１　広報体制の整備

(1)　町は、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図る。

ア　広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。

イ　広報する事項をあらかじめ想定しておく。

（例）

気象・水象状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
被害状況	交通規制の状況
二次災害の危険性	交通機関の運行状況
応急対策の実施状況	ライフライン・交通機関の復旧見通し
住民、関係団体等に対する協力要請	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
避難情報の内容	各種相談窓口
避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区	住民の安否
避難時の注意事項	スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況

ウ　広報媒体をあらかじめ想定しておく。

屋外広報（同報系無線）　広報車　携帯電話（緊急速報メール機能を含む。） インターネット　ソーシャルメディア等

エ　災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を整備する。

２　広聴体制の整備

町は、住民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図る。

３　障害者への情報伝達体制等の整備

町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

４　災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

町は、県及び国（総務省）と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

第１２節　火災予防計画

１　組織対策

(1)　常備消防力

館林地区消防組合邑楽消防署（以下「邑楽消防署」という。）は火災による被害を最小限度に食い止めるため、消防施設の拡充強化を図り、もって消防力の機械化、科学化及び水利施設の確保を促進する。

(2)　非常備消防力

本町に邑楽消防団を設置し、館林地区消防組合と連携して消防力を強化するとともに消防思想の普及に努める。

(3)　自衛消防力

会社、工場、その他の事業所単位に自衛消防隊の設置促進を要請し、自衛消防体制の強化充実と防火思想の普及を図る。

(4)　予防消防力

自主防災組織、女性消防隊等を指導し、防火思想の普及徹底に努め、予防消防力を充実・強化する。

２　消防力の充実・強化

(1)　消防組織

町は、消防施設・整備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実・

強化を図るものとする。また、自主防災組織との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。

(2)　消防施設等の整備強化

ア　消防力の整備指針、消防水利の基準に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。

イ　大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動及び救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化に努める。

ウ　特殊車両・消防ポンプ自動車等の性能については、定期的に点検し、その性能維持の向上を図る。

エ　家庭及び各事業所等において初期消火活動が十分に発揮できるよう、消火器、可搬式小型ポンプ等を整備する。

(3)　消防水利等の整備

消防力強化の基盤となる消防署や消防団詰所等、さらには消火栓、防火水槽等消防水利の設置及び整備に際しては、耐震性を十分考慮するとともに、川や沼等の自然水利の多様化を推進し、災害時における消防活動体制の整備に努めるものとする。

(4)　自衛消防力の強化

町は、防火管理者等の効果的な運用等をもって、自衛消防組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期するものとする。

(5)　予防消防力の強化

自主防災組織の指導を図り、防火思想の普及徹底に努め、予防消防力を充実・強化する。

また、地域住民による出火防止、初期消火等の活動が重要となるため、平素から住民による消火器の設置等を奨励するとともに、自主防災組織の育成を推進する。

３　火災予防思想の普及

町は、邑楽消防署と連携して、住民に対する防火思想の普及と知識の啓発を行い、防火体制の強化を図る。

(1)　広報車、広報紙、その他広報機関を通じて行う。

(2)　春、秋に行われる火災予防運動及び年末特別警戒に積極的に参加する。

(3)　予防査察は、随時行い、業態に応じた指導に努める。

４　対象物の防火対策の強化

(1)　消防法の規定により、防火管理者の養成に努める。

(2)　防火対象物ごとの消防計画に基づき、防火管理を指導する。また火災等の場合、人命、損傷防止の指導を強化する。

(3)　危険物貯蔵所、同取扱所、同製造所等に対する査察指導を強化し、災害を未然に防止する。

(4)　火薬類、高圧ガス施設等については、保安検査を強化するとともに業者の自主検査を指導し、保安の万全を期する。

第１３節　防災訓練の実施

１　総合防災訓練の実施

(1)　町は、地域における第一次的な防災機関として災害応急対策の円滑な実施を確保するため、他の防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、総合的な訓練を実施するものとする。

(2)　県は、広域的な見地から災害応急対策の円滑な実施を確保するため、市町村その他の防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、総合的な訓練を実施するものとする。

なお、県においては、「群馬県総合防災訓練」を県内の各市と共催で毎年実施しており、その概要は次表のとおりである。

主　　催	県及び12市（持ち回り）
訓練会場	12市内（持ち回り）
参加・協力機関	県、警察本部、関係市町村、関係消防本部・消防団・女性消防隊・女性防火クラブ、関係自主防災組織、陸上自衛隊第12旅団、指定地方行政機関、ライフライン関係機関、日本赤十字社群馬県支部、ＮＰＯ・ボランティア団体、地元住民、県・市との協定締結先機関、その他関係機関
訓練内容	関係機関の連携体制の強化及び防災意識の高揚を図る実践的な訓練として通信、動員、消火、救出・救助、避難・誘導、復旧等の各種訓練

２　水防訓練

邑楽消防署及び消防団は、地域の水防に関する計画による水防活動を完全に実施するため、雨期及び台風期前など訓練効果のある時期を選んで、過去の水害事例を考慮して洪水の危険性が高い地域を選び、水防工法、資材の調達・輸送・通信連絡、水位雨量の観測等を織り込んだ水防訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、決定した実施内容は、関係機関、住民等に周知させるものとする。

３　消防訓練

邑楽消防署及び消防団は、定期的に消防資機材等の点検整備に努めるとともに、消防技術の錬成及び習熟を目的として消防訓練を実施する。

また、地区ごとに消防団、自主防災組織等と協力して、定期的に消火訓練等を行い、地区の消火能力等の向上に努める。

４　避難等救助訓練

町は、指定避難所の周知、避難情報の伝達、円滑な避難誘導等を目的として、自治会、住民等の参加を得た避難訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、実施に当たっては、要配慮者の積極的な参加を呼びかけ、より実践的な訓練を行うもの

とする。

５　非常通信訓練

災害時の警報の発令・伝達の受理については、正確かつ迅速な伝達が必要であるため、住民に対する情報伝達訓練をはじめ、通信途絶時の連絡の確保、通信連絡機器の操作等について適切に行えるよう、必要に応じて非常通信訓練を実施する。

６　要配慮者利用施設の防災訓練

洪水浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行うものとする。

７　その他の訓練

災害応急対策実施者は、応急対策を実施するため、おおむねその事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ、又は単独で、必要に応じ実施する。

(1)　気象特別警報・警報・注意報の伝達

(2)　災害応急対策従事者の動員（非常招集訓練）

(3)　災害情報等の通信連絡

(4)　感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備えた、感染症対策に配慮した避難所開設・運営

(5)　大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練

８　広域的な訓練の実施

町は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、他の都県及び市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込むものとする。

９　実践的な訓練の実施

町は、防災訓練の実施に当たっては、「図上訓練」等参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むなどして、実践的なものとなるよう工夫するものとする。

１０　事後評価の実施

防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第３章　住民等の防災活動の促進

災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、町に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るように行動することが重要である。

特に発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間に、ある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、住民には、災害時に、近隣の負傷者・要配慮者を救出・救助する、県や町が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、県、町その他の防災関係機関は、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第１節　防災思想の普及

１　防災知識の普及

(1)　普及の担当者

防災知識の普及事務を担当するそれぞれの機関において適宜の方法により行うものとする。町においては、総務課が中心となって実施するものとする。

(2)　普及の方法

防災知識の普及は、おおむね次の媒体の利用等により行うものとする。

ア　ラジオ、テレビによる普及

イ　町広報紙及び町公式ＳＮＳによる普及

ウ　新聞報道による普及

エ　広報車による普及

オ　講習会、展示会等開催による普及

カ　行政区役員を対象とした防災知識講座による普及

(3)　普及の内容

防災週間、水防月間、防災関連行事等を通じ、住民に対し、以下の事項の周知、徹底を図るものとする。

ア　風水害等の危険性

イ　地域の災害リスクと災害時にとるべき避難行動

ウ　「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること。

エ　早期避難の重要性

オ　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、災害に

遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。

カ　家庭防災会議の開催

災害への対応について、日ごろから家族で話し合いをしておく。

(ｱ)　災害が起きたとき、又は災害の発生が切迫したときの各自の役割（誰が何を持ち出すか、避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。）

(ｲ)　家族間の連絡方法

(ｳ)　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、指定避難所等の避難先及び避難路の確認（避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は屋内に留まることも考える。）

(ｴ)　安全な避難路の確認

(ｵ)　非常持出し品のチェック

(ｶ)　自動車へのこまめな満タン給油

(ｷ)　高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難方法

(ｸ)　避難情報の入手方法

(ｹ)　負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(ｺ)　家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

(ｻ)　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

キ　非常持出し品の準備

(ｱ)　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水・熱源の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料）

(ｲ)　貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）

(ｳ)　持病薬、お薬手帳、応急医薬品等（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等）

(ｴ)　携帯ラジオ

(ｵ)　照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））

(ｶ)　衣類（下着、上着、タオル等）

(ｷ)　感染症対策用品（マスク、消毒液、体温計等）

ク　避難時の留意事項

(ｱ)　川べり等に近づかない。

(ｲ)　避難方法

ａ　徒歩で避難する。

ｂ　携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。

(ｳ)　応急救護

対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。

(ｴ)　避難協力

自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。

ケ　正しい情報の入手

ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。

また、町、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

コ　電話に関する留意事項

(ｱ)　不要不急な電話やデータ通信はしない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。

(ｲ)　輻輳（ふくそう）等により電話がつながりづらくなったときは、ＮＴＴが提供する「災害用伝言ダイヤル（１７１）」、「災害用伝言板（web１７１）」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。

サ　広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

シ　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ス　町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

２　理解しやすい防災情報の提供

町は、県及び前橋地方気象台と連携し、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

３　学校教育による防災知識の普及

町及び町教育委員会は消防機関や前橋地方気象台等関係機関と連携し、避難訓練を実施するとともに、安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて防災教育を行い、児童・生徒の防災意識の高揚を図るものとする。特に、災害発生時の安全確保や避難の仕方について、児童・生徒の発達段階に即した指導を行う。

４　防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努めるものとする。

５　風水害等に備えた「マイ・タイムライン」の作成支援

町は、県と連携し、災害リスクの把握ととるべき行動の理解促進のため、台風などの接近に合わせ、いつ、だれが、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した住民一人ひとりの防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を支援するものとする。

６　防災訓練の実施指導

町は、消防機関と協力し、地域（行政区）、職場、学校等において年２回程度の定期的な防災訓練（避難訓練や救急救命講習を含める）を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

７　要配慮者への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者に十分配慮し､地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

８　男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、また、女性がリーダーシップを発揮できる環境を整えることにより､男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

９　疑似体験装置等の活用

防災知識の普及に当たっては、町は、県や消防機関と連携し、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

１０　被災地支援に関する知識の普及

町は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

１１　過去の災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第２節　住民の防災活動の環境整備

災害時においては、県及び町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身に付け、これを家庭、地域、職域等で実践しなければならない。

さらに地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努めることが重要である。

１　消防団等の育成強化

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

また、災害時に女性消防隊等が応急措置や衛生管理を担うことができるよう、平時から育成に努めるものとする。

２　自主防災組織の活動

地域における防災対策は、行政区単位、学校区単位に、「自分たちのまちは自分たちで守ろう」との住民の連帯意識に基づき結成された自主防災組織により共同して実施することが効果的である。

このため自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って次の事項を中心に活動の充実・強化を図るものとする。

(1)　平常時の活動

ア　防火知識の普及

イ　火気使用設備器具等の点検

ウ　防災に必要な物資及び資機材の備蓄

エ　防災訓練の実施

オ　応急手当等の習得

(2)　災害時の応急活動

ア　情報の収集及び伝達

イ　出火防止及び初期消火

ウ　避難行動要支援者をはじめとする住民の避難・誘導

エ　被災者の救護・救出、その他救助

オ　給食及び給水

カ　衛生

(3)　町の役割

町は、当該区域内の自主防災組織の100％組織化を目指し、次により、その育成強化を図るものとする。

ア　自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努めるとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害･土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

イ　青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

ウ　自主防災組織のリーダーをサポートする人材として、防災の知識・技能を持つ防災士の活用が効果的であることから、県は、防災士資格取得試験の受験資格が取得できる講座を開催し、計画的に「防災士（ぐんま地域防災アドバイザー)」の養成を行っている。また、スキルアップのための研修等を通じて、アドバイザーの知識・技能向上、活用を検討していく。

３　災害時におけるボランティア活動の環境整備

町は、県と連携し、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。

なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

(1)　災害時におけるボランティア活動の啓発

町は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発に努める。

(2)　ボランティアネットワークの形成による体制づくり

県及び町は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、災害時に対応できるボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

(3)　災害ボランティアセンター設置団体との連携

町は、災害ボランティアセンター設置団体（社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、町は、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所について、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

(4)　各領域における専門ボランティアとの連携

県及び町の関係各課は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において、平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

(5)　行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者連携

町は、災害ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(6)　緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

町は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

４　事業所（企業）防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、町及び県が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める。

(1)　自衛防災力の確立

事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保及び二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行うものとする。

ア　従業員の防災教育

イ　情報収集伝達体制の確立

ウ　火災その他災害予防対策

エ　避難体制の確立

オ　防災訓練の実施

カ　応急救護体制の確立

キ　飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）

ク　燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策

(2)　地域貢献の仕組みの構築

事業所も地域コミュニティの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時滞在施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行えるという特徴があり、地域防災力向上の鍵をにぎるものである。

(3)　応援協定等の締結の推進

事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、町が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ町と協定を締結するなど、平時から町との連携に努める。

また、町は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスを行うものとする。

(4)　事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(5)　被災時の機能回復力の確保

災害時の事業活動の維持又は早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図って行かなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。

(6)　町及び各業界の民間団体は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。また、町は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

(7)　町は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、必要に応じて、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(8)　浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水

防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。

(9)　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(10) 町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(11) 町、県及び邑楽町商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

５　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1)　町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

(2)　町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

(3)　町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体の避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第４章　要配慮者対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、町は、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者と連携して、平素より要配慮者の安全を確保するための対策を行うものとする。

＜用語の定義＞

本計画で使用している「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の定義は次のとおりとする。

「要配慮者」

高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者

「避難行動要支援者」

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

第１節　要配慮者対策

１　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新

東日本大震災や、過去の大規模な震災・風水害等において、要配慮者が要配慮者以外の者と比較して多く被災する傾向にあり、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な者に対する避難支援等の強化が急務となっている。要配慮者を災害から保護するためには、平常時から自ら避難することが困難な者を把握し、避難支援体制を構築しておくことが重要である。

このため、町は、災害対策基本法第49条の10及び14に基づき、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成並びに更新する。

(1)　町は、内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(2)　町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(3)　町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連

携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(4)　町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

２　避難行動要支援者名簿に掲載及び個別避難計画を作成する者の範囲

避難行動要支援者名簿への登載及び個別避難計画作成対象者は、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」であり、このような避難行動要支援者に該当するか否かは、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して判断することとなる。

この際、要配慮者個人としての避難能力の有無については、主として、気象警報・注意報や避難情報等の災害関連情報の取得能力、避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、避難行動を取る上で必要な身体能力に着目し、要介護状態区分、障害支援区分等の要件を設定することとし、具体的には在宅で次の条件のいずれかに該当する者とする。

(1)　満75歳以上の一人暮らしの高齢者又は満75歳以上の高齢者のみの世帯に属する者

(2)　介護保険法（平成９年法律第123号）に規定する要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）に規定する要介護３・４・５までの認定を受けている者

(3)　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に規定する障害程度の等級が１級又は２級に該当するもの

(4)　療育手帳の交付を受けている者で、障害等級がＡに該当するもの

(5)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）に規定する障害程度の等級が１級程度に該当するもの

(6)　上記以外の者のうちで、自力での避難が困難であると町に申し出たもので、町長が認めたもの

３　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(1)　名簿項目

ア　氏名

イ　生年月日

ウ　性別

エ　住所又は居所

オ　電話番号その他の連絡先

カ　緊急連絡先

キ　避難支援者

ク　避難支援等を必要とする事由

ケ　その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(2)　個人情報の入手方法

ア　「関係機関共有方式」

避難行動要支援者にダイレクトメール等を送付し、個人情報の提供に同意をもらう。

(ｱ)　高齢者の把握

要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握するとともに、一人暮らし高齢者の情報に関しては、住民保険課及び福祉介護課等と連携し、住民基本台帳及び一人暮らし高齢者調査結果等の活用により把握する。

(ｲ)　障害者の把握

障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害支援区分情報等が基本となり、障害者手帳の交付やサービス申請の機会を通じて、相談窓口及び各種支援制度の周知を進めるとともに、障害者団体の協力を得ながら、情報の把握を行う。

(ｳ)　在宅療養者の把握

人工透析を受けている場合など常時､特別な医療等を必要とする在宅療養者については、保健所、病院など関係する機関と連携し、身体障害者手帳等を活用しながら該当者の把握を行う。

イ　「手上げ方式」

所定の申請手続きにより、個人情報の提供を前提として登録を行う。

４　名簿等の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により地域において絶えず変化するものであることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を最新の状態に保つよう努める。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報等の適切な管理に努めるものとする。

５　避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は次の者を基本として定めるが、避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が必要であり、年齢要件等にとらわれず、地域住民による避難支援等関係者としての協力を幅広く得ることが不可欠となる。

(1)　町内の自主防災組織

(2)　邑楽町の民生委員・児童委員

(3)　邑楽町社会福祉協議会
(4)　邑楽消防署
(5)　邑楽消防団
(6)　群馬県警察・大泉警察署
(7)　上記のほか避難支援に携わる者で町長が避難支援に関し必要と認める者

６　避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、災害時には避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、避難行動要支援者に対する災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。

７　避難支援等関係者への名簿等の提供

避難行動要支援者名簿制度は、作成した名簿等を適切に活用し、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護することにある。

このことから、町は、作成した避難行動要支援者名簿に登載された避難行動要支援者に関する情報や個別避難計画が地域の支援者等にも適切に提供され、災害発生時に名簿情報等が最大限活用されるために、平常時から避難行動要支援者名簿情報等の提供を行うものについては、事前に要支援者本人の同意を得る必要がある。

８　名簿情報等の提供における情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿に記載された名簿情報及び個別避難計画は、要支援者に関する心身の機能障害や疾病に関する情報等といった極めて秘匿性の高い秘密を含むものである。このため、名簿情報等の提供を受けた者が、正当な理由なくこうした秘密を他者に漏らすことは、要支援者本人はもとより、その家族等の権利利益をも不当に侵害することになりかねない。また、名簿情報等に含まれる秘密の保持について要支援者等からの信用が十分に得られない場合には、平常時からの名簿情報等の提供に対する同意を躊躇させることにもつながり、結果として、地域住民等の「共助」による避難支援等の充実・強化を目的とした名簿制度及び個別避難計画の実効性を大きく毀損するおそれもある。

こうした考えから、名簿情報等の不当な漏えいを防止し、もって要支援者等のプライバシーの保護並びに名簿制度や個別避難計画の信頼性及び実効性の確保を図るため、災害対策基本法では名簿情報等の提供を受けた者に対して守秘義務を課しているところである。

以上のことから、町は、名簿情報等を外部に提供する際には、その相手方に法律上の義務内容等を適切に説明するなど、名簿情報等に係る秘密保持が徹底されるよう特段の配慮を図る措置を講じる。また、名簿情報等の提供時のほか、必要に応じて個人情報の取扱いに関する研修会を開催する、避難支援等関係者が集まる機会を捉えて説明するなど、個人情報の取扱いについて周知徹底を図る。

９　避難行動要支援者の安全確保

(1)　避難行動要支援者の実態把握

町は、避難行動要支援者について、名簿及び個別避難計画の作成並びに更新を行い、自主防災組織や自治公民館等の範囲ごとに掌握しておく。なお、掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、プライバシーには十分留意する。

また、名簿等の活用方法について、消防機関、警察機関、自主防災組織、民生委員・児童委員等と確認、調整を図るものとする。

(2)　緊急連絡体制の整備

町は、避難行動要支援者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の避難行動要支援者の実態にあわせ、家族だけでなく、地域ぐるみの協力のもとに避難行動要支援者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

また、町は、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について推進に努める。

１０　避難体制の強化

町は、避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意して内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難支援ガイドライン」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を参考にして、「個別避難計画」の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所（以下「指定福祉避難所」という。）の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1)　避難情報の伝達体制の整備

町長が発令する避難情報が避難行動要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2)　避難誘導体制の整備

避難行動要支援者が避難するに当たっては、介助が必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

(3)　避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(4)　指定福祉避難所の指定・整備

指定福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するように努める。

指定福祉避難所の指定に当たっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び指定福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備に当たっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

(5)　指定福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に指定福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、指定福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、指定福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

１１　環境整備

町は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置及び避難所案内板や災害危険地区の表示板等の多言語化を推進するなど、環境整備に努める。

１２　人材の確保

町は、要配慮者の支援に当たり、指定福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

１３　要配慮者利用施設管理者との連携

(1)　要配慮者利用施設

要配慮者利用施設とは、次に掲げる施設をいう。

なお、本町における要配慮者利用施設は、**資料編５－２**のとおりである。

ア　児童福祉施設

イ　介護保険等施設

ウ　障害福祉サービス事業所

エ　障害者支援施設

オ　障害者関係施設

カ　身体障害者社会参加支援施設

キ　医療提供施設

ク　幼稚園

ケ　その他

(2)　要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、風水害等に対する安全性を確保する。特に、要配慮者利用施設のうち人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(3)　要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画を作成するとともに、次により施設の防災体制を整備するものとする。

ア　自施設の立地環境による災害危険性（洪水等）の把握及び職員への周知

イ　防災気象情報の的確な入手手段の整備

ウ　職員の動員基準及び動員伝達体制の整備

エ　施設周辺状況の確認（情報の収集）

オ　避難場所、避難所及び避難路の確認

カ　避難、救出及び安否確認の体制の整備

キ　町、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備

ク　避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備

ケ　防災訓練等防災教育の充実

コ　食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄

サ　燃料の調達体制の確保

(4)　町の支援

町は、要配慮者利用施設における防災体制の整備について、次の支援を行うものとする。

ア　要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性（洪水等）に関する情報の提供

イ　防災気象情報の提供

ウ　要配慮者利用施設との緊急連絡体制の整備

エ　避難情報の基準、避難場所、避難所、避難路、避難方法等に関する情報の提供及び伝達体制の整備

オ　緊急時における町と要配慮者利用施設との連絡体制の整備

カ　避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）

キ　要配慮者利用施設における防災教育への協力

１４　消防機関及び警察機関の支援

消防機関及び警察機関は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、町と協力して次の支援を行うものとする。

ア　緊急時における消防機関・警察機関と避難行動要支援者との連絡体制の整備

イ　避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）

ウ　避難行動要支援者に対する防災教育・啓発への協力

１５　地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力するものとする。

１６　防災教育及び啓発

(1)　避難行動要支援者に対する防災知識の普及

町は、避難行動要支援者及びその家族に対し、災害時に円滑に避難し、被害を最小限にするために、避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。また、防災パンフレット等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行う。

地域における防災訓練においては、必ず避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓

練や、避難訓練を実施する。また、町は、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の在宅の状況に接することのできる者に対し､家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

(2)　外国人対策

外国人に対しては、住居地の届出の際などに、外国語を付記した防災パンフレット等を配布するなどして、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うものとする。

１７　防災と福祉の連携

町は、防災（町及び県）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者及びその家族に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

〈関係資料〉　　資料編５－２　　要配慮者利用施設

第５章　その他の災害予防

第１節　災害廃棄物対策

１　災害廃棄物の発生への対応

(1)　町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、太田市外三町広域清掃組合による広域処理や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。また、太田市外三町広域清掃組合として、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。

(2)　町は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理等について、邑楽町災害廃棄物処理計画に基づいて実施するものとする。

(3)　町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

(4)　町は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

第２節　罹災証明書の発行体制の整備

１　罹災証明書の発行体制の整備

(1)　町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

(2)　町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第２部　災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、第１次的には町が対策に当たり、県は、町を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、県及び町の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。この他広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

第１章　災害発生直前対策

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

第１節　警報等の伝達

１　気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれがあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場

合には「特別警報」が、邑楽町に発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域（「伊勢崎・太田地域」）の名称を用いる場合がある。なお、特別警報・警報・注意報の発表基準は**資料編３－１、３－２**のとおりである。

(1)　特別警報・警報・注意報の種類及び概要

前橋地方気象台が発表する気象特別警報・警報・注意報の種類及び概要は、次表のとおりである。

特別警報・警報・注意報の概要

種　　類	概　　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

種　　類			概　　要
特別警報	気象特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
		暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
		大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。(※) 災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに三の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
		大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

警報	気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
		大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害)、大雨警報（浸水害)、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。(※) 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水警報		大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
注意報	気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップなどによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
		大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
		濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

注意報	気象注意報	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「雹」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
		乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
		霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
		なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		着氷（雪）注意報	著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
		融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	洪水注意報		大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。

※　邑楽町については、土砂災害警戒情報の対象となる土砂災害の危険性がある地形（土砂災害危険箇所）が無く、過去にも大規模な土砂災害が発生していないことから、平成25年５月30日より、群馬県と前橋地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表対象地域から除外されている。このことに伴い、大雨特別警報・大雨警報についても、浸水害に係る大雨特別警報（浸水害）・大雨警報（浸水害）のみが発表の対象となっている。

（注）　土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

(2)　大雨警報・洪水警報の危険度分布等

気象庁が気象警報等の補足として発表する危険度分布等の種類と概要は、次のとおりである。

警報の危険度分布等の種類と概要

種　　類	概　　要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。 １時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：重大な浸水害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況 ・「警戒」（赤）：側溝や下水が溢れて道路がいつ冠水してもおかしくない状況 ・「注意」（黄）：周囲より低い場所で側溝や下水が溢れて道路が冠水し、住宅の地下室や道路のアンダーパスに水が流れ込むおそれ
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１kmごとに５段階に色分けして示す情報。 ３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

種　　類	概　　要
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。 ６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

※　邑楽町については、土砂災害警戒情報の対象となる土砂災害の危険性がある地形（土砂災害危険箇所）が無く、過去にも大規模な土砂災害が発生していないことから、平成25年５月30日より、群馬県と前橋地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表対象地域から除外されている。このことに伴い、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）では、「注意」（黄）のみ発表の対象となっている。

(3)　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県南部または北部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

２　気象業務法に基づく気象情報

(1)　全般気象情報、関東甲信地方気象情報、群馬県気象情報

警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかけたり、警報や注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために発表する。

(2)　土砂災害警戒情報

群馬県と前橋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

※　邑楽町については、土砂災害警戒情報の対象となる土砂災害の危険性がある地形（土砂災害危険箇所）が無く、過去にも大規模な土砂災害が発生していないことから、平成25年５月30日より、土砂災害警戒情報の発表対象地域から除外されている。

(3)　記録的短時間大雨情報

当該市町村が警戒レベル４相当の状況となっているときに、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、より一層の警戒を呼びかけるよう、気象情報の一種として発表する（１時間に100㎜以上の猛烈な雨を観測又は解析した場合）。

(4)　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、群馬県内に雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、群馬県を対象に発表する。発表区域は「群馬県南部」「群馬県北部」とする。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、気象庁が群馬県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

３　消防法に基づく警報等

(1)　火災気象通報

前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第１項の規定により、当該状況を県（危機管理課）に通報するものとする。

なお、火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行うものとする。

ア　実効湿度が50％以下で最小湿度が25％以下になる見込みのとき。(乾燥注意報の発表基準と同じ。)

イ　平均風速が13m/s以上になる見込みのとき。(強風注意報の発表基準と同じ。ただし降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある。)

(2)　火災警報の発令

町は、前橋地方気象台が行う火災気象通報を県が受けたことを知ったとき又は気象の状況が次のいずれかに該当し火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第３項の規定により、必要に応じ火災警報を発するものとする。

ア　実効湿度が50％以下で最小湿度が25％以下となる見込みのとき。(乾燥注意報の発表基準と同じ。)

(ｱ)　平均風速がおおむね 13m/s を超え、主として強風による被害が予想される場合

(ｲ)　空気が異常に乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合(基準実効湿度 50％以下で、最小湿度が 25％を下回る見込みのとき。)

イ　実効湿度が60％以下及び最小湿度が35％以下で風速８m/s以上となる見込みのとき。

４　水防法に基づく洪水予報、水防警報

第２部第３章第６節「水防計画」参照

５　警報等の伝達系統

(1)　伝達系統

前橋地方気象台からの警報等の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。

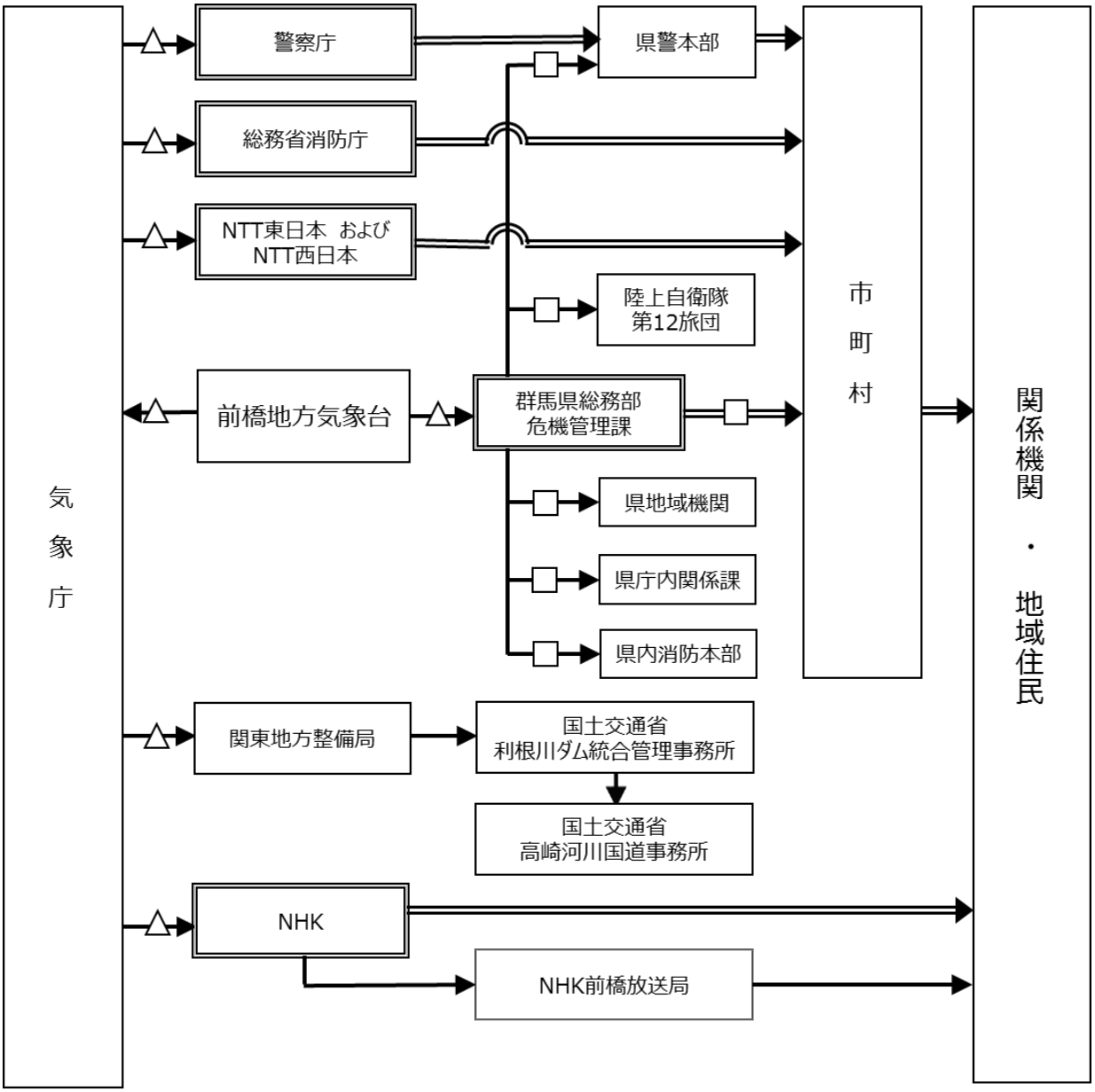

※　各種防災気象情報は前橋地方気象台から配信される

（注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先
（注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2から6及び第15条の二の２から５によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

△　専用回線
□　県防災情報通信ネットワーク

６　住民に対する気象情報の周知

(1)　住民に通報の必要を認めたときは、災害が発生する危険性が高い地域の住民に対し、次の方法により通報する。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に確実に伝達するよう配慮するものとする。

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民等へ周知する。

ア　テレビ放送、ラジオ放送による方法

イ　広報車による方法

ウ　サイレン、警鐘等による方法

エ　伝達組織を通じて周知する方法

オ　同報系無線により屋外広報を利用する方法

カ　携帯メール、町ホームページを利用する方法

キ　自主防災組織、民生委員・児童委員を通じて周知する方法

〔伝達組織の系統〕

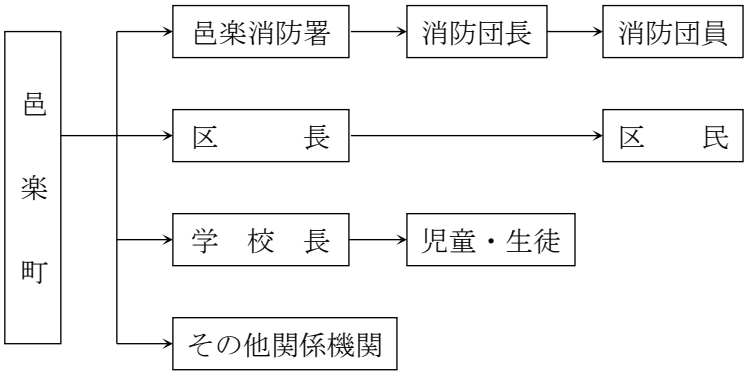

業務時間外における通報連絡先については、次の電話番号又はＦＡＸ番号によるものとし、通報連絡を受けた職員（宿日直者）は、上記の手段のいずれかにより、関係機関などに連絡するものとする。

電 話 番 号　0276-88-5511

ＦＡＸ番号　0276-88-3247

(2)　道路管理者は、降雨予測及び降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測及び降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

７　異常現象発見時の手続き

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

(1)　発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに、自己又は他人により町長若しくは警察官に通報するものとする。

(2)　警察官の通報

警察官は異常現象を発見し、又は通報を受けた場合は、速やかに町長及び警察署長に通報するものとする。

(3)　町長の通報

上記(1)及び(2)によって、異常現象を承知したときは、直ちに次の機関に通報するものとする。

ア　前橋地方気象台

イ　その異常現象に関係ある隣接市町

ウ　行政県税事務所、土木事務所等その地域を管轄する異常現象に関係のある県の出先機関

(4)　通報を要する異常現象

ア　著しく異常な気象現象

強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷雨、河川の著しい増水等

イ　地震

頻発地震（数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震）

(5)　通報手段

通報は、電話又はＦＡＸによることを原則とする。

〔通報系統〕

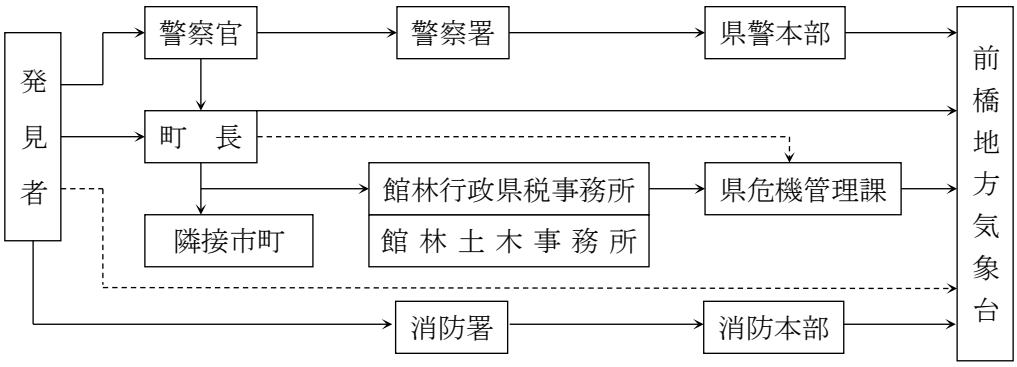

〈関係資料〉　資料編２－１　水防警報区間等
同　２－２　重要水防区域
同　３－１　特別警報の発表基準
同　３－２　警報・注意報発表基準
同　３－３　水位観測施設

第２節　避難誘導

１　避難情報

(1)高齢者等避難

町長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示、緊急安全確保のほか、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を発令する。

(2)　避難指示、緊急安全確保

町長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示又は緊急安全確保の発令を行う。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(3)　避難情報の発令

ア　町は、住民に対する避難情報の発令に当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

イ　町は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難情報の発令を行うための判断を風水害の被災地近傍の施設等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

ウ　避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ない場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

エ　町長は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

オ　町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

カ　町長のほか法令により避難情報の発令を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の指示を行うものとする。

キ　避難情報に係る基準等は、次表のとおりである。

町長が発令する避難情報の基準

区分	実施者	措置	発令基準
警戒レベル３ 高齢者等避難	町長 （災害対策基本法第56条）	・要配慮者の避難開始 ・一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
警戒レベル４ 避難指示	町長 （災害対策基本法第60条）	・立ち退きの指示 ・立ち退き先の指示 ・屋内安全確保の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。
警戒レベル５ 緊急安全確保	町長 （災害対策基本法第60条）	・立ち退きの指示 ・立ち退き先の指示 ・緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又は切迫している場合において、特に必要があると認められるとき。

法律に基づき町長に代わる者が発令する場合の避難情報の基準

区分	実施者	措置	発令基準
警戒レベル４ 避難指示	知事 （災害対策基本法第60条）	・立ち退きの指示 ・立ち退き先の指示 ・屋内安全確保の指示	災害の発生により、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者 （水防法第29条）	・立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 （災害対策基本法第61条）	・立ち退きの指示 ・立ち退き先の指示	町長が立退きを指示することができないとき又は町長から要求があったとき。
	警察官 （警察官職務執行法第４条）	・避難の指示	天災等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 （自衛隊法第94条）	・避難の指示	天災等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、警察官がその場にいないとき。
警戒レベル５ 緊急安全確保	知事 （災害対策基本法第60条）	・立ち退きの指示 ・立ち退き先の指示 ・緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又は切迫している場合において、特に必要があると認められるとき。

避難情報の発表基準

警戒レベル３ 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●発令基準（河川情報）：避難判断水位到達 ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル４ 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●発令基準（河川情報）：氾濫危険水位到達 ●居住者等が取るべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル５ 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●発令基準（河川情報）：堤防天端水位到達・越水 ●居住者等が取るべき行動：命の危険　直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

ケ　町は、必要に応じて、避難情報の対象地域、判断時期等について、その所掌事務に関し、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対して助言を求めるものとする。また、町は、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、県に積極的に助言を求めるものとする。さらに、町は、避難情報の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(4)　明示する事項

避難情報の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

ア　避難対象地域

イ　避難を必要とする理由

ウ　避難先（屋内安全確保を含む）

エ　避難路

オ　避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等）

(5)　伝達方法

避難情報は、同報系無線による屋外広報、サイレン、緊急速報メール、広報車、使走、テレビ・ラジオ放送等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。また、伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(6)　町から関係機関への連絡

町は、避難情報の発令を行ったときは、その内容を速やかに県（館林行政県税事務所を経由

して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課)、大泉警察署及び管内駐在所、邑楽消防署等に連絡するものとする。

(7)　避難情報の解除

町は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

２　避難誘導

避難誘導は、町、消防機関及び警察機関の相互の連携により、人命の安全を第一に考え、混乱を避け、安全かつ円滑に行うよう努めるものとする。

(1)　被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、もっとも安全と思われる避難路を選定する。

(2)　避難路の要所に町、消防機関及び警察機関職員からなる誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。

(3)　常に周囲の状況に注意し、避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

(4)　要配慮者への配慮

町は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難情報を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

３　町の避難誘導対策の手順

風水害により、住民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、避難情報の発令を行うなど、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

(1)　町は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、消防団（水防団）等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、重要水防区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難情報の発令を行うとともに、避難誘導活動を実施する。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

(2)　町は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ、指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は、管理者の同意を得て避難場所とする。

(3)　住民に対する避難情報の伝達に当たっては、屋外広報、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に迅速かつ的確な伝達をするよう努める。

(4)　情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、避難に時間のかかる者等から優先的に行う等、要配慮者に対して配慮するよう努める。

(5)　指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水区域の所在等、避難に資する情報の

提供を行うよう努める。

４　警戒区域の設定

(1)　町長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法第63条第１項の規定により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

(2)　警察官による代行措置

(1)の場合において、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第２項の規定により当該職権を行うものとする。

(3)　自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、町長その他町長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第３項の規定により当該職権を行うものとする。

(4)　町から関係機関への連絡

町は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県（館林行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課)、大泉警察署及び管内駐在所、邑楽消防署等に連絡するものとする。

第３節　広域避難

災害が発生するおそれがある段階において、予測される被害が広域にわたる場合、県内の他市町村や他都道府県の市町村への立ち退き避難が必要となることが想定される。

このため、以下に、広域避難が必要となった場合の手続等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域避難を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、町は、他市町村等へ住民の広域避難に係る協議を行う段階等において、県へ広域避難に係る情報を適宜報告するものとする。

１　県内の他の市町村への広域的な避難等

(1)　町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議するものとする。

(2)　町は、(1)の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。

(3)　(1)の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、当該避難者

等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、(1)による滞在（以下「広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供するものとする。

(4)　(3)の場合において、協議先市町村は、当該市町村において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者等に通知するとともに、本町に対し、通知するものとする。

(5)　町は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県に報告するものとする。

２　他の都道府県の市町村への広域的な避難等

(1)　町は、１(1)の場合において、他の都道府県内の市町村への受け入れについては、県に対し、当該他の都道府県と当該要避難者の受入れについて協議することを求めるものとする。

(2)　町は、県から通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した要避難者を受け入れるべき避難場所の決定に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するものとする。

３　町による県外広域避難の協議等

(1)　町は、２(1)の場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村に直接協議するものとする。

(2)　町は、(1)の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。

(3)　(2)の報告を受けた県は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告する。

(4)　町は、都道府県外協議市町村から要避難者を受け入れるべき避難場所の決定通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県に報告するものとする。

(5)　(4)の報告を受けた県は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告する。

第４節　災害の未然防止対策

町は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

１　水防活動

(1)　気象情報の把握

町は、県及び前橋地方気象台と連絡を密にし、降雨量等気象状況の把握に努める。

(2)　危険区域の巡視

町は、水防計画に基づき、水害による危険性を事前に察知し、災害の拡大を防止するため、予想される危険区域を消防団（水防団）等その他関係団体及び地域住民の協力のもとに巡視し、警戒に当たる。水防上危険であると思われる箇所を発見したときは、応急対策として水防活動を実施する。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

２　河川管理施設、農業用用排水施設等

洪水の発生が予想される場合には、堰、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を警察署等に通報するとともに住民に対して周知する。

３　道　路

降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

〈関係資料〉　資料編２－１　水防警報区間等
同　２－２　重要水防区域

第５節　物資に関する事前対策

１　物資調達・輸送等に関する事前対策

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第２章　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

風水害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第１節　災害情報の収集・連絡

町、県その他防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報（以下この節において「災害情報」という。）を迅速に収集しなければならない。

また、情報の収集に当たっては、住民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとする。

報告する際は、情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないので、情報源を示して報告する必要がある。

なお、災害発生直後においては、迅速性が重要であるため、情報収集に当たっては概括的な情報を報告することで足りるものとする。

１　被害報告等取扱責任者

町長は、災害情報の収集及び被害報告が迅速かつ適確に処理できるよう関係課ごとに被害報告取扱責任者１名と報告取扱者１名を置き、関係機関へ被害報告等を迅速かつ的確に処理させるものとする。

２　被害等の調査

(1)　被害状況等の調査は災害対策本部の分掌事務に基づき、次に掲げる部が関係機関及び団体等の協力・応援を得て行うものとする。

部	調　査　事　項	協力・応援機関、団体
総務部	町有財産関係の被害	各施設管理者、区長
保健福祉部	社会福祉施設・医療・防疫・衛生関係の被害	各施設管理者、保健福祉事務所、生活環境委員、保健推進員
生活対策部	住家等の一般被害	区長、町長の指名した者
産業部	農業・商工業関係の被害	行政県税事務所、農業事務所、土地改良区、農業指導センター、農業整備センター、農業協同組合、農業委員、商工会

土木部	土木関係の被害	土木事務所、土木委員、区長
教育部	教育関係施設の被害	各施設管理者、教育事務所
消防部	火災即報、水害情報	館林地区消防組合消防本部、邑楽消防署、消防団、女性消防隊

(2)　被害状況の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏・重複のないよう十分留意し、異なった被害状況は調整すること。

(3)　被災世帯員数等については、現地調査のほか、住民基本台帳等の照合を実施して的確を期すること。

３　町における災害情報の連絡

町における災害情報の連絡は、次による。

(1)　災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

ア　「災害報告要領」(昭和45年４月10日付け消防防第246号消防庁長官通知）及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）の規定により、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課に直接報告する。

イ　いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

<table>
<tr><td rowspan="3">消防庁</td><td colspan="2">メール ●●●●@ml.soumu.go.jp ※●●●●を fdma-sokuhou
・電子メールの件名は、【都道府県名・市町村名（又は消防本部名)】及び災害名（又は事故種別）を含むものとすること。
・電子メールの本文への火災・災害等の概要の記載は不要である。</td></tr>
<tr><td>応急対策室
(9：30～18：15)</td><td>電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537
衛星 048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033</td></tr>
<tr><td>夜間（宿直室）
（上記時間以外）</td><td>電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
衛星 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036</td></tr>
</table>

ウ　応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

エ　具体的な報告方法は次による。

なお、各様式については、**資料編 12－１**参照のこと。

(ｱ)　災害概況即報

災害を覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第４号様式（その１）(災害概況即報）により報告する。

(ｲ)　被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第４号様式（その２）（被害状況即報）により報告する。

報告の頻度は次による。

①第１報は、被害状況を確認し次第報告。

②第２報以降は、人的被害に変動がある場合は１時間ごとに報告。

人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、３時間ごとに報告。

③災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、６時間ごとに報告。

(ｳ)　災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」（災害確定報告）により報告する。

(ｴ)　記入要領

被害認定基準は、別表による。

○死者（うち災害関連死者）、行方不明、重傷、軽傷	人数
○住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水	棟数、世帯数、人数
○非住家被害のうち公共建物、その他	棟数
○その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水	面積
○その他のうち学校、病院、道路、橋りょう、河川、港湾、砂防、清掃施設、鉄道	箇所数
○その他のうち被害船舶	隻数
○その他のうち水道、電気、ガス	戸数
○その他のうち電話	回線数
○その他のうちブロック塀等	箇所数
○り災世帯	世帯数
○り災者	人数
○火災のうち建物、危険物、その他	件数

(2)　災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

町は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

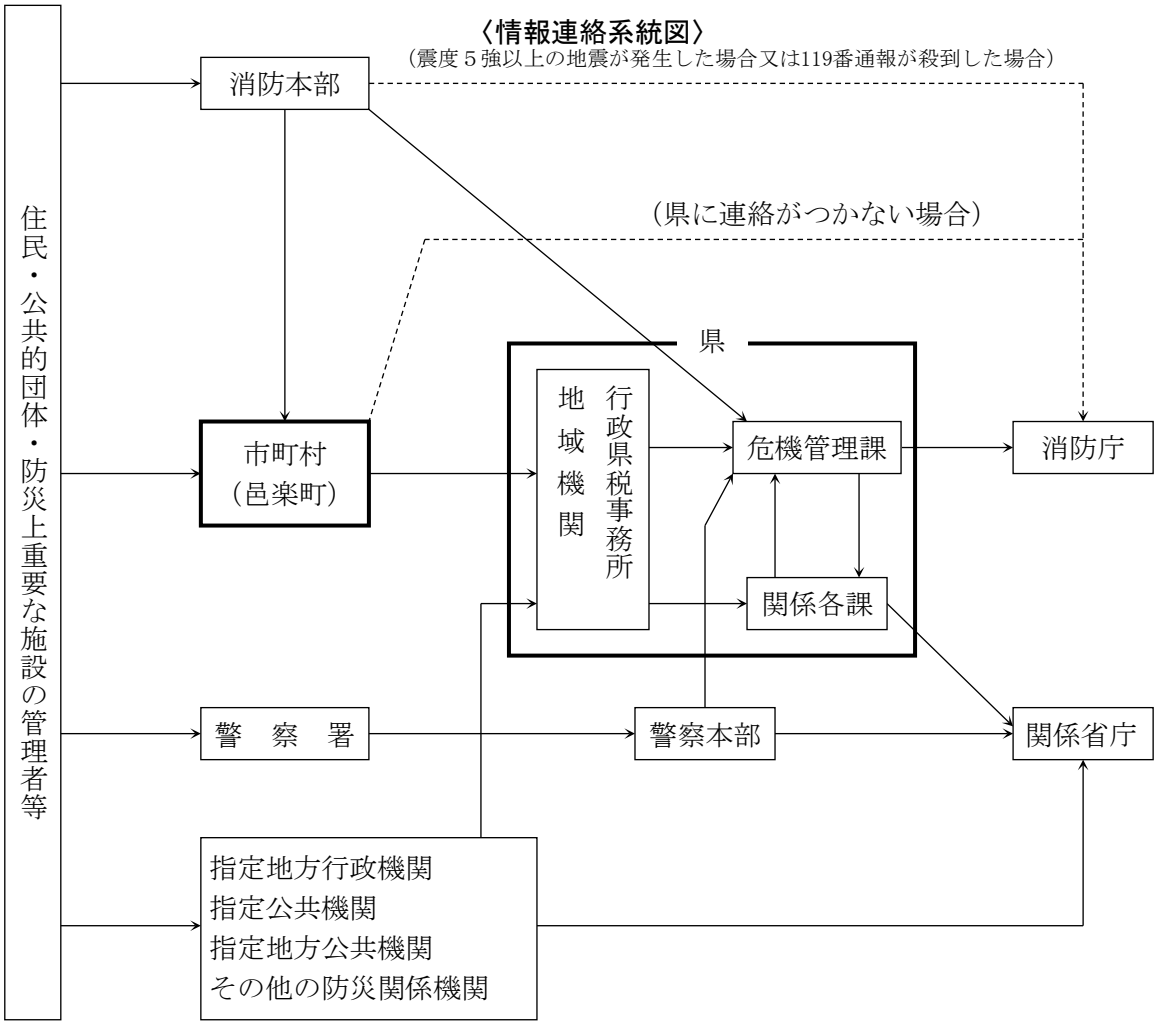

別表　　**被害の認定基準**

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな被害は除く。
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に共する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。

	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生	火災発生件数	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。	
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農業被害	農林水産業施設以外の農業被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林業被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

	畜　産　被　害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水　産　被　害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商　工　被　害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考	備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。	

出典：消防庁「災害報告取扱要領」令和５年５月

〈関係資料〉　資料編１－１　防災関係機関一覧
同　12－１　被害報告関係様式

第２節　通信手段の確保

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、速やかに復旧対策をとるとともに、代替え機能を確保する。

１　通信施設の確保

屋外広報など、通信手段の確保に努め、災害が発生した際には直ちに通信設備を点検し、支障が生じた場合は施設の復旧を行うものとし､そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

また、避難施設との通信手段として、有線電話のほかに消防、警察無線などの利用を図るとともに、防災関係機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

２　緊急情報連絡用回線の設定

町は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信回線、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

３　災害時の通信手段の確保・運用

災害時の町の通信連絡手段としては、同報系無線による屋外広報、広報車、町のホームページ、公式ＳＮＳ等による周知のほか、おうらお知らせメール利用登録者への携帯メールによる周知を拡充するとともに、ＮＴＴ一般加入電話（災害時優先電話及び各種携帯電話を含む。）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

(1)　災害時優先電話の利用

災害発生時には被災地への安否確認等の電話が殺到することにより、通信が混雑し、電話が

かかりにくくなるため、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するために、電気通信事業法に基づき指定された電話が災害時優先電話である。災害発生時には比較的かかりやすい措置が講じられているので、外部発信専用として利用できるよう整備を進める。

(2)　他機関が保有する通信設備等の利用

防災関係機関は、必要に応じ、他機関が保有する通信設備等を利用するものとする。

ア　災害対策基本法に基づく通信設備等の優先利用

町は、必要に応じ、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条に基づき、警察通信設備や消防通信設備、電気事業通信設備等の利用を図る。

イ　電波法第52条に基づく非常通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために無線通信施設の利用を図る。

非常通信の依頼手続（関東地方非常通信協議会の例示）

発信を希望する通信文を次の要領で電報頼信紙（なければ適宜の用紙で可）に記載し、依頼先の無線局に持参する。

(ｱ)　冒頭に「非常」と朱書きする。

(ｲ)　宛て先の住所、氏名（職名）及び電話番号を記載する。

(ｳ)　本文を 200 字以内で記載する。（濁点、半濁点は字数に数えない。）

(ｴ)　末尾に発信者の住所、氏名（職名）及び電話番号を記載する。

４　緊急放送の利用

町長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、放送局に緊急放送を要請することができる。

なお、町長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接要請する。

(1)　放送要請事項

ア　町の大半にわたる災害に関するもの

イ　その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2)　放送要請内容

ア　放送を求める理由

イ　放送内容

ウ　放送範囲

エ　放送希望時間

オ　その他必要な事項

(3)　要請責任者

町において放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

５　県災害対策本部との通信手段

県から発信される災害情報の収集や本町の被害状況等の報告、また他市町村、消防本部、県出先機関、警察等との通信は、次の通信ルートを活用して行う。

①通常通信ルート

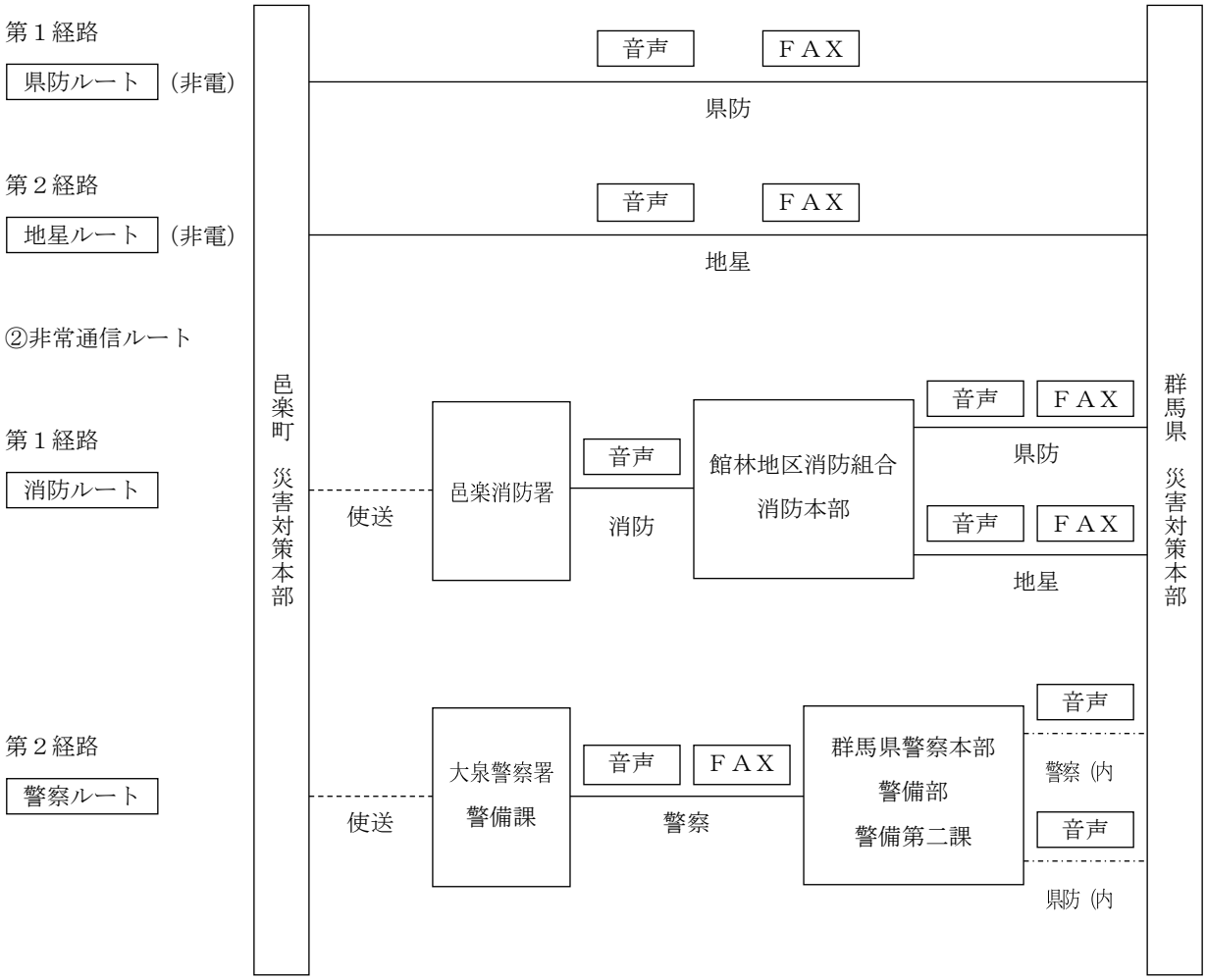

〈関係資料〉　資料編１－１　防災関係機関一覧
同　１－２　県防災行政無線一覧
同　１－３　町防災行政無線一覧

第３章　活動体制の確立

町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに災害警戒本部並びに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

第１節　防災組織体制の確立

１　災害対策本部設置前

(1)　警戒体制の配備

災害処理に関係を有する各課（局）の長は、気象警報の発表等により各種の災害の発生が予測され、あるいは現実に小災害が発生した場合は、通常の職務系統によりこれらに対処するとともに災害警戒本部の設置に備え、警戒体制をとるものとする。

(2)　災害警戒本部の設置

風水害等の発災時には、初期段階の防災機関の迅速な立ち上がりがその後の防災対策の成否を左右することとなるが、災害時の情報の混乱等から遅れがちになる場合がある。特にこのことは、休日、夜間の災害発生に際し問題となる。

そのため、町長は、災害、事故が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、災害対策本部設置前の段階として、また災害対策本部に円滑に移行できる組織として、災害警戒本部を設置し、初動体制に万全を期するものとする。

ア　災害警戒本部の設置基準

(ｱ)　大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、本町に被害の発生が予測されるとき。

(ｲ)　本町に台風が接近し、本町への影響のおそれがあるとき。

(ｳ)　震度５弱以上の地震が観測されたとき。

(ｴ)　その他気象警報・注意報が発表され災害の発生が予想されるとき。

イ　災害警戒本部の解散

気象警報等が解除され、災害の危険性が解消されたと認めたとき、災害警戒本部を解散する。解散後は、大泉警察署、邑楽消防署及び館林行政県税事務所等関係機関に連絡する。

ウ　災害警戒本部の構成

災害警戒本部の構成は、災害の規模に応じて災害対策本部の組織、編成、事務分掌の例に準じて適宜計画するものとする。

エ　災害対策本部への切り替え

災害が拡大して、災害救助法の適用などが想定される程度の被害が発生し、災害対策を総括的かつ統一的に処理する必要があると認めたときは、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切り替える。

２　災害対策本部の設置

町長は、災害対策基本法第23条の２第１項及び邑楽町災害対策本部条例（**資料編１－５**参照）等の規定により、次のいずれかに該当する場合は、警報並びに災害の状況を見極めたうえ、必要と認めたときには、災害対策本部を設置する。

また、被災地への救援活動をより的確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において、県及び各防災関係機関等と連携をとって活動を推進する。

(1)　災害対策本部の設置手続き

ア　設置及び廃止基準

(ｱ)　設置基準

a　町内に特別警報が発表されたとき。

b　町内に災害が発生し、又は災害の発生が予想され、当該災害について災害救助法(昭和22年法律第118号)を適用されるなどその規模及び範囲からして本部を設置して応急対策を必要とする場合

c　前記ｂのほか、著しい激甚災害で、特に応急対策を実施する必要がある場合

(ｲ)　廃止基準

a　災害の発生するおそれが解消したと認めた場合

b　災害対策活動が完了した場合

イ　公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、次の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。

なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

通報又は発表先	通報又は発表の方法	責　任　者
庁　内　各　課　等	庁内放送による	総務課長
県　本　部　等	防災情報システム・電話・県防災行政無線による	
一　般　住　民	公式ＳＮＳ・お知らせメール等による	
報　道　機　関	口頭・電話による	

ウ　設置場所

災害対策本部は、町庁舎３階大会議室に設置し、レイアウトは**資料編１－７に掲載**する。ただし、町庁舎が被災するなど、使用不能の場合は、災害の状況に応じて、罹災状況の軽微なその他の公共施設に設置する。その際には、速やかに町職員及び防災関係機関等に通知する。

(2)　現地災害対策本部の設置

町長は、災害対策本部の設置後、災害現場において臨機応変の対応が必要と認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

ア　町長は、災害対策本部会議のメンバーの中から現地災害対策本部長を指名する。

イ　町長は、現地災害対策本部員として、町災害対策本部の中から必要人員を派遣する。

ウ　設置及び廃止基準は災害対策本部に準ずる。

(3)　災害対策本部の組織

ア　本部長は町長をもって充て、本部機構は、本来の行政組織を主体に機能別に編成する。

本部に任命される本部員は町の職員をもって充てる。

イ　本部には、本部長のもとに副本部長を置く。

副本部長には副町長及び教育長をもって充て、本部に置かれる本部員は部長、副部長、班長及び班員とし、各部班等に対応する職員をもって充てる。

ウ　本部室

本部室は、災害応急対策に関する基本方針、その他重要事項をつかさどる。

エ　本部連絡員

本部連絡員は、本部長の命を受けて、各部相互間の連絡及び各種の情報収集の事務を担当する。

オ　職務代理

(ｱ)　本部長に事故等があった場合は、本部長があらかじめ指名した者が職務を代理することとし、職務代理の順位は、副町長、教育長、総務課長の順とする。

(ｲ)　本部員に事故等があった場合は、当該本部員があらかじめ指名した者がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、当該本部員があらかじめ指定した順位とする。

カ　災害対策本部の組織は、次のとおりである。

邑楽町災害対策本部組織図

本部室	
本部長	町長
副本部長	副町長 教育長
本部員 （各正副部長）	総務課長 企画課長 議会事務局長 福祉介護課長 健康づくり課長 住民保険課長 税務課長 会計課長 財政課長 農業振興課長 商工振興課長 農業委員会事務局長 建設環境課長 都市計画課長 教育委員会学校教育課長 子ども支援課長 教育委員会生涯学習課長 邑楽消防署長 邑楽消防団長
本部連絡員	総務課、建設環境課、都市計画課の各課長補佐、係長
現地災害対策本部	

部	班
総務部	防災総括班 庶務行政班 企画広報班
保健福祉部	社会福祉班 医療防疫班 衛生班 下水道班
生活対策部	窓口記録整備班 経理税務班
産業部	農政班 商工班
土木部	土木総務班 工務班
教育部	教育総務班 学校教育班 生涯学習班
消防部	消防班

(4)　本部の正副部長・班長及び事務分掌

（◎部長、○副部長、・班長）

部 （部長相当職）	班 （班長相当職）	分　掌　事　務
総務部 ◎総務課長 ○企画課長 ○議会事務局長 ○財政課長	防災総括班 ・交通防災係長	1　災害対策本部の設置に関すること 2　災害対策活動の総括及び調整に関すること 3　災害情報及び気象予報警報の収集伝達に関すること 4　避難情報の発令及び伝達に関すること 5　県・消防・警察・その他防災関係機関及び自治会との連絡調整に関すること 6　自衛隊派遣等の広域応援要請に関すること 7　職員の非常招集及び解除に関すること 8　その他各部に属さない事項に関すること 9　その他被災地における民生安定に関すること
	庶務行政班 ・人事職員係長 ・行政係長 ・秘書係長 ・財政係長 ・契約検査係長 ・庶務議事係長 ・施設管理係長	1　職員の動員及び配置・調整に関すること 2　職員の安否確認に関すること 3　緊急輸送用車両の確保及び配車に関すること 4　自主防災組織との連絡調整に関すること 5　災害応急措置関係予算に関すること 6　災害町有財産の調査及び応急対策に関すること 7　その他本部長が指示する災害対策に関すること
	企画広報班 ・広報広聴係長 ・情報政策係長 ・企画調整係長	1　災害記録写真の撮影及び各種資料の収集に関すること 2　住民に対する指示・要請及び情報等の伝達に関すること 3　報道対応に関すること 4　通信の確保及び電力の応急復旧の協力に関すること 5　その他本部長が指示する災害対策に関すること
保健福祉部 ◎福祉介護課長 ○健康づくり課長 ○建設環境課長 ○都市計画課長	社会福祉班 ・社会福祉係長 ・障害福祉係長 ・介護保険係長 ・地域包括ケア推進係長	1　指定避難所の設置及び運営に関すること 2　要配慮者の支援に関すること 3　救助物資の保管及び受払いに関すること 4　ボランティアの受入れ及び活用に関すること 5　社会福祉施設の被害情報の収集及び応急対策に関すること 6　義援金の取扱いに関すること 7　その他本部長が指示する災害対策に関すること

	医療防疫班 ・健康推進係長 ・母子保健係長	1　救護所の設置及び医療、助産に関すること 2　医薬品・衛生資機材の調達・供給に関すること 3　医療施設の被害状況調査及び応急対策に関すること 4　館林市邑楽郡医師会及び医療機関との連絡調整に関すること 5　防疫に関すること 6　感染症患者の早期発見・収容に関すること 7　被災者の保健指導・健康状態に関すること 8　避難所の衛生状態の把握に関すること 9　その他本部長が指示する災害対策に関すること
	衛生班 ・生活環境係長	1　災害時の環境衛生保全に関すること 2　災害地区の清掃に関すること 3　災害地区のし尿に関すること 4　廃棄物の処理に関すること 5　ペット同行避難の取扱いに関すること 6　その他本部長が指示する災害対策に関すること
	下水道班 ・下水道係長	1　下水道施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2　仮設トイレの設置等に関すること 3　その他本部長が指示する災害対策に関すること
生活対策部 ◎住民保険課長 ○税務課長 ○会計課長	窓口記録整備班 ・窓口係長 ・管理戸籍係長 ・住民相談係長 ・国民健康保険係長	1　来庁者の避難誘導及び庁内負傷者の応急救護に関すること 2　避難者の把握及び避災者台帳に関すること 3　被災者の被害状況調査及び被災者名簿の作成に関すること 4　罹災証明の発行に関すること 5　遺体の処理に関すること 6　その他本部長が指示する災害対策に関すること
	経理税務班 ・出納係長 ・町民税係長 ・資産税係長 ・諸税係長 ・収納対策係長	1　応急対策物品の調達及び配給に関すること 2　応急食糧の調達及び供給に関すること 3　被災者の被害状況調査に関すること 4　被害建築物の調査に関すること 5　災害による税の減免及び徴収猶予に関すること 6　その他本部長が指示する災害対策に関すること

産業部 ◎農業振興課長 ○農業委員会事務局長 ○商工振興課長	農政班 ・農政係長 ・農業改善係長 ・農業振興係長	1　農地、農作物、家畜及び農業施設等の被害状況調査および応急対策に関すること 2　農業用施設及び農作物被害に対する助成並びに資金融資に関すること 3　応急食糧等の調達・配給に関すること 4　農業復旧事業の総括、資材の確保等に関すること 5　その他本部長が指示する災害対策に関すること
	商工班 ・商工振興係長 ・地域振興係長 ・統計労政係長	1　商工業の被害状況調査及び応急対策に関すること 2　生活必需品関係業者との連絡に関すること 3　被災中小企業者に対する助成並びに資金融資に関すること 4　労働力の確保に関すること 5　その他本部長が指示する災害対策に関すること
土木部 ◎建設環境課長 ○都市計画課長	土木総務班 ・管理係長 ・住宅政策係長 ・都市計画係長 ・開発係長	1　道路、橋梁、河川等の被害状況調査、警戒及び監視に関すること 2　河川の水位情報等の収集、その他水害に関すること 3　防災ヘリポート、緊急輸送路、幹線道路の確保に関すること 4　被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定士等の要請に関すること 5　公営住宅の応急修理に関すること 6　応急仮設住宅の設置に関すること 7　その他本部長が指示する災害対策に関すること
	工務班 ・工務係長 ・区画整理係長	1　道路及び橋梁の災害応急復旧に関すること 2　被害河川の応急対策に関すること 3　仮設道路、交通規制等の応急交通対策に関すること 4　災害で発生した障害物・瓦礫等の除去に関すること 5　土木災害復旧事業の統括、資材の確保に関すること 6　建設業者との連絡調整に関すること 7　その他本部長が指示する災害対策に関すること
教育部 ◎学校教育課長 ○子ども支援課長 ○生涯学習課長	教育総務班 ・庶務係長 ・児童福祉係長	1　学校・児童施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2　給食に関すること 3　教職員の動員及び確保に関すること 4　指定避難所等の供与及び開設の協力に関すること 5　その他本部長が指示する災害対策に関すること

	学校教育班 ・学校教育係長 ・学校指導係長 ・児童支援係長 ・保育園長 ・幼稚園長 ・こども園長	1　児童・生徒の避難誘導に関すること 2　教科書・学用品等の調達、あっせんに関すること 3　応急教育の実施に関すること 4　指定避難所等の供与及び開設・運営の協力に関すること 5　その他本部長が指示する災害対策に関すること
	生涯学習班 ・生涯学習係長 ・文化財係長 ・スポーツ推進係長 ・生涯学習施設長	1　社会教育施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2　災害活動に協力する社会教育関係団体との連絡調整に関すること 3　文化財の被害状況調査に関すること 4　指定避難所等の供与及び開設・運営の協力に関すること 5　その他本部長が指示する災害対策に関すること
消防部 ◎邑楽消防署長 ○邑楽消防署長補佐 ○邑楽消防団長	消防班 ・第１係長 ・第２係長 ・副団長	1　消防、水防に関すること 2　町内の巡回・警戒に関すること 3　救助、救出等の救急業務及び人命救助に関すること 4　避難者、要配慮者等の避難誘導に関すること 5　その他災害の応急対策処置に関すること 6　その他本部長が指示する災害対策に関すること

(5)　活動上の留意点

災害対策本部内の事務分掌は前記のとおりであるが、各班は、災害応急対策の重要度に応じ、当該事務分掌にとらわれることなく災害対策本部長の指示により、必要な活動を実施するものとする。

(6)　関係機関に対する要請

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、または職員の派遣を要請するものとする。

〈関係資料〉　　資料編１－７　　災害対策本部レイアウト

第２節　動員計画

１　災害対策本部設置における本部要員の動員

災害が発生し又は災害が予想される場合は、本部室会議又は関係課長等の協議により町長の指示に従い、配備体制を決定し、庁内放送等を通じて連絡、指示する。

(1)　勤務時間中における動員

本部要員の動員については、本部長の命に基づき、次の順序で伝達する。

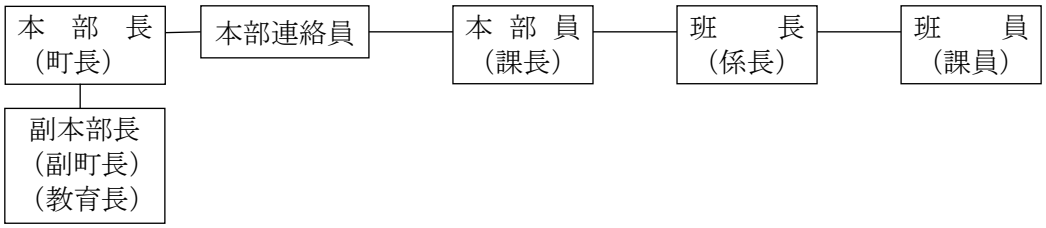

(2)　勤務時間外における動員

日曜、休日、夜間等勤務時間外においては宿日直者は次の順序で電話等により速やかに伝達し、町長は要員の確保に努めるものとする。

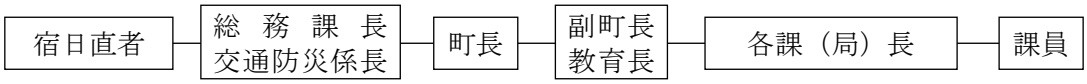

ウ　自主参集

(ｱ)　本部員に指名された職員の自主参集

本部員に指名された職員は、地震による揺れを感じたとき又は伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で報道される地震情報又は気象情報を確認し、配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

(ｲ)　その他の職員の参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。ただし、配備基準に照らして３号動員に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお､職員の居住地により登庁不可能な職員の発生を考慮した分掌事務を計画しておく。

(ｳ)　登庁の方法

登庁に当たっては、災害の状況及び道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮する。

(ｴ)　登庁時の留意事項

登庁に当たっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部・所属班長に報告する。

(ｵ)　登庁の免除等

a　災害により本人又は家族が中傷以上の怪我を負い、あるいは住居等が損壊するなど自らが被災した場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁の免除を受けることができる。

b　道路状況等により、登庁できない場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁可能となるまでの間、地域の自主防災活動に従事するものとする。

(3)　災害が発生することが予想される場合の配備体制基準

動員区分	状　　況	配　備　体　制
初期動員	大雨・洪水・暴風等の警報、気象情報等が発表され、災害が発生するおそれが認められるなど、警戒体制をとる必要があるとき。	本部設置前の警戒体制とし、情報収集活動が円滑に行い得る必要最小限度の配備とする。 （原則として全職員の10%程度）
１号動員	かなりの被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。	原則として本部設置の配備体制とし、各部各班の必要人員をもって、小規模災害に対処し得る態勢とする。 （原則として全職員の25%程度）
２号動員	相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。	本部を設置し、中規模災害に対処し得る態勢とする。 （原則として全職員の50%程度）
３号動員	大規模の被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。	本部を設置し、大規模災害に対処し得る態勢とする。 （全　職　員）

(4)　動員計画表

部	班	班　　員	初期動員	１号動員	２号動員	３号動員
総務部	防災総括班	総務課 （交通防災係）	全員	全員	全員	↑ 全 員 ↓
	庶務行政班	総務課 （人事職員係・行政係・秘書係） 議会事務局 財政課	課長 局長	係長以上	全員	
	企画広報班	企画課	課長	係長以上	主任以上	
保健福祉部	社会福祉班	福祉介護課 （社会福祉係・障害福祉係・介護保険係・地域包括ケア推進係）	課長	係長以上	主任以上	
	医療防疫班	健康づくり課	課長	係長以上	主任以上	
	衛生班	建設環境課 （生活環境係）	課長	係長以上	全員	
	下水道班	都市計画課 （下水道係）	課長	係長以上	主任以上	

生活対策部	窓口記録整備班	住民保険課	課長	係長以上	主任以上	全員
	経理税務班	税務課 会計課	課長	係長以上	主任以上	
産業部	農政班	農業振興課 農業委員会事務局	課長 局長	係長以上	主任以上	
	商工班	商工振興課	課長	係長以上	主任以上	
土木部	土木総務班	建設環境課 （管理係・住宅政策係） 都市計画課 （都市計画係・開発係）	全員	全員	全員	
	工務班	建設環境課 （工務係） 都市計画課 （区画整理係）	全員	全員	全員	
教育部	教育総務班	学校教育課 （庶務係） 子ども支援課 （児童福祉係）	課長	係長以上	主任以上	
	学校教育班	学校教育課 （学校教育係・学校指導係） 子ども支援課 （児童支援係） （保育園） （幼稚園） （こども園）	課長	係長以上	主任以上	
	生涯学習班	生涯学習課	課長	係長以上	主任以上	
消防部	消防班	邑楽消防署	全員	全員	全員	
		邑楽消防団	団長	副分団長以上	全員	

＜注　意＞

①動員数は災害の状況に応じて、その都度本部長の指示によって増減することができる。

②本部長は必要に応じ、これらの部に準じて協力班を設置することができる。

③本庁舎以外の職員は、特別の指示がない場合は、各自の職場に参集すること。

(5)　動員連絡責任者

部	責　任　者	副　責　任　者
総務部	総務課長	財政課長、企画課長、議会事務局長
保健福祉部	福祉介護課長	健康づくり課長、建設環境課長、都市計画課長

部	責　　任　　者	副　責　任　者
生活対策部	住民保険課長	税務課長、会計課長
産業部	農業振興課長	商工振興課長、農業委員会事務局長
土木部	建設環境課長	都市計画課長
教育部	学校教育課長	子ども支援課長、生涯学習課長
消防部	邑楽消防署長	邑楽消防署長補佐、邑楽消防団長、第１・第２係長

(6)　動員の方法

動員を要する各部は、動員系統職員の動員順位、あるいは連絡方法について具体的に計画しておくものとする。

(7)　本部の標識の掲示等

本部を設置した場合は、町役場玄関又は適当な場所に「邑楽町災害対策本部」の標識を掲示するものとする。また、本部員として活動に従事するものについては、本部員と分かるように表示をするものとする。

第３節　広域応援の要請

災害時において、町は指定地方行政機関及び他の地方公共団体と緊密な連絡をとり職員の派遣要請、救援物資等の相互融通、応援等に協力して災害応急対策の迅速かつ円滑化を図る。

１　町が行う応援の要請

町は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとする。

応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1)　他市町村に対する応援の要請

あらかじめ締結した相互応援協定又は災害対策基本法第67条の規定により、町長が他の市町村長に対し応援を求める。

(2)　県に対する応援の要請

災害対策基本法第68条の規定により、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」に定めるところにより、町長が知事に対し応援を求める。

(3)　応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

町は、応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請することができる。

また、町は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。

(4)　本町が締結している応援協定等については、本編第１部第２章第５節「防災関係機関との連携体制の整備」に掲げるとおりである。

２　町が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

町は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

(1)　要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

ア　国の機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第 29 条の規定により、町長が指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

イ　県に対する職員派遣のあっせんの要請

災害対策基本法第 30 条の規定により、町長が知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

ウ　県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定により、町長が知事又は他の市

町村長に対し職員の派遣を求める。

(2)　職員の派遣要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要と認めたときは、次の事項を記載した文書をもって関係地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長に対し、職員の派遣要請を行うものとする。

ア　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する職種及び職種別人員

ウ　派遣を要請する期間

エ　派遣された職員の給与、勤務条件

オ　その他、職員の派遣要請について必要なこと。

(3)　職員の派遣のあっせん

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要と認めたときは、次の事項を記載した文書をもって、知事に対し、指定地方行政機関の職員及び他の地方公共団体の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。

ア　派遣のあっせんを求める理由

イ　派遣のあっせんを求める職種及び職種別人員

ウ　派遣のあっせんを求める期間

エ　派遣された職員の給与、勤務条件

オ　その他、職員の派遣あっせんについて必要な事項

３　県防災ヘリコプターの要請

災害が発生した場合､広域的で機動性に富んだ活動が可能である県防災ヘリコプターを要請し、災害応急対策の充実・強化を図る。

(1)　実施責任者

防災航空隊（県防災ヘリコプター）の緊急運航に関する要請は､「群馬県防災航空隊支援協定」の定めるところにより、町長が知事に対して実施するものとする。

(2)　防災航空隊の応援要請

要請の基準は、次のいずれかに該当し、県防災ヘリコプターの運航が必要と認められる場合とする。

ア　町の消防力のみでは、災害の防除又は軽減が困難と認められる場合

イ　災害が、隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

ウ　県防災ヘリコプターの運航により災害の予防・改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合

エ　その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、県防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

４　広域防災ヘリコプターの応援の要請

大規模な災害が発生し、県防災ヘリコプターの要請が不可能な場合は、町は必要に応じて、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、福島県、茨城県、栃木県及び埼玉県と締結した「航空消防防災相互応援協定」又は新潟県、山梨県及び長野県と締結した「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」により、次の事項を明示して知事（消防保安課）をとおして応援要請を行うことができる。

(1)　応援活動の種別
(2)　応援活動の内容
(3)　発生の日時、場所
(4)　現地の気象状況
(5)　現場の最高指揮者の職・氏名及び現場との連絡方法
(6)　ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制（ヘリポートは資料編７－１を参照）
(7)　応援に要する資機材の品目及び数量
(8)　ヘリコプターの給油場所
(9)　その他必要な事項

５　相互応援協定の促進

町防災関係機関は、自力による応急対策等が困難な場合に備え、又は他の機関に対する応援が迅速かつ的確に行われるよう積極的に相互応援協定の締結に努めるとともに、その体制を確立しておくものとする。

６　受援体制の確立

(1)　町は、受援部門ごとに連絡窓口を定め、当該部の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知するものとする。
(2)　町は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。
(3)　町は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

７　広域的な応援体制

(1)　町は、災害時には、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
(2)　町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等

を徹底するものとする。

〈関係資料〉　資料編７－１　ヘリポート予定地
　　同　７－４　派遣部隊の受け入れ可能施設

第４節　自衛隊への災害派遣要請

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が町のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

１　自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

(1)　被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

(2)　避難の援助

避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3)　被災者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

(4)　水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5)　消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、県及び市町村等の提供するものを使用するものとする。

(6)　道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

(7)　応急治療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常、県及び市町村等の提供するものを使用するものとする。

(8)　人員及び救援の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9)　給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

(10)　入浴支援

被災者に対し、入浴支援を実施する。

(11)　救援物資の無償貸付及び譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(13) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

２　自衛隊の災害派遣要請に係る町長の措置

(1)　町長は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第68条の２第１項の規定により、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう、知事（危機管理課）に要求するものとする。

(2)　(1)の要求は、様式（**資料編12－２**）に基づき文書で行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

(3)　町長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、災害対策基本法第68条の２第２項の規定により、その旨及び町域に係る災害の状況を第12旅団長に通知するものとする。

なお、要請文書の送付先（緊急を要する場合の口頭による要請先）は、次表のとおりである。

送　付　先	所　　在　　地	電　　話　　番　　号
陸上自衛隊 第12旅団司令部第三部	〒370-3594 北群馬郡榛東村新井1017-2	0279-54-2011　内線234、239　（夜間）208 防災行政無線　71-3242

(4)町長は、前項の通知をしたときは、災害対策基本法第68条の２第３項の規定により、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

３　自衛隊の自主派遣

(1)　第12旅団長又は第12後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、自衛隊法第83条第２項ただし書きの規定により、当該要請を待たないで部隊等を派遣（以下「自主派遣」という。）するものとする。

(2)　自主派遣の基準は、次のとおりとする。

ア　災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ　災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、町長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等が入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ　航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が捜索又は救助の措置を迅速にとる必要があると認められる場合

エ　自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合

オ　その他災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと

認められる場合

(3)　第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行ったときは、速やかに知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するものとする。

(4)　第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行った後に知事から派遣要請があった場合には、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施するものとする。

４　自衛隊による提案型支援

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の町及び県は混乱していることを前提に、第12旅団長又は第12後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

５　派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法に基づき以下の権限を行使することができる。

(1)　警戒区域の設定（災害対策基本法第63条第３項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(2)　応急公用負担等（災害対策基本法第64条第８項、第９項、第10項）

ア　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

イ　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をすることができる。

ウ　ア、イの措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

エ　イにより、工作物等を除去したときは、これを保管しなければならない。

オ　その他手続きについては、災害対策基本法第64条による。

(3)　応急公用負担等（災害対策基本法第65条）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

６　災害派遣活動の総合調整

要救助者の救出に当たっては、警察、消防、自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠である。

このため、県は、災害対策本部に自衛隊連絡室を設置するほか、必要に応じて災害対策本部に県、県警察、町、消防機関及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保するものとする。

７　派遣要請後の変更手続

町長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続きを行うものとする。

８　派遣部隊等の撤収要請

町長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、直ちに知事（危機管理課）に対し、文書で撤収の要請を要求するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

９　費用負担区分

(1)　派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、町が負担するものとする。

ア　宿泊施設の借上料

イ　宿泊施設の汚物処理費用

ウ　災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金

エ　災害派遣活動に係る資機材の調達費用

(2)　前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、町と自衛隊とで協議して定めるものとする。

(3)　派遣部隊の活動が２以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定めるものとする。

１０　派遣部隊の受入れ

(1)　町における派遣部隊の宿泊施設は、公民館及び小・中学校等を充てるものとし、状況により選定するものとする。

(2)　ヘリポートの予定地は、資料編のとおりとする。

なお、小・中学校等の運動場をヘリポートとして使用する際は、石灰で直径10m位の円を画き、さらに、発煙、旗等により明示する。

〈関係資料〉　資料編７－１　ヘリポート予定地
同　12－２　自衛隊派遣要請関係様式

第５節　消防計画

火災時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

１　館林地区消防組合消防本部による消防活動

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消防活動については、館林地区消防組合の定める消防計画によるものとする。町は、災害対策基本法に基づき災害対策本部を設置したときは、館林地区消防組合消防本部及び邑楽消防署と密接に連絡してその業務を処理する。

２　消防団による消防活動

邑楽消防団は、館林地区消防組合消防本部及び邑楽消防署との連携のもと、次の消防活動を実施する。

(1)　出火防止

災害の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止・ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2)　消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは館林地区消防組合消防本部及び邑楽消防署と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3)　救助活動

消防本部及び邑楽消防署による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(4)　避難誘導

避難情報の発令がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(5)　情報収集

早期に災害情報を収集し、本部及び館林地区消防組合消防本部又は邑楽消防署に連絡する。

(6)　応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を館林地区消防組合消防本部及び邑楽消防署と協力して行う。

３　自主防災組織による消防活動

(1)　出火防止

地域住民に対して、出火防止（火気の使用停止・ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報する。

(2)　消火活動

火災が発生したときは、119番通報するとともに、近隣住民と連携協力して消火器等を活用して消火活動を行う。

第６節　水防計画

風水害時は、河川の増水、堤防の決壊等のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、町は、館林地区消防組合消防本部（水防本部）及び邑楽消防署と連携して、水防団（消防団）等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て水防活動を実施し、被害の軽減を図る。なお、本節にない事項は館林地区消防組合水防計画による。

１　水防組織

(1)　町長（館林地区消防組合水防本部副本部長）は、次の場合には、館林地区消防組合（水防本部）と連携して水防活動の円滑な実施及び事態を処理する。

ア　大雨、洪水等のいずれかの予報及び警報等が発せられたとき。

イ　その他、町長が洪水等の発生するおそれがあると認めたとき。

(2)　邑楽水防団組織

邑楽水防団は、邑楽消防団長を水防団長として、消防団組織に準じて組織する。

(3)　水防区域

水防区域は、町全域とする。

水位情報周知河川及び重要水防区域については、**資料編２－１・２－２**のとおりである。

２　指定河川洪水予報

(1)　指定河川洪水予報

ア　河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。利根川上流部については、国土交通省関東地方整備局と気象庁大気海洋部が、渡良瀬川上流部については、渡良瀬川河川事務所と前橋地方気象台・宇都宮地方気象台が共同で下表の標題により発表する。

種　類	標　題	概　　要
洪水警報	氾濫発生情報 警戒レベル５相当水位	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。
	氾濫危険情報 警戒レベル４相当水位	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 この後に避難指示を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
	氾濫警戒情報 警戒レベル３相当水位	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報 警戒レベル２相当水位	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップにとる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

イ　基準地点及び水位の種類等は、館林地区消防組合水防計画による。

３　巡視警戒

(1)　町長は、気象又は水防の予警報が発せられたときや気象状況により水防の必要が予知されるとき、または、地震による堤防の漏水、沈下等のおそれがある場合は巡視員を派遣して区域内の堤防その他水防に関する工作物等の巡視警戒にあたる。

(2)　巡視員は、水防上危険である箇所を発見したときは、直ちに水防作業を実施するとともに、町長に報告しなければならない。

巡視に当たって留意すべき事項はおおむね次のとおりである。

ア　川側堤防斜面の亀裂又は欠け崩れ

イ　堤防の上端の亀裂又は沈下

ウ　居住地側堤防斜面の漏水又は飽水からによる亀裂

エ　排・取水門の両袖又は底部からの漏水及び扉の締り具合

オ　橋梁その他の構造物と取付部分の異常

カ　堤防から水があふれる状況

(3)　町長は、県から非常配備体制が指令された場合は、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

４　水防活動

町長は、水防法第16条の規定に基づく水防警報が発令されたとき、又は河川の水位が知事の定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水、防上必要があると認めたときは、水防団又は消防機関を、次に定める基準により出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。この場合、資料４－３により直ちに出動状況を館林土木事務所長に報告するものとする。

(1)　待　機

待機命令は、次の状況の際発するものとし、水防団又は消防機関の連絡員を直ちに本部に詰めさせ、団長は、その後の状勢を把握することに努め、又は一般団員を直ちに、次の段階に入れるような態勢におくものとする。

待　機　基　準 （第１次配備）	１　洪水予・警報等、河川状況により必要と認められるとき。 ２　県水防本部が待機の態勢に入ったとき。

(2)　出動準備

出動準備命令は、次の状況の際発するものとし、水防団及び消防機関の責任者等は、所定の詰所に集合し、資機材の整備、点検、作業員の配備計画等にあたり、水門等の水防上重要工作物のある箇所への派遣、水位観測所、堤防巡視等のため、一部団員を出動させること。

出動準備基準 （第２次配備）	１　河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき。 ２　気象状況等により水害の危険が予知されるとき。

水防団長は、出動準備の指令を受けたとき又は自ら必要と認めたる場合は、所要分団を招集して次の事項の準備をする。

ア　情報連絡

イ　資機材の整備点検

ウ　資機材運搬車両の確保

エ　水位標のある場所への観測者派遣

オ　堤防巡視員の派遣

カ　重要樋門開閉確保のための派遣

(3)　出　動

出動命令は、次の状況の際発するものとし、水防団及び消防機関の全員が所定の詰所に集合し、あらかじめ水防計画に定められた配備につくものとする。

出　動　基　準 （第３次配備）	1　水防警報（出動）が発せられたとき。 2　河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。 3　急激な豪雨があったとき。 4　堤防に特に危険な箇所がある場合等で、水防活動を行う必要が認められるとき。

水防団の出動区分は、次表のとおりとし、また、水防団長は自ら必要と認め出動を発令したときは、次の措置をとるものとする。

ア　重要水防箇所に対する警戒配置

イ　資機材輸送

ウ　水防作業

水防団員出動区分一覧表

地区名	出　動　人　員		
	第１次配備	第２次配備	第３次配備
中　野　地　区	20	10（30）	6（36）
高　島　地　区	20	10（30）	6（36）
長　柄　地　区	20	20（40）	6（46）

（注）

1　（　）内の数字は出動人員の合計とする。

2　いずれの段階の出動を指令するかは区域の危険度により行う。したがって、第１次配備から直ちに第３次配備を発令する場合もある。

3　職員は常に気象状況の変化に注意し、特に激しい降雨により管内の河川が増水の危険があると予想されるときは自動的に出動してそれぞれの部署にて待機するものとする。

(4)　居住者の出動

町長は緊急事態発生により、水防団のみの水防活動に支障を生ずるおそれがあると認めたときは、水防法第24条に基づき、住民に対して水防に従事させることができる。居住者の出動区分一覧表は次表のとおりである。

居住者の出動区分一覧表

河　川　名	地　区　名	居　　住　　地　　域
矢　　場　　川	邑楽町　高島地区	秋妻
新　　堀　　川	邑楽町　長柄地区	篠塚、狸塚
孫　兵　衛　川	邑楽町　中野地区	新中野、明野、光善寺、鶉新田
藤　　川 多　々　良　川	邑楽町　中野・高島地区	石打、藤川、鶉

５　水防信号

水防法第20条第１項の規定により、水防に用いる信号は、次のとおりである（平成６年　群馬県告示第106号)。

	警鐘信号	サ　イ　レ　ン　信　号
第１信号	… … …	５秒　６秒　休止　５秒　６秒　休止　５秒　６秒　休止
第２信号	乱打	３秒　２秒　休止　３秒　２秒　休止　３秒　２秒　休止

備考　１　信号は、適宜の時間継続すること。

２　必要があれば、警鐘信号・サイレン信号を併用すること。

３　地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発すること。

４　危険が去ったときは、口頭伝達により周知すること。

注）第１信号は、水防団及び消防機関に属する者全員が出動することを知らせるもの。

第２信号は、必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

６　決壊時の処置

(1)　通　報

ア　堤防その他の施設が決壊、及びこれに準ずべき事態を生じたときは、町長は速やかに水防本部長である館林地区消防組合水防本部長又は水防長（消防長）に報告するものとする。

イ　町長等は、決壊後であっても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(2)　避難のための立退

ア　立退の指示

町長は著しく危険が切迫していると認めるときは､防災無線や信号及び広報車等を利用し、危険区域内居住者に避難の準備又は立退を指示する。なお、避難のための立退又は準備の基準については、第１章第２節「避難誘導」に基づき行う。

イ　立退予定地等住民への周知

町は、避難先経路等を選定し住民に周知徹底しておくものとする。

７　公用負担

(1)　水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する本部長の委任を受けた者にあっては、その身分を示す公用負担権限委任証明書を携帯し、必要がある場合はこれを提示するものとする。

(2)　公用負担を行使する際は、原則として公用負担命令表を目的物の所有者又は管理者若しくはこれに準ずる者に交付し、損失を受けた者に対しては、館林地区消防組合が時価により補償するものとする。

８　輸　送

(1)　緊急事態に対処する重要物資の輸送、搬出、移動等に要する自動車は、邑楽消防署及び町所管の自動車等を使用するものとする。

(2)　前項の規定で、なお輸送力に不足を生ずる場合は、水防法第28条の規定により町内の一般貨物自動車等を借り上げ、使用するものとする。

９　水防倉庫及び備蓄資材

(1)　水防倉庫及び備蓄資材は、**資料編４－１**のとおりとする。

(2)　水防倉庫の管理及び備蓄資材の受払いは、倉庫所在地の分団長又は団長の責任において行うものとする。

(3)　水防区域内の分団長は、備蓄資材を調査して数量を確認し、緊急事態発生に対応できるよう備えておくものとする。

１０　水防実施報告

(1)　水防活動がすべて終結したときは、町長は団長と協力して管内の水防実施状況を速やかにとりまとめ、水防実施状況報告書に水防実施箇所別表を添えて、館林地区消防組合消防本部に報告するものとする。

(2)　館林地区消防組合消防本部は、直ちに管内の水防実施状況を集計し前項に定められた様式により、館林土木事務所長を経由し、知事に報告するものとする。

〈関係資料〉　資料編２－１　水防警報区間等
同　２－２　重要水防区域
同　４－１　水防に関する資料
同　４－２　樋門等一覧
同　４－３　水防実施状況報告書
同　４－４　水防実施箇所別表

第４章　災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

風水害及び雪害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

また、風水害においては、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害の危険性もあり、応急対策が必要となる。

第１節　災害の拡大防止及び二次災害の防止

１　災害の拡大防止と二次災害の防止活動

(1)　町は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとする。

(2)　町は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

２　浸水被害の拡大の防止

浸水被害については、第３章第６節「水防計画」を参照。

３　被災宅地の二次災害対策

町は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

４　空家の二次災害対策

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財担当部局と情報を共有するものとする。

第５章　救助・救急及び医療活動

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、住民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第１節　救助・救急活動

大規模災害時における救助・救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

１　町による救助・救急活動

町は、邑楽消防署及び館林地区消防組合消防本部、大泉警察署及び管内駐在所、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を第３章第３節「広域応援の要請」及び第４節「自衛隊への災害派遣要請」により行い、住民の安全確保を図る。

２　住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

(1)　大規模災害の発生直後は、道路の損壊等により、道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。

このため、住民、自主防災組織及び事業所（企業）は、自発的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努める。

(2)　住民、自主防災組織及び事業所（企業）は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力する。

３　消防機関及び警察機関による救助・救急活動

消防機関及び警察機関は、次により救助・救急活動を行うものとする。

(1)　災害発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。

(2)　生存者の救出を最優先に人員を投入する。

(3)　要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。

(4)　重機類等資機材を有効に活用する。

(5)　要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連絡を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。

(6)　消防機関は、必要に応じ広域応援協定等により他の消防機関に応援を求め、又は消防組織法

第44条の規定により、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう知事（消防保安課）に求めることを、町長に助言する。

(7)　県警察は、必要に応じ、警察法第60条の規定により、警察庁又は他の都道府県警察に対し警察災害派遣隊の派遣を要求する。

(8)　災害救助犬の派遣団体から救助チームの派遣について申し出があったときは、積極的に受け入れる。

(9)　消防機関は、必要に応じ、群馬ＤＭＡＴの派遣を要請するよう知事に求めることを、町長に助言する。

４　県による救助・救急活動

県は、次により救助・救急活動を行うものとする。

(1)　自らの判断又は町等からの要請により、救助・救急活動に必要な技術職員及び一般職員を現地に派遣する。

(2)　救助・救急活動に当たる機関又は住民に対し、備蓄してある資機材又は調達した資機材を貸し出す。

(3)　自らの判断又は消防機関からの要求により、消防組織法第44条の規定により、消防庁長官に対し、他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請する。

<table>
<tr><td rowspan="3">消防庁</td><td colspan="2">メール ●●●●@ml.soumu.go.jp ※●●●●を fdma-sokuhou
・電子メールの件名は、【都道府県名・市町村名（又は消防本部名）】及び災害名（又は事故種別）を含むものとすること。
・電子メールの本文への火災・災害等の概要の記載は不要である。</td></tr>
<tr><td>応急対策室
（9：30～18：15）</td><td>電話　03-5253-7527、FAX　03-5253-7537
衛星　048-500-90-49013、FAX　048-500-90-49033</td></tr>
<tr><td>宿　　直
（上記以外の時間）</td><td>電話　03-5253-7777、FAX　03-5253-7553
衛星　048-500-90-49102、FAX　048-500-90-49036</td></tr>
</table>

(4)　自らの判断又は町からの要求により、自衛隊に対し部隊等の災害派遣を要請する。

(5)　必要に応じ、防災ヘリコプターにより被災者の救出・搬送を行う。

(6)　自らの判断又は消防機関等からの要求により、群馬ＤＭＡＴの派遣を要請する。

５　サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、県（危機管理課）、町及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

６　安否不明者の絞り込み

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。

７　被災地域外の市町村の役割

町は、被災地域の市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

８　資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

９　惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第２節　医療活動

災害のため、被災地の住民が医療救護の途を失った場合において、応急的な措置を講じ、被災者の保護を図る。

１　町内の医療機関による医療活動

町内の医療機関（**資料編６－１**）は、次により医療活動を行うものとする。

(1)　来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。

ア　傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分ける。

イ　軽傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重傷病者については災害医療センター等で治療を行う。

(2)　医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。

(3)　転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。

(4)　傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、町又は県（消防保安課又は医務課）に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

２　救護所の設置及び救護班の派遣

(1)　町は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、被災地の適切な場所に救護所を設置する。

(2)　町は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県(医務

課)に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

(3)　救護班の編成

ア　救護班の編成は、負傷者又はり病者の多少によりその都度町長が定める。

イ　救護班は、おおむね医師、看護師その他をもって編成する。

(4)　救護班の任務

当該地区における負傷者又はり病者の救護については、患者収容所その他の場所における応急処置及び最寄りの医療機関までの移送を援助する。

(5)　町は、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県（医務課）に対し、救護班及び群馬ＤＭＡＴの派遣を要請するものとする。

(6)　救護班を編成した場合は、その旨を県（医務課）に連絡するものとする。

(7)　救護班の緊急輸送については、緊急通行車両として特段の配慮を行うものとする。

３　救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

４　トリアージの実施

(1)　傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分ける。

(2)　軽傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重傷病者については災害拠点病院等で治療を行う。

５　被災地域外での医療活動

町又は町内の医療機関は、町内の医療機関の施設が被災し十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ町内での医療機関で対応できない場合は、町外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県（医務課）に求めるものとする。

６　被災者のこころのケア対策

町は、県や関係機関、団体等と連携のもと、こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供、など、災害時のこころのケア活動に必要な以下の活動を行う。

ア　こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供

イ　こころのケア対策現地拠点の設置

ウ　精神医療の確保

エ　災害派遣精神チーム（ＤＰＡＴ）等の要請及び受入れ

オ　こころのホットラインの設置と対応

カ　その他災害時のこころのケア活動に必要な措置

７　医薬品等の調達

(1)　医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、関係業者から調達する。

(2)　町内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町長に対し、調達あっせんを要請する。

〈関係資料〉　資料編６－１　医療機関
　　同　６－２　一時救護所

第６章　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第１節　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

１　輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

(1)　人命の安全

(2)　被害の拡大防止

(3)　災害応急対策の円滑な実施

２　輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

(1)　第１段階

ア　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資

イ　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

ウ　政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

エ　後方医療機関へ搬送する重傷者等

オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2)　第２段階

ア　(1)の続行

イ　食料、水等生命の維持に必要な物資

ウ　軽傷者及び被災者の被災地外への輸送

エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3)　第３段階

ア　(1)、(2)の続行

イ　災害復旧に必要な人員及び物資

ウ　生活必需品

第２節　交通の確保

災害発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

１　交通支障箇所の把握及び通報連絡

(1)　町長は、災害時にその管理に属する道路、橋梁等の被害状況及び支障箇所を速やかに把握し、これらの応急措置を行い、迂回路がある場合は、代替道路としての利用を図り、支障箇所については館林土木事務所及び警察署等関係機関に通報する。

(2)　県道、国道等の支障箇所について館林土木事務所、警察署から連絡があった場合には、町長は、災害対策の関係機関に通報する。

２　交通規制等の実施

(1)　道路法による規制（同法第46条第１項）

道路管理者は、災害時において道路施設の破損等から施設保全又は交通の危険を防止する等のため必要があると認めたときは、通行を規制するものとする。

(2)　道路交通法による規制（同法第４条第１項、第５条第１項、第６条第２項、第４項）

県公安委員会は、道路における危険を防止しその他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは区間を定めて歩行者又は車両等の交通を禁止し、又は制限するものとする。この場合期間の短いものは警察署が行うことがある。

また、警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要限度において一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限するものとする。

(3)　災害対策基本法による規制（同法第76条）

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(4)　交通指導員による交通整理

町長は、警察署長の要請により、交通指導員に緊急交通路の確保、緊急時の交通整理を行わせることができる。

３　規制の実施

(1)　規制の実施は、関係道路管理者や警察機関と密接な連絡をとり、特に規制の時期を失しないよう留意する。

区分	実　施　者	範　　囲
道路管理者	国(高崎河川国道事務所)	一般国道のうち直轄指定区間
	県（館林土木事務所）	上記以外の一般国道及び県道
	町	上記以外の道路
警察機関等	公安委員会	規制区域が２警察署以上 期間が１か月以上
	大泉警察署長	管轄区域内 期間が１か月以内
	警察官	緊急を要する一時的な規制
	自衛官	緊急を要する一時的な規制(警察官がその場にいない場合)

(2)　町は、町道にあっては速やかに必要な範囲の規制をし、その旨警察機関に連絡し、その他の道路にあってはその路線管理機関又は警察機関に通報する。また、次の事項を明示した標識等を設置する。

ア　禁止、制限の種別と対象

イ　規制する区間又は区域

ウ　規制する期間

エ　規制する理由

オ　迂回道路、幅員、橋梁の状況等

４　道路の応急復旧

(1)　道路管理者は、その管理する道路について、応急復旧（障害物の撤去を含む。）を行い、道路機能の確保に努めるものとする。

(2)　警察機関、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う路上の障害物の除去に協力するものとする。

(3)　道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の６の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(4)　知事（道路管理課）は、災害対策基本法第76条の７の規定に基づき、道路管理者である町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

(5)　道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、応急復旧に必要な人員、資機材の確保に努めるものとする。

(6)　県（道路管理課）は、緊急輸送を確保するため必要と認めるときは、道路管理者に対し応急復旧の実施を要請するものとする。

(7)　町は、迅速な救助・救急活動や緊急輸送などを確保するため、町長が管理する道路において、

町長に代わって県や国が応急復旧等（障害物の除去を含む）を行うことが適当と考えられるときは、町長に代わって道路啓開等を代行できる制度により、県や国（国土交通省）へ要請を行う。

５　輸送拠点の確保

(1)　町は、県が定める緊急輸送道路ネットワークを参考にして、被害状況、道路等の損壊状況を考慮して、最も適切な場所に地域内輸送拠点を開設するとともに、関係機関、住民等にその周知徹底を図るものとする。また、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

(2)　町は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効果的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

〈関係資料〉　資料編７－１　ヘリポート予定地
　　同　７－２　緊急輸送道路一覧

第３節　緊急輸送

１　輸送手段の確保

町は、関連機関と連携し、次により輸送手段を確保するものとする。

(1)　自動車の確保

町は、自ら保有する自動車を第一次的に使用し、不足が生じた場合は、他の防災関係機関又は民間の自動車を借り上げるものとするが、その確保は次の順序による。

ア　町及び災害応急対策実施機関所有の車両等

イ　公共的団体等の車両等

ウ　営業用車両等

エ　その他の自家用車両等

(2)　鉄道の確保

町は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

(3)　ヘリコプターの確保

町は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合は、防災ヘリコプター「はるな」、県警ヘリコプター「あかぎ」、自衛隊機の派遣等ヘリコプターの運航を要請する。

２　調達方法

(1)　庁用車両の配車

災害時における庁用車両の集中管理及び自動車の確保・配備は、庶務行政班が行い、各班は

緊急輸送用の自動車等を必要とするときは次の事項を明示して、庶務行政班に依頼するものとする。

庶務行政班は、稼働可能な車両数を掌理し、要請に応じ適正に配車を行う。

ア　輸送区間及び借上期間

イ　輸送量及び台数

ウ　その他必要事項

(2)　車両の借上げ

各班からの要請等により庁用車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、庶務行政班は、直ちに公共的団体の所有する自動車又は町内運送関係業者等に協力を依頼し調達を図るものとする。

なお、特殊車両については、工務班が町内建設業者等から調達を図るものとする。

(3)　応援要請

町内で車両の確保が困難な場合は、必要により(一社)群馬県トラック協会等に対し協力を要請するとともに、近隣市町村又は県に応援を要請するものとする。

３　費用の基準及び支払い

(1)　輸送業者による輸送又は車両等の借上げは、通常の料金による。

(2)　自家用車等の借上げについては、借上げ謝金として、輸送業者に支払う料金の範囲内で町が所有者と協議して定める。

(3)　官公署及び公共機関所有の車両使用については、無料又は燃料費程度の費用とする。

４　災害救助法による輸送の基準

災害時の輸送のうち災害救助法に基づいて支出し得る輸送費の範囲は、次に掲げる場合の輸送とする。

(1)　被災者の避難のため

(2)　医療及び助産のため

(3)　被災者救出のため

(4)　飲料水供給のため

(5)　救助用物資の輸送

(6)　死体の捜索及び処理のため

５　輸送上の注意事項

災害時の輸送に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

(1)　自動車等の借上げに当たっては、被災地に近い地域で確保すること。

(2)　災害輸送に当たっては、輸送責任者を同乗させる等の措置をとること。

(3)　自動車の確保に当たっては、運転者を含め借上げ（雇上げ）するようにすること。

６　緊急通行車両の確認

(1)　趣旨

知事（危機管理課・行政県税事務所）又は県公安委員会（警察本部・警察署）は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(2)　緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分するものとする。

ア　第１順位の対象車両

(ｱ)　救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資

(ｲ)　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

(ｳ)　被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員

(ｴ)　医療機関に搬送する重傷者等

(ｵ)　交通規制に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

(ｶ)　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

(ｷ)　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については､上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

イ　第２順位の対象車両

(ｱ)　食料、水等生命の維持に必要な物資

(ｲ)　軽傷者及び被災者の被災地外への輸送

(ｳ)　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、第１順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ　第３順位の対象車両

(ｱ)　災害復旧に必要な人員及び物資

(ｲ)　生活必需品

これらの者を輸送する車両については、第１順位、第２順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(3)　確認手続

緊急通行車両の確認の手続きは、次のとおりとする。

ア　申出者　　当該車両の使用者

イ　申出書の様式　　様式１（**資料編12－３**）

ウ　申請書の添付書類　(ｱ)自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

(ｲ)災害応急対策等を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

エ　受付窓口　　県…各行政県税事務所又は総務部危機管理課

公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課

オ　交付物件　　(ｱ)緊急通行車両確認証明書：様式２（**資料編12－３**）

(ｲ)標章：様式３（**資料編12－３**）

カ　確認処理簿　　様式４（**資料編12－３**）の例による。

(4)　変更手続

緊急通行車両確認証明書及び標章の記載事項に変更が生じたときの手続きは、次のとおりとする。

ア　申出者　　当該車両の使用者

イ　申出書の様式　　様式５（**資料編12－３**）

ウ　申請書の添付書類　(ｱ)交付を受けた緊急通行車両確認証明証及び標章

(ｲ)変更した事項を確かめるに足りる書類

エ　受付窓口　　県…各行政県税事務所又は総務部危機管理課

公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課

オ　交付物件　　(ｱ)書換え後の緊急通行車両確認証明書：様式２（**資料編12－３**）

(ｲ)書換え後の標章：様式３（**資料編12－３**）

カ　確認処理簿　　様式４（**資料編12－３**）の例による。

(5)　再交付手続

緊急通行車両確認証明書及び標章の再交付が生じたときの手続きは、次のとおりとする。

ア　申出者　　当該車両の使用者

イ　申出書の様式　　様式６（**資料編12－３**）

ウ　申請書の添付書類　交付を受けた緊急通行車両確認証明証及び標章で残存するもの

エ　受付窓口　　県…各行政県税事務所又は総務部危機管理課

公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課

オ　交付物件　　(ｱ)緊急通行車両確認証明書：様式２（**資料編12－３**）

(ｲ)標章：様式３（**資料編12－３**）

カ　確認処理簿　　様式４（**資料編12－３**）の例による。

(6)　返納手続

緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けた者は、次のいずれかに該当することとなったときは、交付を受けた窓口（県、公安委員会）に緊急通行車両確認証明書及び標章を速やかに返納するものとする。ウの場合においては、発見し、又は回復した緊急通行車両確認証明書及び標章を返納する。

ア　災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき

イ　緊急通行車両確認証明書及び標章の有効期限が到来したとき

ウ　緊急通行車両確認証明書及び標章の再交付を受けた場合において、亡失した緊急通行車両確認証明書及び標章を発見し、又は回復したとき

〈関係資料〉　　資料編12－３　　緊急通行車両の確認関係様式

第７章　避難の受入活動

風水害又は雪害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、速やかに避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所等で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる必要がある。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第１歩を用意する必要がある。

なお、活動に当たっては、要配慮者についても十分考慮する。

第１節　避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

１　指定緊急避難場所の開放

(1)　町は、災害時には、必要に応じ、避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(2)　町は、指定緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）等により速やかに県(館林行政県税事務所を経由して危機管理課、館林行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課)、大泉警察署及び管内駐在所、邑楽消防署等に連絡するものとする。

２　指定避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所）の開設

(1)　町は、あらかじめ指定した避難所（**資料編５－１**）の中から安全な避難を確保できる施設を選定し、避難所を開設する。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て避難所を開設する。

(2)　町は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定または協定を締結した施設を指定福祉避難所として開設する。

(3)　町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的な指定福祉避難所として借り上げ開設するよう努めるものとする。

(4)　町は、指定一般避難所及び指定福祉避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等を総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）等により速やかに県（館林行政県税事務所を経由して危機管理課、館林行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課)、大泉警察署及び管内駐在所、邑楽消防署等に連絡するものとする。

災害救助法が適用の場合は、その状況を次により知事に報告する。

ア　開設の日時及び場所

イ　箇所数及び収容人員

ウ　開設期間の見込み

(5)　町は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(6)　町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

３　管理責任者の配置

町は、指定避難所を開設したときは、当該指定避難所に常駐する管理責任者を配置する。

４　避難者に係る情報の把握

(1)　町は、指定避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握する。また、自治会や自主防災組織、消防団、ＮＰＯ・ボランティア等関係機関と連携し、指定避難所以外の場所に避難した被災者（以下「在宅避難者等」という。）の情報把握に努めるものとする。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

５　避難者に対する情報の提供

町は、住民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、在宅避難者等への情報提供についても配慮するものとする。

６　良好な生活環境の確保

(1)　町は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。

ア　受け入れる避難者の人数は当該指定避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の指定避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。

イ　保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。

ウ　避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ　自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

オ　指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。

カ　安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

キ　必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(2)　町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

(3)　避難者は、指定避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

７　要配慮者への配慮

町は、指定避難所の運営に当たっては、高齢者、障害者（児）、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ指定福祉避難所への移動や社会福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。

また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。

８　感染症への対応

(1)　町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(2)　町は、被災地において発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

９　男女のニーズの違い等への配慮

町は、指定避難所の運営においては、次により、男女のニーズの違い、女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。

(1)　指定避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。

(2)　指定避難所運営体制への女性の参画を進める。

(3)　指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。

(4)　プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。

(5)　関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。

(6)　安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

(7)　女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する

(8)　トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。

(9)　性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。

(10)　警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

１０　在宅被災者への配慮

町は、在宅被災者がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅者へも配給するなど配慮するものとする。

特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、指定福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

１１　指定避難所の早期解消

町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、指定避難所の早期解消に努める。

１２　車中泊者への配慮

町は、車中泊者の状況把握に努めるとともに、次により車中泊者へ十分配慮するものとする。

(1)　エコノミークラス症候群の予防に努める。

(2)　車の排気ガスが避難者の健康を害さないように努める。

(3)　３日以上、車中泊をしている者に関しては、指定避難所への入所を勧める。

〈関係資料〉　資料編５－１　避難所等一覧

第２節　応急仮設住宅等の提供

災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者に対し、応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅の対策を図る。

１　応急仮設住宅の提供

(1)　町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、指定避難所の早期解消に努めるものとする（資料編５－３）。

(2)　応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から１か月以内に完成させることを目標とする。

(3)　町は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

(4)　応急仮設住宅の建設に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努めるものとする。

２　応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達

町は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、県、国又は関係団体等に調達を要請するものとする。

３　応急仮設住宅の運営管理

町は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

４　住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。また、住民に対し家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行う。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、町は、要配慮者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。労力が不足する場合は、ボ

ランティアの協力を求める。

５　賃貸住宅のあっせん

町は、公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

６　要配慮者への配慮

町は、応急仮設住宅等の提供に当たっては、高齢者、障害者（児）等要配慮者の居住に適した構造の住宅の建設に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

〈関係資料〉　　資料編５－３　　応急仮設住宅建設予定地

第３節　広域一時滞在

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した住民の避難が被災市町村内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域一時滞在が必要となった場合の手続等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域一時滞在を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、被災市町村は、他市町村等へ住民の広域一時滞在に係る協議を行う段階等において、県（危機管理課）へ広域一時滞在に係る情報を適宜報告するものとする。

１　県内の他の市町村への広域的な避難等

(1)　町が被災し、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議するものとする。

(2)　町が被災し、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。

(3)　(1)の協議を受けた市町村（以下本項目において協議先市町村）という。）は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した住民に対し公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供するものとする。

(4)　(1)の協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、町に対し、通知するものとする。

(5)　(4)の通知を受けた町は、速やかにその内容を公示し、県（危機管理課）に報告するものとす

る。

(6)　町、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

２　他の都道府県の市町村への広域的避難等

(1)　町が被災し、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県内の市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県（危機管理課）に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

(2)　(1)の協議を求めた町は、県（危機管理課）から通知（県が受けた協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を公示するものとする。

(3)　(1)の協議を求めた町は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

３　広域一時滞在に係る助言

町は、必要に応じて、県に対して地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を求めることができる。

第４節　県境を越えた広域避難者の受入れ

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等（以下「被災県」という。）から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。

このため、町においては、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入れに迅速に対応できるよう受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、町内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。

１　受入可能な避難施設の選定

町は、あらかじめ指定した指定避難所の中から、受入可能な施設を選定し、県（総務部）に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

２　広域避難者受入総合窓口の設置

(1)　町は、町内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等町内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「町広域避難者受入総合窓口」を設置する。町は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県（総務部）へ報告するものとする。

(2)　町は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難

者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。

(3)　町は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図るものとする。

３　県内他市町村との協力

町は、県及び県内他市町村と協力し、適宜連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、広域避難者への支援に当たるものとする。

４　避難所の開設

町は、県（総務部）より避難所開設依頼の通知を受けた場合は、本章第１節１に準じて、開設の準備を行う。

５　広域避難者の受入れ

(1)　町は、県（総務部）より受入れた広域避難者について実施する救助方針の決定を受けた場合は、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。

(2)　被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ移動する。

(3)　交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県又は町においてバス等の移動手段を手配する。

６　避難所の運営

(1)　管理責任者の配置及び広域避難者に係る情報の把握等

本章第１節３から４までに準ずる。

(2)　良好な生活環境の確保及び要配慮者等への配慮及び感染症への対応

本章第１節５から８までに準ずる。

(3)　広域避難者に係る情報等の県への報告

町は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県（総務部）へ報告する。

なお、提供する際には、個人情報の取扱いに十分留意する。

(4)　被災県からの情報等の避難者への提供

町は、県（総務部）を通じて得た、被災県からの広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ随時提供するものとする。

７　小中学校等における被災児童・生徒の受入れについて

町教育委員会は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて避難児童・生徒の町内小中学校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災

県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。

８　避難所の閉鎖

町は、被災県からの要請に基づき、県を通じて避難所の閉鎖の通知を受けた場合は速やかに避難所を閉鎖する。

〈関係資料〉　資料編５－１　避難所等一覧

第８章　食料･飲料水及び生活必需品等の調達､供給活動

町は、被災者の生活を維持するため、必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、町と県それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、情報共有を図るものとする。

第１節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

１　需要量の把握及び配給計画の樹立

町は、指定避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズ、男女、ＬＧＢＴＱ等性的マイノリティのニーズ、宗教的ニーズに配慮するものとする。

２　食料の調達

(1)　町は、自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

ア　流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入

イ　製造・販売業者からの購入

ウ　他市町村に対する応援の要請

エ　県に対する応援の要請

県は、県内 27 箇所に設置されている防災倉庫のうち、館林行政県税事務所管内の館林保健福祉事務所及び館林高校に設置されている防災倉庫に備蓄しているアルファ米等（**資料編８－３**参照）を町からの要請により計画的に罹災者に供給する。

(2)　食料の調達に当たっては、生鮮食料品の確保に配慮するものとする。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(3)　供給基準

１人当たりの供給量は次のとおりとし、乾パン、乾うどん及び麦製品等の精米換算率は100％とする。ただし、生パンは小麦粉の重量で計算する。

炊き出し用として供給する場合	１人１食当たり精米　200ｇ
通常の供給機関を通じないで供給する場合	１人１日当たり精米　400ｇ
救助作業用として供給する場合	１人１食当たり精米　300ｇ

ア　供給方法

(ｱ)　避難所に避難した者

町長は、調達した食料を、あらかじめ避難所ごとに組織された組又は班の責任者を通じて供給する。

(ｲ)　被災者に対するもの

町長は、調達した食料を直接供給するほか、小売業者及び取扱者を指定して行う。

(ｳ)　その他被災対策要員等に対するもの

(ア)(イ)に準じて行う。

イ　炊き出し場所

指定炊き出し場所（**資料編８－１**）で行う。

ウ　炊き出し方法

区長、民生委員、女性団体、自主防災組織、ＮＰＯ・ボランティア等の協力を得て行う。

エ　炊き出し期間

災害救助法による被災者の炊き出しは、特別の場合を除いて７日以内とされているので、８日以降は自力で炊事できるように物資の配分その他について配意するものとする。

３　飲料水の調達

(1)　群馬東部水道企業団は、水道施設の被災等により、自ら給水できない場合又は自らの給水量で不足する場合は、他の水道事業者に給水車等の応援を要請するものとする。

(2)　町は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

ア　流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

イ　製造・販売業者からの購入

ウ　他市町村に対する応援要請

エ　県に対する応援要請

県は、館林保健福祉事務所及び館林高校に設置する防災倉庫に分散して、飲料水等を**資料編８－３**に掲げるとおり備蓄している。

これらの飲料水等を、町からの要請を受け、被災者に計画的に放出するものとする。

オ　状況に応じて学校プール等の水を簡易浄水装置により浄化し応急給水を行う

(3)　給水能力

本町における給水可能施設及び能力等については、**資料編８－２**のとおりである。

(4)　給水方法

給水を必要とするときは至近の水道施設から給水し､これが不可能の場合は運搬給水による。

(5)　給水量

１人１日当たりの所要給水量は、３ℓ程度とする。

(6)　給水施設の応急復旧

給水施設の応急復旧は、群馬東部水道企業団と協力し、次により速やかに行い、供給の確保を図るものとする。

ア　風水害の場合

風水害等の発生が予想されるときは､要員を待機させるとともに器具資材を整備しておき、災害が発生したときは直ちに出動させ、施設の損壊及び漏水箇所等を速やかに復旧するものとする。

イ　落雷による場合

落雷により浄水場等の送配電線及び電気機器に被害を受けた場合は、東京電力パワーグリッド(株)太田支社に連絡復旧する。

ウ　火災の場合の被害は､主として各家庭の給水栓等が被害を受けるので､作業員を出動させ、漏水を防止するとともに、速やかに復旧するものとする。

エ　地震による場合

地震により水源施設、配水管が破損した場合は、応急的に至近距離にある制水弁を操作して、断水区域を最小限度にとどめ、要員を非常招集して復旧する。

(7)　給水の応援要請

風水害及び地震等により、甚大なる被害を受け、給水施設等の復旧に相当な期日が必要と認められるときは、他市町又は自衛隊に給水の応援を要請するものとする。

４　生活必需品の調達

(1)　町は、自らが備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

ア　流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

イ　製造・販売業者からの購入

ウ　他市町村に対する応援の要請

エ　県に対する応援の要請

県は、館林保健福祉事務所及び館林高校に設置する防災倉庫に分散して、毛布等の備蓄物資を**資料編８－３**に掲げるとおり備蓄している。

これらの備蓄物資を、町からの要請を受け、被災者に計画的に放出するものとする。

カ　義援物資の募集

(2)町による生活必需品の供給は、被災者の生活を一時的に安定させることを目的とするため、調達すべき物品は、生活必需品のうち衣料、寝具等被災者の当面の生活に欠くことのできない物品とする。

５　燃料の供給

町は、円滑な燃料の供給実施のため、住民への燃料の供給状況等についての情報提供に努める。

６　物資の配給

町及び群馬東部水道企業団は、町が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行うものとする。

なお、配給に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1)　物資の確保

物資の確保については、世帯構成員別被害状況に基づき物資購入配分計画表を作成し、社会福祉班が速やかに関係業者（団体）と協議し確保するものとする。

(2)　物資の配分方法

物資の配分については、区長、民生委員、自主防災組織、ＮＰＯ・ボランティア等の協力により行う。

(3)　給与又は貸与のための費用の基準（物資等の換算額）

給与又は貸与のための費用の基準は、**資料編11－１**「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等」による額とする。

(4)　物資の整理保管

物資の配給に当たっては、物資受払簿により整理保管するものとする。

(5)　配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊き出しによる米飯を配給できるように努める。

(6)　平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅避難者とを隔てることのないよう配慮する。

(7)　配給漏れが生じないよう、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。

(8)　高齢者、障害者（児)、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

〈関係資料〉　資料編８－１　炊き出し場所
同　８－２　給水可能施設及び能力
同　８－３　備蓄物資一覧
同　11－１　災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

第９章　保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

町は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

第１節　保健衛生、防疫及び清掃活動

１　保健衛生活動

(1)　被災者の健康の確保

ア　町は、被災者の心身の健康状態の把握等のために指定避難所や被災家庭に保健師、医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、精神保健福祉士、管理栄養士等又は保健医療活動チームを派遣する巡回健康相談等を実施する。

イ　町は、巡回健康相談等に従事する保健師等又は保健医療活動チームが不足する場合は、原則として、館林保健福祉事務所を通じて、県（健康福祉課）に応援を要請する。

ウ　健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障害者（児)、乳幼児等要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ＮＰＯ・ボランティア団体等の協力を得て実施する。

エ　町は、指定避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行うものとする。

(2)　食品衛生の確保

町は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努める。

２　清掃活動

(1)　清掃班の編成

町は、被災地の清掃活動のため、清掃班を編成するものとする。

ア　し尿

１班は運搬車２台、運搬車１台当たり２～３人とし、運搬車及び運転手については、町内許可業者の応援を受ける。

イ　ごみ

１班は運搬車２～３台、運搬車１台当たり作業員２～３人とし、運転手については、委託業者の応援を受ける。

(2)　し尿の適正処理

ア　町は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確

保して、し尿の円滑な収集・運搬に努めるものとする。

イ　町は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレやマンホールトイレを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置するものとする。また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

ウ　仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

エ　町は、西邑楽水質浄化センター又は町域内でし尿を処理しきれない場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請する。

(3)　ごみ（災害廃棄物）の適正処理

ア　道路の不通による収集経路の変更、短期間での大量のごみの発生、ごみの腐敗・悪臭の発生等に対応するため、町は、人員及び収集運搬車を確保して、ごみの迅速・円滑な収集・運搬・処理に努めるとともに、ごみ処理施設の応急復旧に努めるものとする。

イ　収集したごみは、水害時においては水分を多く含んでいる状態のため、そのままでは処理を行うことが難しく、また、その他の災害時においても短期間に大量に排出するため、早期の処理は、困難である。そのため、町は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

ウ　町は、収集場所、収集日、分別排出等のごみ収集方法について、住民に対して速やかに必要な情報を広報する。

エ　町は、太田市外三町広域清掃組合又は町域内で生活ごみを処理しきれない場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請する。

(4)　処理施設等

本町におけるし尿及びごみの処理施設、町内衛生業者等については、**資料編９－１・９－２**のとおりである。

(5)災害時における動物の管理等

町は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

(6)　死亡獣畜等対策

町は、死亡した獣畜の処理に当たっては、関係法令に従い、死亡獣畜取扱場の除外申請書を知事に提出する。死亡家禽については、保健所の指導のもと所有者の農地等で消毒した後に埋却し、処理の場所について届け出る。

３　防疫活動

町は、県の協力を得て、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10

年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び「災害防疫実施要綱」（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）により、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施する。

(1)　町は、平常時から住民に対し、感染症対策についての情報提供を行うとともに、県の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。

ア　消毒措置の実施（感染症法第27条）

イ　ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

ウ　指定避難所等の衛生保持

エ　臨時予防接種の実施（予防接種法第６条）

オ　住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動

(2)　防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。

(3)　自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県に協力を要請する。

(4)　その他、県の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。

〈関係資料〉　資料編９－１　清掃関係処理施設
　　同　９－２　町内衛生業者及び保有車両等

第２節　行方不明者の捜索及び遺体の処置

１　行方不明者の捜索

町は、消防機関、消防団及びボランティア並びに警察機関と相互に協力して、行方不明者の捜索に当たる。

２　遺体の収容

発見された遺体は、町及び警察機関が消防機関の協力を得て検視及び検案を行うのに適当な施設に収容する（**資料編10－１**）。

３　検視・死体調査及び検案

県警察は、必要に応じ、警察災害派遣隊等を被災地に派遣し、群馬県警察医会の医師及び歯科医師の協力を得て、遺体の検視・死体調査及び検案、身元確認を行うものとする。また、効果的な身元確認が行えるよう町、県、指定公共機関等と密接に連携する。

なお、遺体が多数に上り、群馬県警察医会の医師及び歯科医師のみでは対応しきれない場合は、群馬県医師会及び群馬県歯科医師会の協力を求めるものとする。

４　遺体の安置

町は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

(1)　葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
(2)　遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
(3)　遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
(4)　遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

５　身元の確認

町は、身元不明の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し､必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

６　遺体の引渡し

町は、遺族等から遺体の引取りの申し出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

７　遺体の埋火葬

(1)　遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、町長がこれを行うものとする。
(2)　町は、遺体の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生ずると認めるときは、手続きの特例的な取扱いについて、県を通じて厚生労働省に協議するものとする。
(3)　町は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、町内の埋火葬能力では対応しきれないときは、県に応援を要請するものとする。
　なお、本町における埋火葬施設は、**資料編10－２**のとおりである。

〈関係資料〉　資料編10－１　遺体収容所
　　同　10－２　火葬場

第１０章　被災者等への的確な情報伝達活動

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

第１節　広報・広聴活動

１　広報活動

(1)　町は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報する。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。

(2)　広報内容

広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示するとおおむね次の事項である。

ア　気象・水象状況
イ　被害状況
ウ　二次災害の危険性
エ　応急対策の実施状況
オ　住民、関係団体等に対する協力要請
カ　避難情報の内容
キ　避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区
ク　避難時の注意事項
ケ　受診可能な医療機関・救護所の所在地
コ　交通規制の状況
サ　交通機関の運行状況
シ　ライフライン・交通機関の復旧見通し
ス　食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
セ　各種相談窓口
ソ　住民の安否
タ　スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況

(3)　広報媒体

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報手段は

おおむね次のとおりである。

ア　屋外広報による広報

イ　広報車による広報

ウ　テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じての広報

エ　広報紙による広報

オ　チラシ、パンフレットによる広報

カ　指定避難所への広報班の派遣

キ　自主防災組織を通じての連絡

ク　インターネットその他の通信（緊急速報メール、携帯メール、町ホームページ）

ケ　ソーシャルメディア

コ　Ｌアラート（災害情報共有システム）等

(4)　情報提供機関の連携

町、県、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、相互に連絡をとりあうものとする。

また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力するものとする。

(5)　要配慮者への配慮

災害情報の広報に当たっては、高齢者、障害者（児)、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮するものとする。

(6)　情報の入手が困難な者への配慮

町は、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

２　広聴活動

(1)　窓口の設置

町は、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

(2)　安否情報の提供

町は、被災者の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察機関と協力して、被災者に関する情報収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれ

がある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

(3)　ホームページ等の活用

安否情報の提供については、町ホームページや安否情報システム、外部機関の安否情報提供サイトの活用を検討する。

3　報道機関に対する代表取材の要請

応急対策実施機関は、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障を来し、又は支障を来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請する。

第１１章　施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための公共土木施設の応急復旧に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

第１節　施設、設備の応急復旧

１　迅速な応急復旧の実施

(1)　町及び施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

(2)　町は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

(3)　建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散が懸念される場合は、町、事業者又は建築物等の所有者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

(4)　施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾン（情報連絡員）は、相互に連携し活動するものとする。

(5)　ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する町、県、省庁、他市町村、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

　町は、町の管理する道路について、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を行うものとし、町及び県のみでは迅速な対応が困難な場合には、国（国土交通省、防衛省等）と適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。

第２節　公共土木施設の応急復旧

１　迅速な応急復旧の実施

道路、橋梁、堤防等公共土木施設の管理者は、被災した施設で緊急を要するものについて、速やかに応急復旧を行うものとする。

２　重要施設の優先復旧

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させるものとする。

３　関係業界団体に対する協力の要請

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請するものとする。

第３節　ライフライン施設の応急復旧対策

水道、電力、ガス、通信等のライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

１　水道施設の応急復旧

町及び水道事業者（群馬東部水道企業団）は、次の復旧対策を行うものとする。

(1)　上水道の応急復旧

町は、上水道の応急復旧については、水道事業者に要請するものとする。

(2)　下水道の応急復旧

町は、被災した下水道施設について、下水道協会との協定に基づき県と連携し速やかに応急復旧を行う。

(3)　重要施設の優先復旧

町及び水道事業者は、水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

ア　医療機関、指定避難所、町庁舎等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ　各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

(4)　代替設備の活用

町及び水道事業者は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施するものとする。

(5)　水道関係機関相互間の応援

町及び水道事業者は、水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請するものとする。

(6)　仮設トイレの確保

町は、上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設にマンホールトイレ等の仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者等より調達する。

(7)　広報活動

町及び水道事業者は、断水の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

2　電力施設の応急復旧

町は、電気事業者（東京電力パワーグリッド(株)太田支社）の行う次の復旧対策に協力するものとする。

(1)　迅速な応急復旧の実施

電気事業者は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

(2)　重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

ア　医療機関、指定避難所、町庁舎等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ　各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

(3)　代替設備の活用

電気事業者は、必要に応じ、発電機車、移動変圧器車を活用して応急送電を実施するものとする。

(4)　電力関係機関相互間の応援

電気事業者は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

(5)　送電再開時の安全確認

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行うものとする。

(6)　広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

3　ガスの応急復旧

町は、ガス事業者（群馬県ＬＰガス協会館林邑楽支部、東京ガスグループ）の行う次の復旧対策に協力するものとする。

(1)　迅速な応急復旧の実施

ガス事業者は、被災した施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

(2)　重要施設の優先復旧

ガス事業者は、ガスの応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

ア　医療機関、指定避難所、町庁舎等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ　各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

(3)　供給再開時の安全確認

ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行うものとする。

(4)　広報活動

ガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、ガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

4　電気通信設備の応急復旧

町は、電気通信事業者の行う次の復旧対策に協力するものとする。

(1)　迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

(2)　重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

ア　医療機関、指定避難所、町庁舎等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ　各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

(3)　代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

ア　指定避難所等への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

イ　指定避難所又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し

ウ　「災害用伝言ダイヤル（１７１)」、「災害用伝言板（web１７１)」及び「災害用伝言板」の提供

(4)　電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

(5)　広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻輳（ふくそう）の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

第１２章　自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられる。このため、町は、これらの支援を適切に受け入れる体制を整える必要がある。

第１節　ボランティアの受入れ

１　災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
・避難誘導 ・情報連絡 ・給食、給水 ・物資の搬送・仕分け・配給 ・入浴サービスの提供 ・指定避難所の清掃 ・ゴミの収集・廃棄 ・高齢者、障害者（児）等の介助 ・防犯 ・ガレキの撤去 ・住居の補修 ・家庭動物の保護	・被災者の救出（消防・警察業務経験者等） ・救護（医師、看護師、救命講習修了者等） ・建物応急危険度判定（建築士等） ・被災宅地危険度判定 ・外国語通訳 ・手話通訳 ・介護（介護福祉士等） ・保育 ・アマチュア無線 ・各種カウンセリング

２　受入窓口の開設

町は社会福祉協議会及びＮＰＯ・ボランティア関係団体と相互に連絡・調整の上、町災害ボランティアセンター等を設置し、ボランティアの受入窓口を開設する。

３　ボランティアニーズの把握

町及び町災害ボランティアセンターは、各指定避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ（種類、人数等）を把握する。

４　ボランティアの受入れ

町災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況や

ボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの活動環境に配慮するものとする。

5　ボランティア活動の支援

町は、県と連携し、次によりボランティア活動を支援する。

(1)　ボランティアが円滑に受け入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、職員等に周知する。

(2)　必要に応じて活動拠点、資機材、宿舎等の提供又はあっせんに努める。

6　ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営

大規模災害においては、行政機関のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、町、県及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

町が、県から事務の委任を受けた場合は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第２節　義援物資・義援金の受入れ

1　義援物資の受入れ

(1)　需要の把握

県が、義援物資の受入を決定した場合、町は、各指定避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとし、県が義援物資の受入か可否を判断する際に情報共有を行う。

(2)　受入機関の決定

町及び県は、相互に調整の上、義援物資の受入機関（町と県が個別に受け入れるか共同で受け入れるか）を定めるものとする。

(3)　集積場所の確保

受入機関となった町は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材等をあらかじめ確保する。

なお、集積場所の選定に当たっては、被災地域における仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町村からの選定も検討する。

(4)　受入物資の仕分け

町は、受入物資を効率的に配分するため、ボランティア等の協力を得て集積場所において仕分けを行う。

(5)　受入物資の配分

町が受け入れた物資については、町が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については県と町とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分する。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

(6)　ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じてボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

(7)　小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

2　義援金の受入れ

(1)　義援金の募集

県及び町は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

(2)　「募集・配分委員会」の設置

県及び町は、義援金を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、県内における義援金受入れ事務を一元化するものとする。

事務局：県健康福祉部健康福祉課

群馬県	群馬県町村会	日本赤十字社群馬県支部
被災市町村	群馬県市議会議長会	群馬県社会福祉協議会
群馬県市長会	群馬県町村議会議長会	群馬県共同募金会

(3)　募集の広報

委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。

(4)　義援金の配分

ア　委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。

イ　義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

ウ　義援金の被災者への支給は、町が行うものとする。

第１３章　要配慮者への支援活動

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者（児)、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人など要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、これらの要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、町、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、連携して要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

第１節　要配慮者の災害応急対策

１　要配慮者対策

(1)　災害に対する警戒

ア　町は、気象に係わる特別警報・警報・注意報が発表されたときには、河川管理者等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。

イ　町長は､今後の気象予測や河川水位情報等から総合的に判断して､避難情報の発令を行う。特に高齢者等避難は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する必要がある。

ウ　町は、避難情報が、確実に要配慮者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じるものとする。

エ　町は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難情報を直接伝達するものとする。

(2)　避　難

町は、避難情報を発令する場合には、次の事項を留意の上、個別避難計画に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。

ア　避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。

イ　指定一般避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、指定福祉避難所の開設を行う。指定福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。指定福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減をはかるため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。指定一般避難所においても、

要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、指定福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県（要配慮者利用施設所管の各課）に応援を要請する。

ウ　指定避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者等については、要配慮者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

(3)　安否の確認

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

２　要配慮者利用施設（資料編５－２）の管理者との連携

(1)　災害に対する警戒

要配慮者利用施設の管理者は、気象に係る特別警報・警報・注意報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

ア　発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。

イ　避難確保計画等に基づき、避難所を選定するとともに職員を招集し、入（通）所者の誘導体制を整える。

ウ　地域住民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。

エ　自身の安全を確保しながら自施設周辺の河川の増水の兆候等を監視する。

(2)　避　難

要配慮者利用施設の管理者は、町長から避難情報の発令があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の上、避難確保計画に基づき、次の事項に留意の上、入（通）所者を安全な場所に避難させるものとする。

ア　避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、町、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

イ　入（通）所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

ウ　避難した入（通）所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。

(3)　他施設への緊急入所等

ア　要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請する

ものとする。

イ　要配慮者利用施設の管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）又は町に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

ウ　県（要配慮者利用施設所管の各課）及び町は、イの要請を受けたときは、相互に連携し、あっせんに努めるものとする。

エ　社会福祉施設の災害時相互応援協定締結団体の管理者は、加盟施設の被災状況等を踏まえ、必要に応じて、群馬県災害福祉支援ネットワーク事務局（群馬県社会福祉協議会）に対し、協定に基づく利用者受入れや応援職員の派遣等を要請するものとする。

〈関係資料〉　　資料編５－２　　要配慮者利用施設

第１４章　その他の災害応急対策

第１節　農業の災害応急対策

１　農作物関係

(1)　病害虫の防除

町は、県から病害虫防除の指示を受けたときは、防除班を編成して防除を実施するものとする。

(2)　転換作物の導入指導

町は、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導するものとする。

２　家畜関係

(1)　家畜の避難

町は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかけるものとする。

(2)　環境汚染の防止

町は､降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは､飼養者に対し､し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出防止措置を講ずるよう指導するものとする。

第２節　学校の災害応急対策

１　気象状況の把握

小学校、中学校の管理者（以下「学校管理者」という。）は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

２　学校施設の安全性の点検

災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水等の兆候を調べ、学校施設の安全性を点検するものとする。

３　児童・生徒の安全確保

学校管理者は、次により児童・生徒の安全を確保するものとする。

(1)　児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況

に応じ、児童・生徒を安全な場所に移動させる。

(2)　傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

(3)　児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

4　被害状況の調査報告

(1)　応急対策策定のため、学校管理者は次の事項について、被害状況を速やかに調査収集し、教育長に報告するものとする。なお、教育長は、町長に遅滞なく報告するものとする。

ア　学校施設の被害状況

イ　その他教育施設の被害状況

ウ　教員、その他職員の被災状況

エ　児童・生徒の被災状況

オ　応急措置を必要とする事項

(2)　教育長は、とりまとめた被害状況を県防災計画に定めるところにより遅滞なく県教育委員会に報告するものとする。

5　教育の確保

(1)　教室及び運動場の確保

学校管理者は、校舎が被災したため授業を行えなくなったときは、被災校舎の応急修理、仮設校舎の建設、公民館・図書館等の借上げ等により教室及び運動場の確保を図るものとする。

(2)　授業の確保

ア　被害程度により授業が不可能と認められるときは休校とする。

ただし、正規の授業は困難であっても、でき得るかぎり応急授業の実施に努める。

イ　授業が長期にわたり不可能のときは、学校と児童・生徒の連絡方法、組織（通学班、子供会等)、家庭学習等の整備、工夫をする。

ウ　応急授業に当たっては、被災児童・生徒の負担にならぬよう配慮するとともに、授業の方法、児童・生徒の保健、危険防止等に留意する。

(3)　代替教員の確保

教育委員会その他教員の任命権者は、教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図るものとする。

(4)　学用品の支給

ア　町は、被災により就学上欠くことのできない学用品を滅失又は損傷し、これらの学用品を直ちに入手することができない小学校児童・中学校生徒に対し、必要最小限度の学用品を支給するものとする。

イ　県は、教科書を滅失又は損傷した児童・生徒に対し、町及び教科書供給業者と協力して教

科書を支給する措置を講ずるものとする。

なお、支給の基準等については、**資料編 11－１**のとおりである。

６　給食の措置

(1)　施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、学校管理者は、速やかに代替措置として応急給食を実施するものとする。

(2)　学校給食施設が被災者向けの炊き出し施設として利用される場合は、学校管理者は、学校給食の一時休止その他の対応により、被災者向けの炊き出しとの調整に留意するものとする。

７　避難者の援護と授業との関係

学校が指定避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。

なお、授業の再開については、５(1)により、速やかに教室を確保して実施するものとする。

第３節　文化財の災害応急対策

１　気象状況の把握

文化財の所有者・管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

２　文化財の安全性の点検

災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、安全に十分留意した上で文化財周辺の巡視を行い、洪水等の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検するものとする。

３　利用者・観覧者の安全確保

災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、次により利用者・観覧者の安全を確保するものとする。

(1)　文化財建造物や展示収蔵施設、史跡等の敷地内に利用者・観覧者がいる時に施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、利用者・観覧者を安全な場所に移動させる。

(2)　傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

４　文化財の安全確保

文化財の利用者・管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類

に応じ、シートや土嚢等による養生、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずるものとする。

5　災害情報の連絡

文化財の所有者・管理者は、利用者・観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて町等関係機関に連絡するものとする。

6　応急修復

(1)　文化財の所有者・管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、専門家等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。

(2)　県及び町は、(1)の応急修復について積極的に協力するものとする。

第４節　労働力の確保

1　求人の申込み

町は、災害応急対策の実施に必要な労働力が不足する場合は、公共職業安定所に求人を申し込むものとする。

2　労働者の確保及び紹介

前項の申込みを受けた公共職業安定所は、他の公共職業安定所と連携して労働者の確保に努めるものとし、確保できた労働者については、求人を申し込んだ機関に速やかに紹介するものとする。

3　賃金の支払い

前項の労働者を雇用した機関は、各労働者の作業終了後、直ちに賃金を支払うものとする。

ただし、やむを得ぬ事情により直ちに支払えない場合は、就労証明書を発行するとともに、支給日を労働者本人に通知するものとする。

第５節　災害救助法の適用

町の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、知事は、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、町長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

1　災害救助法に基づく救助の実施

知事は、当該災害が、災害救助法の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施するものとする。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

法の適用事務

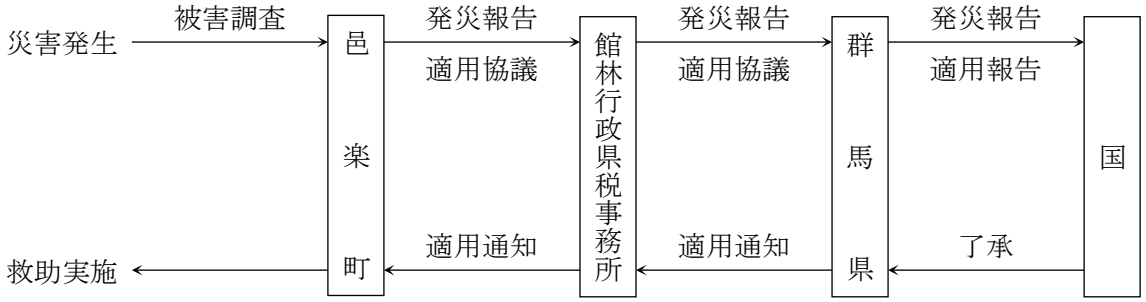

2　災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に市町村ごとに適用される。

(1)　当該市町村の区域内の人口に応じ、本町の場合は、次表のＡ欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。

(2)　群馬県の区域内において、1,500以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、本町の場合は、次表のＢ欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。

(3)　群馬県の区域内において、7,000以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

(4)　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(5)　上記(1)から(4)によるもののほか、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された政府本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

災害救助法適用基準表

市町村	人口（人）	A	B
邑楽町	25,522	50	25

（注）１　人口は、令和２年10月１日現在（国勢調査）

２　Ａ欄及びＢ欄の数字は、災害救助法の適用基準である滅失住家の数。

3　救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

(1)　避難所の設置及び応急仮設住宅の供与

(2)　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(3)　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(4)　医療及び助産
(5)　災害にかかった者の救出
(6)　災害にかかった住宅の応急修理
(7)　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
(8)　学用品の給与
(9)　埋　葬
(10) 死体の捜索及び処理
(11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、２(5)による救助の種類は、(1)のうち避難所の設置である。

４　救助の実施機関

災害救助は知事（危機管理課及び関係課）が実施し、町長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を町長が行うこととすることができる。

５　救助の程度・方法・期間

救助の程度、方法及び期間は、内閣府が定める「災害救助基準」（資料11－１）によるものとする。

６　適用手続

災害救助法の適用手続は、次による。

(1)　知事(危機管理課)は、町からの被害報告に基づき災害救助法が適用されるか否かを判断する。
(2)　知事(危機管理課)は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、内閣府政策統括官（防災担当）に報告する。
(3)　知事(危機管理課)は、救助の一部を町長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を町長に通知するとともに公示する。

７　費用負担

(1)　災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。
(2)　国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が100万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、次表のとおり国庫負担する。

収入見込額に対する割合	2/100以下の部分	2/100～4/100の部分	4/100超の部分
国　庫　負　担　率	50/100	80/100	90/100

〈関係資料〉　資料編11－１　災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

第６節　動物愛護

１　動物愛護の実施

(1)　町は災害時における動物愛護対策として、以下の事項に取り組む。

ア　ペット同行避難者の指定避難所への避難誘導、支援

イ　指定避難所・応急仮設住宅におけるペット同行避難者の受け入れ

ウ　県が設置する動物救護本部に対し、指定避難所におけるペットの飼育状況等に関する情報提供

エ　指定避難所・応急仮設住宅におけるペットの適正な飼育に係る指導、支援

オ　県が設置する動物救護本部が行う動物救護活動への連携、協力、支援要請

カ　被災住民等への動物救護及び飼育支援に関する情報の提供

(2)　家庭動物の所有者

家庭動物の所有者は､飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

第３部　災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、町及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る必要がある。

第１節　復旧・復興の基本方向の決定

１　災害復興対策本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町は、町長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、各分野の災害復旧・復興活動の一元化を図るものとする。

２　基本方向の決定

町は、被災の状況、地域の特性、住民の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。

３　住民の参加

被災地の復旧・復興は、町が主体となって住民の意向を尊重しつつ、国の支援を受けながら共同して計画的に行う。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者（児)、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

４　国等に対する協力の要請

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

第２節　原状復旧

１　被災施設の復旧等

(1)　町、県その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。

(2)　町、県その他の防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

(3)　町は、町が管理する道路の災害復旧事業に関する工事について、町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術または機械力を要する工事で、県又は国が町に代わって行うことが適当であると考えられるときは、町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、県又は国に対し支援の要請を行う。

(4)　ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

２　災害廃棄物処理

(1)　適正かつ円滑・迅速な処理の実施

町は、災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、国（環境省、防衛省）が作成した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づき、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給の拠点としても活用することとする。

また、町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(2)　リサイクルの励行

町は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努める。

(3)　環境への配慮

町は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮する。

なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省令和５年４月）及び「群馬県災害時アスベスト対策行動計画」（群馬県アスベスト対策関係課所 令和３年３月）によるものとする。

(4)　広域応援

町は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請する。

第３節　計画的復興の推進

１　復興計画の作成

(1)　大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成するものとする。

(2)　復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。

(3)　町は、復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障害者(児)、高齢者等の要配慮者など多様な住民の意見を反映するよう努める。

(4)　町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

２　防災まちづくり

(1)　防災まちづくりの実施

ア　町は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。

イ　防災まちづくりに当たっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で町のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者（児)、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

(2)　被災市街地復興特別措置法等の活用

町は、県と連携し、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

(3)　町は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、豪雨に対する安全性の確保等を目標とする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。

(4)　町は、既存の不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

(5)　町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行うものとする。

(6)　町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

第４節　被災者等の生活再建の支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

１　被災者台帳の作成

(1)　町は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(2)　町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

２　罹災証明書の交付

(1)　町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を早期に確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

(2)　町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真､応急危険度判定の判定結果等を活用するなど､適切な手法により実施するものとする。

(3)　町は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

３　災害弔慰金の支給等

町は、県と連携し災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行うものとする。

町は、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るものとする。

主な支援制度は、次のとおりである。

(1)　災害弔慰金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	市町村
対象となる災害	次のいずれか １　１つの市町村の区域内で住家が５世帯以上滅失した災害 ２　県内で５以上の世帯の住居が滅失した市町村が３以上存在する場合、県内全ての市町村の被害が対象 ３　県内で災害救助法が適用された災害（県内全ての市町村の被害が対象） ４　災害救助法を適用した都道府県が２以上ある場合、全ての市町村（当該都道府県以外も含む。）の被害が対象
支給対象者	災害により死亡した者の遺族
支給額	死亡者が世帯の生計を主として維持していた場合…500万円 その他の場合…250万円
費用負担割合	市町村１／４、県１／４、国１／２

(2)　災害障害見舞金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	市町村
対象となる災害	（災害弔慰金と同じ。）
支給対象者	災害により重度の障害を受けた者
支給額	障害者が世帯の生計を主として維持していた場合…250万円 その他の場合…125万円
費用負担割合	（災害弔慰金と同じ。）

(3)　災害援護資金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	市町村
対象となる災害	県内で災害救助法が適用された自然災害（所得制限）
貸付対象者	災害により被害を受けた世帯の世帯主
貸付額	被害の程度に応じて150万円～350万円
貸付条件	貸付利率…年３％以内で市町村条例で定める率（据置期間３年） 償還期間…10年以内
貸付原資拠出割合	県１／３、国２／３

(4)　群馬県災害見舞金

支給機関	県（危機管理課）ただし、市町村経由
対象となる災害	次のいずれか １　災害により住家が全壊した世帯 ２　災害により住家が半壊した世帯 ３　同一原因による災害で、一の市町村の区域内において１世帯以上の住家が滅失した場合による以下の者 イ　災害による死者または行方不明者の遺族 ロ　災害による重傷者 ４　同一原因による災害で、一の市町村の区域内において５世帯以上の住家が滅失した場合による以下の世帯 イ　災害により住家が床上浸水した世帯 ５　前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めるもの
支給金額	死者及び行方不明者……１人30万円 重傷者……１人５万円 全壊……１世帯10万円 半壊……１世帯５万円 床上浸水……１世帯２万円 （注）知事が必要と認めた場合は増減が可能
支給除外	１　被災者生活再建支援法に基づく支援金の対象となる場合 ２　災害弔慰金の支給等に関する法律第３条に規定する災害弔慰金又は同法第８条に規定する災害障害見舞金が支給対象となる場合 ３　群馬県・市町村被災者生活再建支援事業補助金交付要綱に基づく支援金の対象となる場合 ４　被災の原因が、対象者の故意又は重大な過失による場合

(5)　被災者生活再建支援金

①被災者生活再建支援法

<table>
<tr><td>根拠法令</td><td>被災者生活再建支援法</td></tr>
<tr><td>支給機関</td><td>県（危機管理課）　ただし、被災者生活再建支援法人に委託</td></tr>
<tr><td>対象となる災害</td><td>１　災害救助法適用基準１又は２に概要した市町村
２　10世帯以上の住宅全壊が発生した
３　100世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
４　１又は２の市町村を含む都道府県で５世帯以上の全壊被害の市町村（ただし、人口10万人未満に限る）
５　１から３に適合する市町村に隣接する１つの市町村において、全壊５世帯以上の市町村（ただし、人口10万人未満に限る）</td></tr>
<tr><td>対象となる世帯</td><td>①　住宅が全壊した世帯
②　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
③　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
④　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
⑤　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</td></tr>
<tr><td>支援金の支給額

※支給金額は、右の１と２の支援金の合計額となる</td><td>１　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td colspan="2">住宅の被害程度</td><td>全壊
（①の世帯）</td><td>解体
（②の世帯）</td><td>長期避難
（③の世帯）</td><td>大規模半壊
（④の世帯）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">支給額</td><td>複数世帯</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
<tr><td>単数世帯</td><td>75万円</td><td>75万円</td><td>75万円</td><td>37.5万円</td></tr>
</table>
※中規模半壊世帯は基礎支援金は対象外。
２　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table>
<tr><td colspan="2">住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補　修</td><td>賃　貸
（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">支給額</td><td>複数世帯</td><td>200万円
（100万円）</td><td>100万円
（50万円）</td><td>50万円
（25万円）</td></tr>
<tr><td>単数世帯</td><td>150万円
（75万円）</td><td>75万円
（37.5万円）</td><td>37.5万円
（18.75万円）</td></tr>
</table>
※括弧内は、中規模半壊世帯へ支給する金額。</td></tr>
<tr><td>費用負担等</td><td>・国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。
・基金が支出する支援金の１／２に相当する額を国が補助。</td></tr>
</table>

②群馬県・市町村被災者生活再建支援制度

根拠法令	群馬県・市町村被災者生活再建支援事業補助金交付要綱
支給機関	市町村
対象となる災害	１世帯以上の住宅全壊被害等（上記①「被災者生活再建支援法」の「対象となる世帯①～④」）が発生した災害
対象となる世帯	・上記「①被災者生活再建支援法」と同じ（中規模半壊世帯を除く）。ただし、上記「①被災者生活再建支援法」の支援対象となる世帯を除く。
支給金額	上記「①被災者生活再建支援法」と同じ
費用負担等	・市町村から支援金を支給 ・市町村が支出する支援金の２／３に相当する額を県が補助。

(6)　生活福祉資金（福祉資金－災害援護資金）

貸付機関	群馬県社会福祉協議会
対象となる世帯	次のいずれかに該当すること。 １　低所得世帯で、他からの資金を借り入れることのできない世帯 ２　障害者世帯 ３　高齢者世帯（65歳以上の高齢者が属する世帯に限る）
貸付金額	150万円以内
貸付条件	利率…年1.5％（連帯保証人を立てる場合は無利子）償還期間…据置期間（貸付日から６付以内）経過後７年以内

４　税の徴収猶予及び減免等

町は、被災者の納付すべき地方税について、法令等の規定により、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずる。

５　住宅確保の支援

町は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、災害復興住宅融資（建設資金、購入資金、補修資金）、母子父子寡婦福祉資金（住宅資金）等の周知を図るものとする。

６　恒久的な住宅確保の支援

町は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用するものとする。

７　安全な地域への移転の推奨

町は、県と連携し、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

８　復興過程における仮設住宅の提供

町は、県と連携し、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

９　支援措置の広報等

町は、県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。

１０　災害復興基金の設立等

町は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第５節　被災中小企業等の復興の支援

１　中小企業の被災状況の把握

町は、あらかじめ邑楽町商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

２　中小企業者に対する低利融資等の実施

町は、県と連携し、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

(1)　経営サポート資金（Cタイプ：災害復旧関連要件）

(2)　中小企業高度化資金（災害復旧貸付）

(3)　政府系金融機関による貸付条件の優遇

(4)　既往貸付金の貸付条件の優遇

ア　小規模企業者等設備導入資金

激甚災害の場合、２年を超えない範囲内で償還期間を延長

イ　中小企業高度化資金

被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる

(5)　県信用保証協会の災害関係保証の特例

ア　激甚災害法第１２条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

通常限度額２億８千万円→別枠を含む限度額５億６千万円

イ　中小企業信用保険法第２条第４項の経営安定関連保証(災害別枠保証)
通常限度額２億８千万円→別枠を含む限度額５億６千万円

３　農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

(1)　町は、県と連携し、農林水産業者の災害復旧を支援するため、群馬県農漁業災害対策特別措置条例（昭和35年群馬県条例第19号）等による助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

(2)　町においては、邑楽町農漁業災害対策特別措置条例（平成12年条例第49号）により、助成措置を講ずる。

４　地場産業・商店街への配慮等

町は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により､地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

５　支援措置の広報等

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

第６節　公共施設の復旧

１　災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成する。

なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

２　早期復旧の確保

(1)　迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

(2)　迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

３　財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

(1)　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
(2)　公立学校施設災害復旧費国庫負担法
(3)　公営住宅法
(4)　土地区画整理法
(5)　感染症予防法
(6)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(7)　予防接種法
(8)　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
(9)　下水道法
(10) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
(11) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

第７節　激甚災害法の適用

大規模な災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）の指定を早期に受けられるよう措置し、災害の早期復旧に努める。

１　激甚災害指定手続

激甚災害指定は、大規模な災害が発生した場合において、内閣総理大臣が知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断するものであり、町は、被害を受けた施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、県に報告する。

２　激甚災害法に定める事業

激甚災害法の適用対象事業は次のとおりである。なお、激甚の指定を受けた場合には速やかに関係調書等を作成し、県の関係部局に報告を行う。

（激甚災害に係る財政援助措置）

(1)　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚災害法第３条）

ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ　公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第１条各号の施設の新設又は改良に関する事業

ウ　公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

エ　公営住宅法第８条第３項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

オ　生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

カ　児童福祉法第35条第２項から第４項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

キ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第４条第１項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国が設置したものを除く。）又は認定こども園法一部改正法附則第３条第２項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業

ク　老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

ケ　身体障害者福祉法第28条第１項又は第２項の規定により県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

コ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第１項若しくは第２項又は第83条第２項若しくは第３項の規定により県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第５条第７項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧の事業

サ　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第１項の規定により県が設置した女性自立支援施設（市町村又は社会福祉法人が設置した女性自立支援施設で県から同項に規定する自立支援の委託を受けているものを含む。）の災害復旧事業

シ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

ス　激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県、保健所を設置する市又は特別区の支弁に係る感染症予防事業

セ　子ども・子育て支援法第27条第１項の規定により確認された私立の学校教育法第１条に規定する幼稚園の災害復旧事業

ソ　堆積土砂排除事業

(ｱ)　激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法施行令に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの。

(ｲ)　激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業

タ　激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き

続き１週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。

(2)　農林水産業に関する特別の助成

ア　農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚災害法第５条）

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。

イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚災害法第６条）

農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。

ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第７条）

開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。

エ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚災害法第８条）

(ｱ)　天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。

(ｲ)　天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。

オ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚災害法第９条）

森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

カ　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚災害法第10条）

土地改良区等の行う湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

キ　森林災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第11条の２）

(ｱ)　県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。

(ｲ)　県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(3)　中小企業に関する特別の助成

ア　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）

災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。

イ　小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（激甚災害法第13条）

小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を２年以内において延長することができる。

ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第14条）

事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(4)　その他の特別の財政援助及び助成

ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第16条）

公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の２／３を補助する。

イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第17条）

私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の１／２を補助する。

ウ　市町村が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例（激甚災害法第19条）

エ　母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例（激甚災害法第20条）

特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。

オ　水防資材費の補助の特例（激甚災害法第21条）

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の２／３を補助する。

カ　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚災害法第22条）

滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は市町村が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の３／４を補助する。

キ　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚災害法第24条）

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、１箇所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第８節　復旧資金の確保

１　復旧資金の確保

町は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

(1)　普通交付税の繰上交付の要請

(2)　特別交付税の交付の要請

(3)　一時借入れ

(4)　起債の前借り

２　関東財務局の協力

関東財務局（前橋財務事務所）は、復旧資金の確保について町から要請があったときは、次の協力を行うものとする。

(1)　災害つなぎ資金の融資（短期）

(2)　災害復旧事業資金の融資（長期）

(3)　国有財産の貸付け、譲与及び売払い

第３編　震災対策編

第１部　災害予防計画

第１章　地震に強いまちづくり

町は、災害対策基本法第８条第２項に基づき、町土の保全、建物の不燃堅ろう化、その他都市の防災構造の改善、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策の実施に努める。

第１節　地震に強いまちづくりの推進

１　水害防止事業の推進

地震による堤防や水門等の損壊に伴う水害の発生を防止するため、河川管理者、農業用用排水施設管理者その他堤防・水門等の管理者は、それぞれが管理する施設について平常時から巡視・点検を励行し、危険度の高い箇所から順次計画的に補強又は改修を進めるものとする。

２　地震に強いまちづくりの推進

町は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努めるものとする。

また、都市計画を定めるに当たっては、地震に強い都市構造の形成のため、必要に応じて、「防火地域」又は「準防火地域」を定め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上重要な市街地の整備を推進するとともに、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを推進するよう努めるものとする。

特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等については、非構造部材を含む耐震対策等により、災害発生時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとし、避難路、避難所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地帯などについては、計画的に整備するよう努めるものとする。また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

さらに、災害時における電気・水道・ガス・通信サービス等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努めるものとする。

３　防災再開発促進地区における市街地の再開発を促進

町は、防災再開発促進地区における市街地の再開発を促進するため、防災街区整備地区計画その他の都市計画の決定、市街地の再開発に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努める。

４　都市防災構造化推進事業の利用

町は、地震に強いまちづくりを推進するに当たっては、以下の各事業を必要に応じて利用するものとする。

(1)　災害危険度判定等調査事業

(2)　住民等のまちづくり活動支援事業

第２節　避難場所・指定避難所・避難路の整備

地震災害に備え、避難場所・指定避難所・避難路の整備に努める。

具体的な計画については、第２編第１部第１章第３節「避難場所・指定避難所・避難路の整備」に準ずるものとする。

第３節　建築物の安全性の確保

町及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な施設（以下、この節において「公共建築物等」という。）については、耐震性の確保に特に配慮するものとする。

また、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

１　建築物の耐震性の確保

町は、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める構造基準の遵守の指導に努める。

(1)　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）

現行の建築基準法の適用を受けない既存建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、この節において「耐震改修促進法」という。）の規定により、耐震診断及び耐震改修に努めることとされている。

(2)　邑楽町耐震改修促進計画

耐震改修促進法では、大規模地震に備えて多数の者が利用する建築物や住宅の耐震診断及び耐震改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の策定を都道府県に義務付けている。

群馬県が作成した群馬県耐震改修促進計画では、多数の者が利用する建築物及び住宅（耐震シェルター等により減災化した住宅を含む。）の耐震化の数値目標を令和７年度までに95％としている。

町は、これをもとに令和６年４月に「邑楽町耐震改修促進計画」を改正しており、同計画に基づき、町、住民、事業者が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していくものとする。

(3)　耐震改修に係る支援制度

群馬県耐震改修促進計画の目標達成に向けて、県と町が協働し、一定の条件の下で活用可能な耐震化の支援制度を設けているため、その周知を図ることとする。

２　公共建築物等の安全性の確保

町及び施設管理者は、公共建築物等については、耐震性の確保に特に配慮するものとする。

なお、町は、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係わるリストの作成及び公表に努めるものとする。

３　建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

町は、建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物、エレベーターにおける閉じ込め防止対策の重要性について啓発を行い、実態調査の結果、落下等のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。

４　ブロック塀等の倒壊防止対策

町は、住民に対しブロック塀又は石垣の安全点検及び耐震性の確保について啓発を行い、実態調査の結果、危険なブロック塀等の所有者又は管理者に対し、作り替えや生け垣化等を奨励する。

５　文化財の保護

町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

６　空家等の把握

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第４節　ライフライン施設の機能の確保

ライフライン事業者は、大規模地震に備えた設備の防災化、防災体制の整備等を図るものとする。

具体的な計画については、第２編第１部第１章第５節「ライフライン施設の機能の確保」に準ずるものとする。

第５節　液状化対策

１　公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者及び病院、学校、スーパー及びホテル等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施する。特に、大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行うものとする。

２　液状化対策の知識の普及

町は、個人住宅等の小規模建築物についても、一般住民に対し液状化対策の知識の普及を図るものとする。

第６節　危険物施設等の安全確保

第４編第４節「危険物等災害対策」に準ずるものとする。

第２章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

災害時の備えとして、町その他防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。その上で、地震が発生し、大規模な被害が発生した場合は、町は、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるための活動を行う。

また、町は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

災害応急対策の内容は、最初に被害規模等を把握するための情報収集を迅速に行い、次いでその情報に基づいて所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進め、さらには避難対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）の実施である。

特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の３つの段階に分けて検討することが重要である。命を守る避難として分散避難の推進、短期の避難生活として寝床（ベッド）、食事、トイレ等をはじめとした避難所生活の質の向上、長期の避難生活として応急仮設住宅等への早期移行など、各段階において、住民、行政、民間事業者、地域コミュニティ、ＮＰＯ等様々な分野が連携して取り組むものとする。

また、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

町は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

さらに、効果的・効率的な防災対策を行うためには、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフラインの応急復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止という段階を踏んで災害応急対策が進められていくものである。

地震は突発的に発生するため、以上のような災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

第１節　緊急地震速報と地震情報

１　緊急地震速報

(1)　緊急地震速報の発表等

緊急地震速報（警報）は、震度５弱以上を予想した場合または、長周期地震動階級３以上を予想した場合に、震度４以上が予想される地域または、長周期地震動階級３以上を予想した地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、気象庁が発表する。緊急地震速報（警報）のうち、震度６弱以上が予想される場合または長周期地震動階級４が予想される場合は特別警報（地震動特別警報）に位置づけられる。

緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	区域の名称	郡市町村名
群馬県	群馬県北部	沼田市、吾妻郡［中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町］、利根郡［片品村、川場村、昭和村、みなかみ町］
	群馬県南部	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡［榛東村、吉岡町］、多野郡［上野村、神流町］、甘楽郡［下仁田町、南牧村、甘楽町］、佐波郡［玉村町］、邑楽郡［板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町］

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

(2)　緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は気象庁から日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達される。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による市町村の防災無線等を通して住民に伝達される。

２　地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の２区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。

震源に関する情報	・震度３以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度１以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち、長期地震動階級１以上を観測した場合	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を10分程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表

３　地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

(1)　地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度４以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

(2)　管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管

区・地方気象台等で月ごとまたは週ごとに作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週ごとの資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日午後（金曜日が休日の場合は、それ以降の最初の平日）に発表している。

４　南海トラフ地震関係

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といい、昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震の切迫性が高まってきている。

気象庁では、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の発表を行う。

情報の種類と発表条件

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応がとりやすいよう キーワードを付して情報発表	（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	（巨大地震警戒）	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	（巨大地震注意）	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	（調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）	

〈関係資料〉　　資料編３－４　　気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

第２節　情報の収集・連絡及び通信の確保

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

さらに、地震災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、町は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模地震災害を考慮した対策を講じておくものとする。

具体的な計画については、第２編第１部第２章第１節「情報の収集・連絡及び通信の確保」に準ずるものとするが、通信施設の耐震化には特に留意して対策を推進する。

第３節　職員の応急活動体制の整備

地震災害が発生した場合に、災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておく。

具体的な計画については、第２編第１部第２章第２節「職員の応急活動体制の整備」に準ずるものとする。

第４節　防災関係機関との連携体制の整備

防災関係機関は、大規模地震発生時における相互の応援が重要であることにかんがみ、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。

具体的な計画については、第２編第１部第２章第５節「防災関係機関との連携体制の整備」に準ずるものとする。

第５節　防災中枢機能の確保

大規模地震発生時には、防災中枢機能を果たす施設、設備の機能の確保が重要となるため、地震災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

具体的な計画については、第２編第１部第２章第６節「防災中枢機能の確保」に準ずるものとする。

第６節　救助・救急及び医療活動体制の整備

地震被害想定においては、本町においても多くの負傷者の発生が予想されているため、町は医療機関、消防機関等と連携し、救助・救急及び医療活動体制の整備を図る。

具体的な計画については、第２編第１部第２章第７節「救助・救急及び医療活動体制の整備」に準ずるものとする。

第７節　消火活動体制の整備

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触等により広域に同時に火災が発生し、特に市街地においては大火災に発展するおそれがある。

町は、消防機関と連携して、地震発生時の出火、延焼拡大防止のため初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図るものとする。

１　出火の防止

(1)　建築同意制度の活用

町は消防法の規定に基づく建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。

(2)　一般家庭に対する指導

ア　地震時における火災防止思想の普及に努める。

イ　自主防災組織等の防火組織の指導者等に対し、消火に必要な技術を教育する。

(3)　防火管理者等の教育

消防機関は、防火管理者の講習において、地震時の防火対策について教育する。

(4)　予防査察等による指導

消防機関は、防火対象物の状況を把握し、地震時の防火安全対策について、関係者に対し予防査察時に指導する。

２　住民及び企業の消火活動体制の整備

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要となる。

また、初期消火は、住民や企業が地域ぐるみで取り組むことがもっとも効果が大きい。

このため、町及び消防機関は、次の対策を講ずるものとする。

(1)　地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識及び技術の普及を図る。

(2)　事業所等に対しては、防火管理者を対象に防火研修を行うとともに消防法に基づく、消防計画の作成指導及び消防訓練を指導し自衛消防の強化を図る。

３　消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

大規模地震による火災は、同時多発的に発生し、道路の損壊も加わり、迅速な消防活動が困難となる場合が多い。

このため、消防機関は、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき平常時から消火訓練を行うものとする。

また、当該計画には、救急活動、救助活動及び消火活動の振り分け又は優先順位を盛り込むこ

ととし、必要に応じ広域応援又は県（危機管理課）を通じて県警察、自衛隊の応援を要請することを予定しておくものとする。

４　消防力の整備

町は、次により消防力の強化に努めるものとし、県はこれに対して必要な指導、援助を行うものとする。

(1)　消防組織の拡充、強化

町は、「消防力の整備指針」に適合するよう消防組織の拡充及び強化に努める。

(2)　消防施設等の整備、強化

町は、地震の発生時に予想される火災から人命及び財産を守るため、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう消防施設等の整備について、年次計画を立てその強化を図る。

特に、消防水利については、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽、河川、湖沼の自然水利、水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、適正な配置に努めるものとする。

第８節　緊急輸送活動体制の整備

大規模地震による災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設及び輸送拠点が重要な施設となるため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

具体的な計画については、第２編第１部第２章第８節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずるものとする。

第９節　避難の受入体制の整備

震災時には、建物の損壊、焼損等による二次災害の発生及び避難住民の大量発生が予想される。

このため、町は、住民を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民に対し、避難所等を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

具体的な計画については、第２編第１部第２章第３節「避難の受入体制の整備」に準ずるものとする。なお、避難所の耐震化には特に留意する。

第１０節　食料･飲料水及び生活必需品等の調達･供給体制の整備

地震災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食料、生活物資及び医薬品等の緊急物資の調達・確保に努める。また、指定避難所、応急仮設住宅を迅速に提

供できる体制の整備及び防災資機材等の整備を推進する。

具体的な計画については、第２編第１部第２章第 10 節「食料･飲料水及び生活必需品等の調達･供給体制の整備」に準ずるものとする。

第１１節　広報・広聴体制の整備

大規模地震発生時には、様々な情報が錯乱するおそれがあるため、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、広報・広聴体制の整備を図る必要がある。

具体的な計画については、第２編第１部第２章第 11 節「広報・広聴体制の整備」に準ずるものとする。

第１２節　二次災害の予防

地震又は降雨等による水害や地震による建築物・構造物の倒壊等を防止するため、町は、関係機関と連携して二次災害の予防に努める。

１　被災建築物・宅地の応急危険度判定技術者の活用

(1)　地震等に伴う建物の倒壊による二次災害を防止するとともに、恒久的復旧までの間建物の使用に対する住民の不安を取り除くため、町は県と連携し、被災建築物の危険度を応急的に判断する被災建築物応急危険度判定士の活用を図る。

(2)　宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ正確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、町は県と連携し、被災宅地危険度判定士の活用を図る。

(3)　町は、地震後の降雨等による洪水等の二次災害を防止するため、災害危険箇所の危険度を応急的に判定する体制を整備するものとする。また、町は、これらの危険度判定のための資機材の備蓄を行うものとする。

２　危険物等による被害の防止

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、地震によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行うものとし、町は、消防機関と連携して促進を図る。

第１３節　複合災害対策

１　複合災害への備え

町は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

２　複合災害時の災害予防体制の整備

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

３　複合災害を想定した訓練の実施

町は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第１４節　防災訓練計画

自主防災組織、事業所、防災関係機関が個別に、また、それぞれ連携のもとに防災訓練を継続的に実施し、地震発生時の対応能力の向上を図るとともに、各自の役割に応じた活動が円滑かつ組織的に行えるよう、町は、総合防災訓練の実施に努める。

具体的な計画については、第２編第１部第２章第 13 節「防災訓練計画」に準ずるものとする。

第３章　住民等の防災活動の促進

災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、町に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るように行動することが重要である。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

特に地震災害は突発的に発生するが、行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、住民には、地震発生時に、初期消火を行う、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する、県や町が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、町は、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める。

第１節　防災思想の普及

町は、地震発生時に町全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、住民、防災上重要な施設の管理者の適切な防災意識の高揚に努める。

具体的な計画については、第２編第１部第３章第１節「防災思想の普及」に準ずるものとする。ただし、普及内容等については、以下のとおりである。

１　家庭内の危険防止

(1)　家具類の転倒防止

家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。

(2)　物の落下防止

家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。

(3)　ガラスの飛散防止

食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。

(4)　火気器具周辺の整理整頓

コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃え易い物を置かない。ガスボンベ等

は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。

(5)　家屋、ブロック塀等の倒壊防止

家屋（柱、土台、屋根瓦)、ブロック塀、石垣及び門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。

２　家庭防災会議の開催

災害への対応について、日ごろから家族で話し合いをしておく。

(1)　地震が起きたときの各自の役割（誰が何を持ち出すか、避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。)

(2)　消火器具の備え付け及び使用方法

(3)　家族間の連絡方法

(4)　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、指定避難所等避難先及び避難路の確認

(5)　安全な避難路の確認

(6)　非常持出し品のチェック

(7)　自動車へのこまめな満タン給油

(8)　家具転倒防止措置や室内の整理整頓

(9)　高齢者、障害者（児)、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難方法

(10) 地震情報の入手方法

(11) 家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

(12) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

３　非常持出し品の準備

(1)　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水・熱源の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料)

(2)　貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）

(3)　持病薬、お薬手帳、応急医薬品等（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等)

(4)　携帯ラジオ

(5)　照明器具（懐中電灯（電池は多めに)、ろうそく（マッチ、ライター))

(6)　衣類（下着、上着、タオル等）

(7)　感染症対策用品（マスク、消毒液、体温計等）

４　屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置

(1)　身の安全の確保

ア　机や椅子に身を隠す。

イ　玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。

ウ　あわてて外に飛び出さない。

(2)　火災を防ぐ

ア　火の始末をする。

イ　火が出たら初期消火に努める。

(3)　狭い路地、塀ぎわ、川べりに近づかない。

(4)　避難方法

ア　徒歩で避難する。(家屋やブロック塀等、倒壊の危険を避けるため、道路の中央を歩く)

イ　携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。

(5)　応急救護

対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。

(6)　救出活動

建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。

(7)　自動車運転者のとるべき行動

ア　道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。

イ　ラジオで災害情報を聞く。

ウ　警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。

エ　避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。

５　緊急地震速報の普及、啓発

町は、県と連携し、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

また、前橋地方気象台は、県や町、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

６　被災地支援に関する知識の普及

町は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第２節　住民の防災活動の環境整備

地震災害時においては、県及び町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識・

技能を身に付け、これを家庭、地域、職域等で実践しなければならない。

さらに地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努めることが重要である。

具体的な計画については、第２編第１部第３章第２節「住民の防災活動の環境整備」に準ずるものとする。

第４章　要配慮者対策

町は、県と連携し、災害時において配慮が必要な要配慮者に対して、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、震災時の全面的な安全確保を図る。

具体的な計画については、第２編第１部第４章「要配慮者対策」に準ずるものとする。

なお、要配慮者利用施設の耐震性の強化には特に留意する

第５章　その他の災害予防

第１節　帰宅困難者対策

通勤や通学、買物及び観光などの出先で地震に遭遇し、交通機関や道路網が被災した場合に、自宅に帰ることができない人を「帰宅困難者」と呼んでいる。本町の属する東毛地域は、埼玉県、栃木県に隣接し、有機的に道路網が巡らされているため、通勤、通学、買物等の往来が盛んである。そのため､本町の住民が他県で被災する場合や､他県の住民が本町内で被災する場合が想定される。

町は、帰宅困難者に対しての情報提供、保護支援などを、関係機関と平素より検討しておく必要がある。

１　帰宅困難者の予測

群馬県地震被害想定調査（平成24年６月）では、帰宅困難者を「群馬県民が県内の他市町村へ通勤・通学等で外出し、滞在先で地震が発生したために自宅に戻れずに外出先に滞留する人」と定義し、交通手段は問わず、鉄道の機能障害により帰宅することができない人の数を予測した。

その結果は、以下のとおりであり、町内でも多くの帰宅困難者が発生する可能性があることが明らかとなった。

【帰宅困難者数の予測結果一覧表】　（群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）から抜粋）

単位：人

通勤者・通学者			関東平野北西縁断層帯主部		太田断層		片品川左岸断層	
町内から	町外から	合計	帰宅困難者	徒歩帰宅者	帰宅困難者	徒歩帰宅者	帰宅困難者	徒歩帰宅者
8,019	7,011	15,030	2,813.7	12,216.3	2,813.7	12,216.3	0.0	15,030.0

２　町の帰宅困難者に対する取組み

(1)　普及啓発

町は、企業等における一斉帰宅抑制が実効性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2)　一時滞在施設の提供

町は、帰宅困難者の指定避難所への受入や新たな避難施設の設置など、一時滞在施設の提供に努める。特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者が発生する見込みであることから、事前に観光客用の避難施設を指定しておく必要がある。

(3)　備蓄物資の確保

町は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、

食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(4)　情報提供の体制づくり

町は、一時滞在施設等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する情報を防災拠点における張り紙や、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。

(5)　徒歩帰宅者の支援対策

町は、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるよう努める。また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

３　事業所等の取組

(1)　従業員の待機

事業所等は、交通機関が運行停止となり、運行の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所付近の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、必要に応じて、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

(2)　備蓄の確保

事業所等は、従業員が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(3)　事業所等における環境整備

事業所等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒防止等、従業員が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

(4)　事業継続計画（ＢＣＰ）等への位置づけ

事業所等は、事業継続計画（ＢＣＰ）等において、従業員等の待機及び帰宅の方針等を予め定めておき、従業員への周知に努めるものとする。

(5)　安否確認方法の周知

事業所等は、地震等発生時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段活用の周知に努めるものとする。

４　大規模集客施設等の取組み

大規模な集客施設や駅など不特定多数の者が利用する施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市町村や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導体制の整備に努めるものとする。

５　各学校の取組み

各学校は、児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

第２節　災害廃棄物対策

大規模地震により、大量の災害廃棄物が発生するおそれがあるため、平時からその処理体制を構築しておく必要がある。

具体的な計画については、第２編第１部第５章第１節「災害廃棄物対策」に準ずるものとする。

第３節　罹災証明書の発行体制の整備

災害後には、税金の減免や融資の申請等に必要な罹災証明書の交付を遅滞なく実施する必要があるため、平時からその発行体制を整備する必要がある。

具体的な計画については、第２編第１部第５章第２節「罹災証明書の発行体制の整備」に準ずるものとする。

第２部　災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、第１次的には町が当たり、県は、町を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、県及び町の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

地震発生後、防災関係機関は最初に被害規模等の情報を収集し、関係機関に連絡し、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進める。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（風水害、建築物倒壊など）の防止を行う。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

第１章　発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、規模、地震活動の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第１節　地震情報の収集・連絡

１　地震情報の受理

県及び前橋地方気象台が発表する地震情報等は、次のとおりである。

(1)　震度情報ネットワークシステムによる震度情報の把握とその伝達

県（危機管理課）は、「震度情報ネットワークシステム」により、県内35市町村すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、これを速やかに全市町村及び関係機関に伝達する。

震度３以上の地震が発生した場合は、町はこれを自動受信できる。

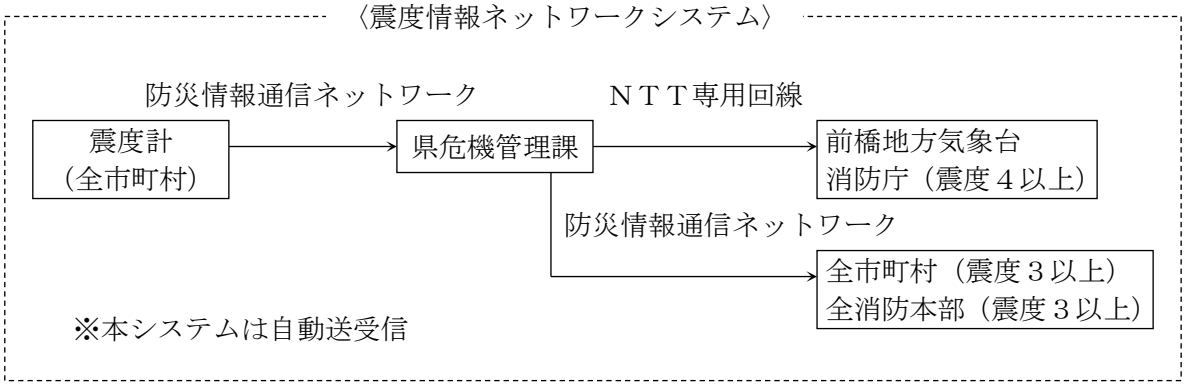

(2)　防災情報提供システム等による地震情報の伝達

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報（規模、震源、震度等）を気象庁のオンライン及び「防災情報提供システム（インターネット）」により県（危機管理課）その他の機関に伝達するものとし、当該情報を受信した各機関は、次により関係機関等に伝達するものとする。

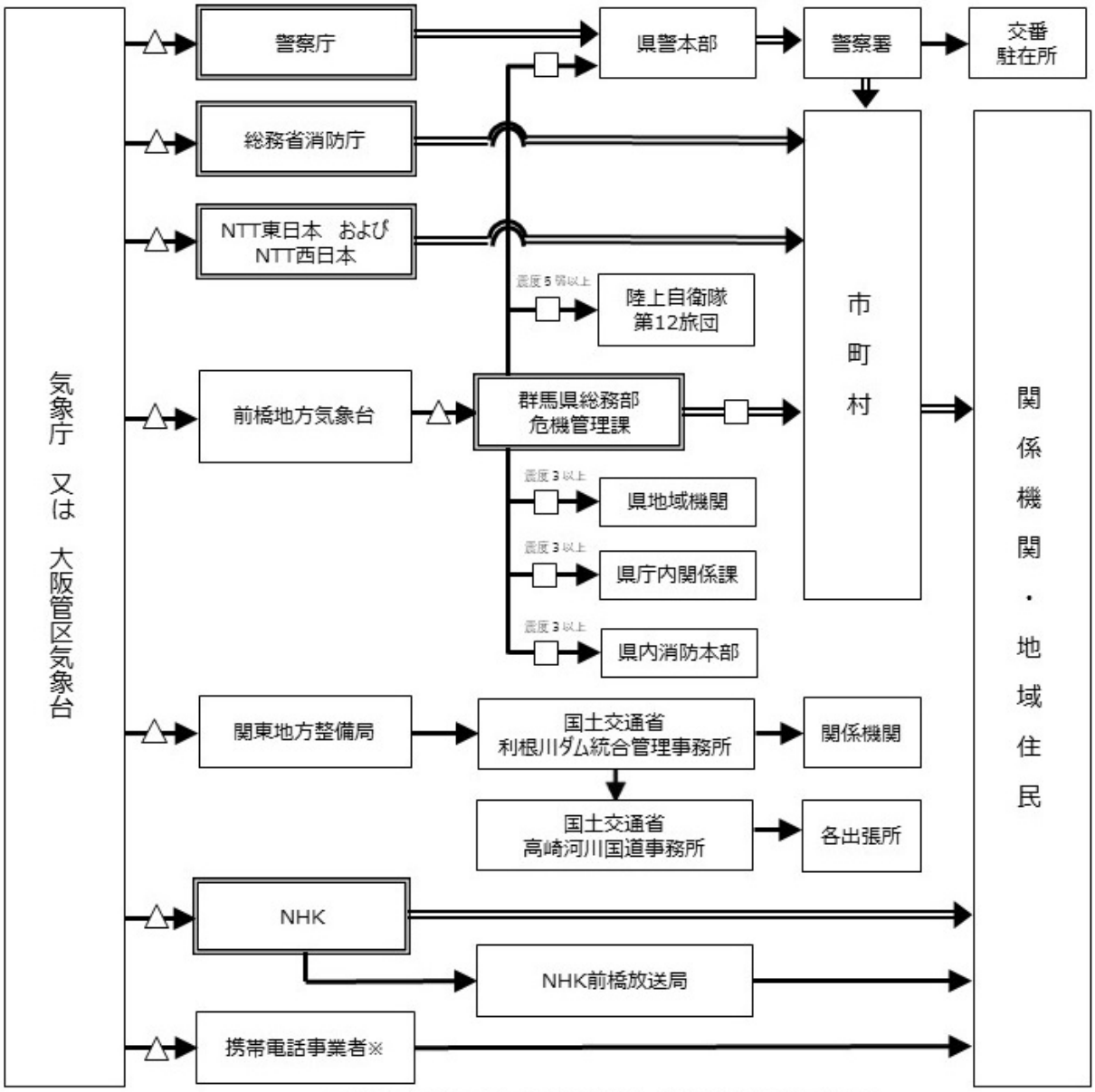

※　緊急速報メールは、緊急地震速報（警報）が発表されたときに、
携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

（注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第９条の規定に基づく法定伝達先
（注）二重線の経路は、気象業務法第15条の２から６及び第15条の二の２から５によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

△　専用回線
□　県防災情報通信ネットワーク

２　地震情報等の伝達

(1)　伝達方法

町は、県及び防災関係機関から地震に関する情報等を受理した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。周知方法は、おおむね次のとおりとする。

ア　テレビ放送、ラジオ放送による方法

イ　広報車による方法

ウ　サイレン、警鐘等による方法

エ　伝達組織を通じて周知する方法

オ　同報系無線により屋外広報を利用する方法

カ　携帯メール、町ホームページを利用する方法

キ　自主防災組織、民生委員・児童委員を通じて周知する方法

(2)　その他の措置

ア　町は、警報伝達等の徹底を図るため、あらかじめ関係者において地震情報等の受理、伝達、その他取扱いに関し必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。

イ　県から地震情報等を受理した場合は、解除になるまで、放送局の放送により情況を聴取するよう努めなければならない。

ウ　災害の発生のおそれがあるような場合において、異常な現象を認めたときは、地震情報等の逆経路その他により、速やかに県に対し必要な情報を通報する。

第２節　避難誘導

町長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

具体的な対策については、第２編第２部第１章第２節「避難誘導」に準ずるものとする。

第３節　災害情報の収集・連絡

町、県その他防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報（以下この節において「災害情報」という。）を迅速に収集しなければならない。

また、災害情報の収集に当たっては、住民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとする。

ただし、情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないので、報告する際は、情報源を示して報告する必要がある。

なお、地震発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を報告することで足りるものとする。

具体的な対策については、第２編第２部第２章第１節「災害情報の収集・連絡」に準ずるものとする。

なお、災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告は、次によるものとする。

(1)　「災害報告要領」及び「火災・災害等即報要領」の規定により、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。119番通報が殺到して行政県税事務所に連絡がつかない場合又は町内で震度５強以上の地震が発生したときは県危機管理課に直接報告する。

(2)　いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

<table>
<tr><td rowspan="3">消防庁</td><td colspan="2">メール ●●●●@ml.soumu.go.jp ※●●●●を fdma-sokuhou
・電子メールの件名は、【都道府県名・市町村名（又は消防本部名）】及び災害名（又は事故種別）を含むものとすること。
・電子メールの本文への火災・災害等の概要の記載は不要である。</td></tr>
<tr><td>応急対策室
(9：30～18：15)</td><td>電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537
衛星 048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033</td></tr>
<tr><td>夜間（宿直室）
（上記時間以外）</td><td>電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
衛星 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036</td></tr>
</table>

〈関係資料〉　　資料編12－１　　被害報告関係様式

第４節　通信手段の確保

地震災害により、通信・放送施設が被災した場合、速やかに復旧対策をとるとともに、代替え機能を確保する。

具体的な対策については、第２編第２部第２章第２節「通信手段の確保」に準ずるものとする。

第２章　活動体制の確立

地震発生における円滑な初期体制の確立を図り、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、町災害対策本部の組織及び職員の動員を次のように定める。

第１節　防災組織体制の確立

１　災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の２の規定により町長は、災害対策本部を設置する。その組織及び編成は、第２編第２部第３章第１節「防災組織体制の確立」に準ずるものとする。

(1)　地震発生初期の対策

町長は、町の地域で震度５弱以上の地震が発生した場合には、直ちに被害状況の把握並びに地震に関する情報の収集を行うとともに、状況により必要な場合は、災害警戒本部を設置するものとする。

(2)　災害対策本部の設置基準

ア　震度６弱以上の地震が発生したとき。

イ　震度５弱以上の地震が発生し、町内に大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれがあるとき。

ウ　震度にかかわらず、町内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれがあるとき。

(3)　災害対策本部体制が確立するまでの応急措置

激甚災害等により、多数の職員が登庁できず、あるいは登庁が遅れ、本来の災害対策本部体制が確立できない場合には、登庁した全職員が、災害対策本部の事務分掌にこだわることなく、災害対策本部長（災害対策本部長が登庁していない場合には、先着上級幹部又は総務課長）の指揮により、次の優先順位により応急初動措置を行うものとする。

ア　登庁職員の把握と任務付与

イ　通信、報告・連絡手段の確保及び連絡員（伝令）の指名

ウ　被害実態の把握（情報収集）

(ｱ)　警察機関からの収集

(ｲ)　消防機関からの収集

(ｳ)　報道関係機関からの収集

(ｴ)　県からの収集

(ｵ)　防災関係機関からの収集

(ｶ)　職員の実査による収集

エ　被害状況等の報告・連絡、応援要請

(ｱ)　県及び防災関係機関等への報告・連絡

(ｲ)　自衛隊等に対する応援要請

(4)　災害対策本部の組織及び事務分掌

災害対策本部の組織及び事務分掌については、第２編第２部第３章第１節「防災組織体制の確立」に準ずるものとする。

第２節　動員計画

１　動員の配備、伝達系統及び方法

(1)　平常執務時の伝達系統及び方法

伝達系統及び方法については、第２編第２部第３章第２節「動員計画」に準ずるものとする。

(2)　休日又は退庁後の伝達系統及び方法

ア　勤務時間外・休日等の連絡体制の強化

勤務時間外の動員を迅速・的確に行い素早い初動体制の確立を図るため、当直者及び総務課交通防災係職員は、情報等を常に把握し、即時に関係機関に連絡がとれるよう努めるものとする。

イ　動員の伝達

動員の伝達は、固定電話、携帯電話等により行うものとするが、伝達を受けられない場合も予想されるので、次の基準により自主登庁するものとする。

動員体制区分

動員区分	状　　況	動　員　体　制
初期動員	震度５弱	各部正副部長及び総務課交通防災係職員・特に関係する課の必要最小限度の人員
１号動員	震度５強以上	情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制で２号動員に移行し得る体制とする。 （原則として全職員の25％程度）
２号動員	震度６弱以上	所属職員の半数以上の人員を配置して防災活動に当たるもので、状況により３号動員に直ちに切り替え得る体制とする。 （原則として全職員の50％程度）
３号動員	震度６弱以上で被害が甚大な場合	所属職員は、全員を配置して防災活動に従事する。（全職員）

第３節　広域応援の要請

地震災害において、町は、指定地方行政機関及び他の地方公共団体と緊密な連絡をとり、職員の

派遣要請、救援物資等の相互融通、応援等に協力して災害応急対策の迅速かつ円滑化を図る。

具体的な対策については、第２編第２部第３章第３節「広域応援の要請」に準ずるものとする。

第４節　自衛隊への災害派遣要請

大規模な地震が発生し、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が町のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

具体的な対策については、第２編第２部第３章第４節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずるものとする。

第３章　救助・救急、医療及び消火活動

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うこと、さらに、災害の拡大を防止するため、消火活動を迅速・的確に行うことは、住民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第１節　救助・救急活動

大規模地震時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

具体的な活動については、第２編第２部第５章第１節「救助・救急活動」に準ずるものとする。

第２節　医療活動

地震災害発生時には、広域あるいは局地的に医療助産の救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されるため、町は、医療機関、県等の関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

具体的な対策については、第２編第２部第５章第２節「医療活動」に準ずるものとする。

第３節　消火活動

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、町及び消防機関は、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

具体的な活動については、第２編第２部第３章第５節「消防計画」に準ずるものとする。

なお、被災地内の消防機関及び住民等による消火活動については、以下による。

１　住民及び自主防災組織による消火活動

大規模地震発生直後は、建築物の倒壊、道路施設の損壊等により道路交通網が寸断され、消防機関による消火活動が一時的に機能しない事態が予測される。このため、住民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

２　企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

３　消防機関による消火活動

(1)　消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。

(2)　消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。

(3)　消防機関は、火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に防災ヘリコプターの出動要請をするものとする。

(4)　消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条の規定により、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう知事（危機管理課）に要求することを、町長に助言する。

(5)　消防機関の具体的な消防活動については、各機関で定める消防計画による。

第４章　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

具体的な対策については、第２編第２部第６章「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」に準ずるものとする。

第５章　避難の受入活動

地震発生後、速やかに避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる必要がある。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

なお、活動に当たっては、要配慮者についても十分考慮する。

具体的な対策については、第２編第２部第７章「避難の受入活動」に準ずるものとする。

第６章　食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

町は、被災者の生活を維持するため、必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う。そのため、町と県それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、情報共有を図るものとする。

具体的な活動については、第２編第２部第８章「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動」に準ずるものとする。

第７章　保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

町は、指定避難所で生活する被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

具体的な対策については、第２編第２部第９章「保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動」に準ずるものとする。

第８章　広報・広聴活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

具体的な対策については、第２編第２部第 10 章「広報・広聴活動」に準ずるものとする。

第９章　施設、設備の応急復旧活動

大規模災害では、広い範囲での被害が予想され、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための公共土木施設の応急復旧に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

具体的な対策については、第２編第２部第 11 章「施設、設備の応急復旧活動」に準ずるものとする。

第１０章　二次災害の防止活動

地震又は降雨等による水害、地震による建築物・構造物の倒壊等に備え、町は、関係機関と連携して二次災害対策を講ずる必要がある。

１　二次災害の防止活動

町は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

２　水害対策

(1)　町は、県と連携し、地震あるいは降雨等による二次的な水害等の危険箇所の点検については、専門技術者等を活用して行う。

(2)　上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、施設の補強、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

３　被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

(1)　町は、県と連携し、地震による建築物等の倒壊に関して、被災建築物応急危険度判定士等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

(2)　町は、県と連携し、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図る。

４　危険物、有害物質等による二次災害対策

(1)　消防法に定める危険物・火薬・高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡するものとする。

(2)　毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、有害物質の漏洩による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。

　また、漏洩のおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡するものとする。

(3)　県、消防機関、警察機関又は町は、危険物、有害物質等による二次災害を防止するため、必

要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第１１章　自発的支援の受入れ

大規模地震の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられる。

このため、町は、これらの支援を適切に受け入れる体制を整える必要がある。

第１節　ボランティアの受入れ

大規模地震発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、関係機関は適切な支援調整を行うものとする。

具体的な対策については、第２編第２部第 12 章第１節「ボランティアの受入れ」に準ずるものとする。

第２節　義援物資・義援金の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し込みが寄せられる。町は、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

具体的な対策については、第２編第２部第 12 章第２節「義援物資・義援金の受入れ」に準ずるものとする。

第１２章　要配慮者への支援活動

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者（児）、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人など要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、これらの要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、町は、発災直後の避難誘導からその後の応急、復旧に至るまで、要配慮者の実情に応じた配慮を行い、積極的に支援策を講ずる。

また、要配慮者利用施設の管理者は、入（通）所者の安全、健康等を確保するため、施設における災害応急対策を積極的に講ずる必要がある。町は、要配慮者利用施設の管理者が行う災害応急対策を積極的に支援する。

具体的な対策については、第２編第２部第 13 章「要配慮者への支援活動」に準ずるものとする。

第１３章　その他の災害応急対策

第１節　学校の災害応急対策

児童・生徒等の生命、身体の安全確保を図るための応急措置、被災して通常の教育ができない場合の適切な応急教育の実施などの学校の災害応急対策に必要な措置を講ずる。

具体的な対策については、第２編第２部第 14 章第２節「学校の災害応急対策」に準ずるものとするが、地震情報の把握及び学校施設の安全点検等については、次によるものとする。

１　地震情報の把握

小学校、中学校の管理者（以下「学校管理者」という。）は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

２　学校施設の安全性の点検

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、校舎の損壊状況を確認し、学校施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、地震後の降雨等による洪水等の二次災害の危険性についても点検を行うものとする。

第２節　文化財の災害応急対策

大規模な地震が発生した際には、文化財やその利用者・観覧者等の安全を確保する必要がある。具体的な対策については、第２編第２部第 14 章第３節「文化財の災害応急対策」に準ずるものとする。

第３節　労働力の確保

災害応急対策の実施に必要な労働力が不足する場合の具体的な対策については、第２編第２部第 14 章第４節「労働力の確保」に準ずるものとする。

第４節　災害救助法の適用

町の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、知事は、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、町長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

具体的な対策については、第２編第２部第 14 章第５節「災害救助法の適用」に準ずるものとする。

第５節　動物愛護

飼い主とともに指定避難所等に避難してくる動物の保護や適正な飼育に関しての具体的な対策については、第２編第２部第 14 章第６節「動物愛護」に準ずるものとする。

第３部　災害復旧・復興

第１節　復旧・復興の基本方向の決定

具体的な対策については、第２編第３部第１節「復旧・復興の基本方向の決定」に準ずるものとする。

第２節　原状復旧

具体的な対策については、第２編第３部第２節「原状復旧」に準ずるものとする。

第３節　計画的復興の推進

具体的な対策については、第２編第３部第３節「計画的復興の推進」に準ずるものとする。

第４節　被災者等の生活再建の支援

具体的な対策については、第２編第３部第４節「被災者等の生活再建の支援」に準ずるものとする。

第５節　被災中小企業等の復興の支援

具体的な対策については、第２編第３部第５節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずるものとする。

第６節　公共施設の復旧

具体的な対策については、第２編第３部第６節「公共施設の復旧」に準ずるものとする。

第７節　激甚災害法の適用

具体的な対策については、第２編第３部第７節「激甚災害法の適用」に準ずるものとする。

第８節　復旧資金の確保

具体的な対策については、第２編第３部第８節「復旧資金の確保」に準ずるものとする。

第４編　その他の災害対策編

第１節　航空災害対策

町内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は、防災関係機関との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

第１　災害予防計画

１　情報通信手段の整備

(1)　災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。

(2)　災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

２　救助・救急活動体制の整備

町は、消防機関と連携し救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

３　医療活動体制の整備

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

４　災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第２　災害応急対策計画

旅客機が墜落した場合、搭乗者が多数死傷するおそれがある。また、旅客機以外の航空機であっても住宅密集地等に墜落した場合は、住民が多数死傷するおそれがある。

このため、迅速な救助活動が展開されるよう、関係機関は、機種、搭乗者数、墜落地点、負傷者数、消火活動の要否等の災害情報を速やかに収集・連絡する必要がある。また、飛行中の航空機が消息を絶った場合も、墜落を想定し、機種、搭乗者数、墜落予想区域等の情報を収集・連絡する必要がある。

１　町における災害情報の収集・連絡

(1)　町は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

(2)　県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）（**資料編12－１**）による。

２　応急活動体制の確立

航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第２編第２部第３章「活動体制の確立」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

３　救助・救急活動

航空災害時における救助・救急活動については、第２編第２部第５章第１節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。また、乗客等の救助を要する場合は、各関係機関と協議して救助隊を編成し、救助に必要な資機材を投入して迅速に救助活動を実施する。

４　医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第２編第２部第５章第２節「医療活動」の定めるところにより実施するほか、次によるものとする。

(1)　地理的条件等により医療機関への負傷者の搬送が手間どる場合、町は、事故現場に近い場所に救護所を設置する。

(2)　町は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県に対し、救護班の派遣を要請する。

５　交通規制の実施

第２編第２部第６章第２節「交通の確保」の定めるところにより、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

６　自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第２編第２部第３章第４節「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところにより実施する。

７　広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第２編第２部第３章第３節「広域応援の要請」の定めるところにより、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

〈関係資料〉　　資料編12－１　　被害報告関係様式

第２節　鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故(以下「鉄道災害」という。)が発生した場合に、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るとともに、輸送の確保を図るため、町は、県、国及び関係機関との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

第１　災害予防計画

１　情報通信手段の整備

(1)　災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。

(2)　災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

２　救助・救急活動体制の整備

町は、消防機関と連携し救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

３　医療活動体制の整備

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

４　災害広報・広聴体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族等、旅客及び住民等の混乱を防止するため、災害広報・広聴体制の整備充実を図る。

第２　災害応急対策計画

１　町における災害情報の収集・連絡

(1)　町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

(2)　県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）又は第１号様式（火災）による。（様式は、**資料編12－１**参照のこと。）

２　応急活動体制の確立

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第２編第２部第３章「活動体制の確立」の定めにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

３　救助・救急活動

鉄道災害時における救助・救急活動については、第２編第２部第５章第１節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

４　医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第２編第２部第５章第２節「医療活動」の定めるところにより実施する。

５　交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第２編第２部第６章第２節「交通の確保」の定めるところにより、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

６　代替交通手段の確保

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、町は利用者に対する情報の提供に協力する。

７　自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第２編第２部第３章第４節「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

８　広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第２編第２部第３章第３節「広域応援の要請」の定めるところにより、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

〈関係資料〉　　資料編12－１　　被害報告関係様式

第３節　道路災害対策

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や、消火活動等が必要とされる災害が発生した場合、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図る必要がある。

第１　災害予防計画

１　異常現象の発見及び情報提供

町は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

２　道路施設の整備

町は、管轄する道路について次により道路施設の整備を図るものとする。

ア　道路施設の点検を通じ、道路施設の現況の把握に努める。

イ　道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

ウ　道路施設の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

３　情報の収集・連絡体制の整備

(1)　災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。

(2)　災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

４　救助・救急活動体制の整備

町は、消防機関と連携し救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

５　医療活動体制の整備

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

６　災害広報・広聴体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

７　防災訓練の実施

(1)　道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。

(2)　町、県、県警察、消防機関、道路管理者等は、相互に連携した訓練を実施する。

(3)　訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。

(4)　訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

８　その他の災害予防

(1)　危険物等防除資機材の整備

消防機関及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

(2)　応急復旧活動体制の整備

道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

(3)　災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

(4)　防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

(5)　再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第２　災害応急対策計画

１　町における災害情報の収集・連絡

(1)　町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

(2)　県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）又は第１号様式（火災）による。（様式は、**資料編12－１**参照のこと。）

２　応急活動体制の確立

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第２編第２部第３章「活動体制の確立」の定めにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

３　救助・救急活動

道路災害時における救助・救急活動については、第２編第２部第５章第１節「救助・救急活動」の定めるところにより実施するほか、以下の活動を行うものとする。

(1)　救助・救急活動

町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県及び他の

地方公共団体に応援を要請するものとする。

(2)　資機材等の調達等

町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(3)　消火活動

町は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

４　医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第２編第２部第５章第２節「医療活動」の定めるところにより実施する。

５　交通規制の実施

道路災害時における交通規制については、第２編第２部第６章第２節「交通の確保」の定めるところによる。

６　危険物流出対策

道路災害により危険物の流出が認められたときは、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

７　自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第２編第２部第３章第４節「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

８　広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第２編第２部第３章第３節「広域応援の要請」の定めるところにより、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

第３　災害復旧

１　迅速かつ円滑な災害復旧の実施

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ､迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

２　復旧予定時期の明示

道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

〈関係資料〉　　資料編12－１　　被害報告関係様式

第４節　危険物等災害対策

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩・流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生するなどの災害（以下「危険物等災害」という。）が発生した場合、町は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないよう努める。

第１　災害予防計画

１　危険物施設等の把握

邑楽消防署は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

２　情報通信手段の整備

(1)　災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。

(2)　災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

３　救助・救急活動体制の整備

町は、消防機関と連携し救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

４　医療活動体制の整備

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

５　災害広報・広聴体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、地域住民等の混乱を防止するため、災害広報・広聴体制の整備充実を図る。

第２　災害応急対策計画

１　町における災害情報の収集・連絡

(1)　町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

(2)　県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害即報要領」第２号様式（特定の事故）（資

料編12－１）による。

２　応急活動体制の確立

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第２編第２部第３章「活動体制の確立」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

３　災害の拡大防止活動

町は、県と連携し、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

また、救助・救急活動に従事する職員の安全を確保するものとする。

４　避難措置

町は、関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、第２編第２部第１章第２節「避難誘導」及び第７章「避難収容活動」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

５　救助・救急活動

危険物等災害時における救助・救急活動については、第２編第２部第５章第１節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

６　医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動については、第２編第２部第５章第２節「医療活動」の定めるところにより実施する。

７　交通規制の実施

危険物等災害時における交通規制については、第２編第２部第６章第２節「交通の確保」の定めるところにより実施する。

８　危険物等の流出に対する応急対策

(1)　危険物等が河川等に排出された場合は、災害の原因者等は防除措置を講ずる。

(2)　消防機関及び警察機関等は、危険物等が河川等に流出し、災害発生のおそれがある場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(3)　町は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。

(4)　防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

９　自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第２編第２部第３章第４節「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

10　広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第２編第２部第３章第３節「広域応援の要請」の定めるところにより、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

11　施設・設備の応急復旧活動

町は、専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第３　核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

町は、事故現場周辺の住民を避難させるなど一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずることについて、原災法第20条第３項の規定に基づき国の原子力災害対策本部又は原子力災害現地対策本部から指示を受けたときは、速やかに当該措置を講ずる。

第４　公共施設の災害復旧

１　迅速かつ円滑な災害復旧の実施

公共施設の管理者は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

２　復旧予定時期の明確化

公共施設の管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

３　被災中小企業等の復興の支援

被災中小企業等の復興の支援については、第２編第３部第５節「被災中小企業等の復興の支援」の定めるところにより実施する。

〈関係資料〉　　資料編12－１　　被害報告関係様式

第５節　県外の原子力施設事故対策

第１　災害予防

１　目的

群馬県内には、原子力施設（原子力規制委員会が原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号）第６条の２第１項に基づき定める「原子力災害対策指針」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。）が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」設定の目安となる範囲※にも本町は含まれていない。

しかしながら、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、今までの想定を超える事態が発生している。

本町においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまで空間放射線量率のモニタリング強化や農産物等の放射性物質検査など前例のない災害対応を実施してきたところである。

本対策は、これらの災害対応を踏まえ、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、町が関係機関等と連携して実施するべき応急対策及び復旧対策について必要な事項を定めることを目的とする。

※　平成27年12月１日現在、原子力災害対策重点区域設定の目安となる範囲は、実用発電用原子炉に係る原子力施設について、最大でも「原子力施設からおおむね30ｋｍ」とされている。

第２　災害応急対策

１　空間放射線量率モニタリング

町は、県が行う空間放射線量率モニタリングの調査結果に関する情報を収集・整理し、住民などへ積極的に広報するものとする。

２　水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査

町は、県及び群馬東部水道企業団と連携し、水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施し、結果を共有する。

３　住民等への情報伝達・相談活動

(1)　住民等への情報伝達活動

町は、県や国等と連携し、異常事象等に関する情報を広く住民に向けて提供し、町内における異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

(2)　相談窓口等の設置

町は、県や国等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を開設し、必要な要員を配置する。

想定される相談窓口としては、以下のようなものが挙げられる。

○放射線による健康相談窓口

○水道水、飲食物等の放射性物質に関する相談窓口
○町内の空間放射線量に関する相談窓口

４　避難者等への表面汚染測定及び除染の実施

町は、県の実施する放射線測定器による表面汚染測定や除染を必要とする場合の除染場所や体制について協力を行うものとする。

５　水道水、飲食物の摂取制限等

(1)　水道水の摂取制限等

町は、群馬東部水道企業団と連携し、原子力災害対策指針の指標や、厚生労働省から示された管理目標に基づく指示及び要請に基づき、状況に応じた摂取制限等の措置及び広報を実施する。

(2)　飲食物の摂取制限等

町は、県（健康福祉部）と連携し、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示及び要請に基づき、状況に応じて当該飲食物の回収及び販売禁止等必要な措置を講ずる。

(3)　農産物等の採取及び出荷制限

町は、県（農政部）と連携し、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示及び要請に基づき、農林水畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講ずる。

(4)　食料及び飲料水の供給

町は、第２編第２部第８章「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動」に基づき、県と協力して関係住民への応急措置を講ずるものとする。

(5)　上下水処理等副次産物の利活用について

町は、県（下水環境課、（企）水道課）及び群馬東部水道企業団と連携し、国からの指導・助言、指示及び放射性物質検査に基づき、各処理施設から発生する副次産物の利活用について、搬出制限等必要な措置を講ずるものとする。

６　風評被害等の未然防止

町は、県及び国と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を行う。

７　各種制限措置の解除

町は、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。

第３　災害復旧対策

１　モニタリングの継続実施と結果の公表

町は、県や原子力事業者その他関係機関が実施する空間放射線量率モニタリングや水道水、農林水畜産物、上下水処理等副次産物の放射性物質検査に関する結果の情報を収集し、速やかに公表する。

２　風評被害等の影響軽減

町は、県及び国と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行う。

３　健康への影響と対策の検討

町は、県（環境森林部）が実施するモニタリング調査の結果等により、住民への健康の影響が懸念される場合は、県と連携し対策について検討する。

第６節　大規模な火災災害対策

死傷者が多数発生する等大規模な火災が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は、防災関係機関と連係して、適切かつ迅速な防災活動の実施に努める。

第１　災害予防計画

１　火災に強いまちづくり

(1)　火災に強いまちの形成

ア　避難路、避難場所、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備

イ　老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業の実施

ウ　市街地再開発事業等による市街地の面的な整備

エ　建築物や公共施設の耐震、不燃化

オ　水面・緑地帯の計画的確保

カ　耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川等を消防水利として活用するための施設の整備

キ　防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導

(2)　火災に対する建築物の安全化

ア　消防用設備等の整備、維持管理

公共施設の管理者及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

イ　建築物の防火管理体制

公共施設の管理者及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るよう指導するものとする。

ウ　建築物の安全対策の推進

(ｱ)　町は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適正な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

(ｲ)　公共施設の管理者及び事業者等は、建築物等について、避難路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防炎物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るよう指導するものとする。

(ｳ)　町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努めるものとする。

(3)　一般住宅への火災警報器の設置

平成16年6月2日に消防法が改正され（平成18年1月1日公布）、全ての家庭に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられた。これを受けて、町は、設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

２　大規模な火災災害防止のための情報の充実

(1)　火災気象通報

ア　前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第１項の規定により、その状況を「火災気象通報」として直ちに県（危機管理課）に通報するものとする。

イ　県（危機管理課）は、アの通報を受けたときは、消防法第22条第２項の規定により、直ちにこれを各市町村に通報するものとする。

(2)　火災警報

町は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第３項の規定により、火災に関する警報として「火災警報」を発表する。

３　救助・救急活動体制の整備

町は、消防機関と協力し、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

４　医療活動体制の整備

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

５　消火活動体制の整備

(1)　消防機関及び町は、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、沼等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(2)　消防機関及び町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

６　防災知識の普及

(1)　町は、消防機関と連携し、全国火災予防運動等を通じ、住民に対し、大規模な火災の危険性を周知させるとともに、災害時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

(2)　学校等においては、防災に関する教育の充実に努める。

(3)　町は、消防機関と連携し、住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努める。

７　情報通信手段の整備

(1)　災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。

(2)　災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

８　災害広報・広聴体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報・広聴体制の整備充実を図る。

９　防災訓練の実施

(1)　防災訓練の実施

町は、消防機関、警察機関、事業者、地域住民等が相互に連携して実施するものとする。

(2)　実践的な訓練の実施と事後評価

ア　訓練を行うに当たっては、大規模な火災及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。

イ　訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第２　災害応急対策計画

１　町における災害情報の収集・連絡

(1)　町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

(2)　県又は消防庁への連絡は、別記「火災・災害等即報要領」第１号様式（火災）（**資料編12－１**）による。

２　応急活動体制の確立

大規模な火災災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第２編第２部第３章「活動体制の確立」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

３　避難措置

町は、関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、第２編第２部第１章第２節「避難誘導」及び第７章「避難の受入活動」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

４　救助・救急活動

大規模な火災災害時における救助・救急活動については、第２編第２部第５章第１節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

５　医療救護活動

大規模な火災災害時における医療救護活動については、第２編第２部第５章第２節「医療活動」の定めるところにより実施する。

６　消火活動

(1)　住民及び自主防災組織による消火活動

住民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

(2)　企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

(3)　消防機関による消火活動

ア　消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。

イ　消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。

ウ　消防機関は、火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の出動要請をするものとする。

エ　消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条の規定により、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう知事（消防保安課）に要求することを、町長に助言する。

７　交通規制の実施

大規模な火災災害時における交通規制については、第２編第２部第６章第２節「交通の確保」の定めるところにより実施する。

８　自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第２編第２部第３章第４節「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

９　広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第２編第２部第３章第３節「広域応援の要請」の定めるところにより、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

第３　災害復旧・復興対策

大規模な火災災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第２編第３部「災害復旧・復興」により、迅速かつ円滑に復旧を進める。

〈関係資料〉　　資料編12－１　　被害報告関係様式

第５編　資料編

1　組織関係

１－１　防災関係機関一覧

【県機関】

名　　称	所　在　地	電　話
群馬県　危機管理課	前橋市大手町1-1-1	027-226-2244
〃　消防保安課	〃	027-226-2240
〃　河川課	〃	027-226-3619
〃　館林行政県税事務所	館林市仲町11-10	0276-72-4415
〃　館林保健福祉事務所	館林市大街道1-2-25	0276-72-3230
〃　東部環境事務所	太田市西本町60-27	0276-31-2517
〃　桐生森林事務所	桐生市相生町2-331	0277-52-7373
〃　東部農業事務所	太田市西本町60-27	0276-31-3824
〃　館林土木事務所	館林市栄町23-1	0276-72-4355
群馬県教育委員会　東部教育事務所	太田市西本町60-27	0276-31-7151

【指定地方行政機関】

名　　称	所　在　地	電　話
関東財務局　前橋財務事務所	前橋市大手町2-3-1	027-221-4491
関東農政局　群馬県拠点	前橋市紅雲町1-2-2	027-221-1181
気象庁前橋地方気象台	前橋市大手町2-3-1	027-896-1220
関東地方整備局　利根川上流河川事務所	埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	0480-52-3952
〃　渡良瀬川河川事務所	足利市田中町661-3	0284-73-5551
群馬労働局館林公共職業安定所	館林市大街道1-3-37	0276-75-8609

【指定公共機関】

名　　称	所　在　地	電　話
日本郵便株式会社　大泉郵便局	大泉町中央3-2-17	0276-62-2300
〃　中野郵便局	邑楽町大字中野4632-4	0276-88-5500
〃　邑楽藤川郵便局	邑楽町大字藤川129	0276-88-5521
〃　長柄郵便局	邑楽町大字篠塚1287-1	0276-88-5520
東日本電信電話株式会社　群馬支店	高崎市高松町3	平日昼間 027-321-5660 土、休日・夜間 027-325-7999
株式会社ドコモＣＳ　群馬支店	高崎市高松町13	027-393-6414
日本赤十字社　群馬県支部	前橋市光が丘町32-10	027-254-3636
日本放送協会　前橋放送局	前橋市元総社町189	027-251-1711
東京電力パワーグリッド株式会社　太田支社	太田市東本町56-39	平日昼間 0276-51-2210 夜間・休日 0276-51-2200

【指定地方公共機関】

名　　称	所　在　地	電　話
一般社団法人群馬県ＬＰガス協会	前橋市大渡町1-10-7	027-255-6121
一般社団法人群馬県トラック協会	前橋市野中町595	027-261-0244
一般社団法人群馬県バス協会	前橋市野中町588	027-261-2072
群馬テレビ株式会社	前橋市上小出町3-38-2	027-219-0001
株式会社エフエム群馬	前橋市千代田町2-3-1	027-230-1882
公益社団法人群馬県医師会	前橋市千代田町1-7-4	027-231-5311
公益社団法人群馬県看護協会	前橋市上泉町1858-7	027-269-5565
東武鉄道株式会社　本中野駅	邑楽町大字中野4858-5	0276-88-7160

【自衛隊】

名　　称	所　在　地	電　話
陸上自衛隊第12旅団　相馬原駐屯地	北群馬郡榛東村大字新井1017-2	0279-54-2011
〃　　新町駐屯地	高崎市新町1080	0274-42-1121

【警察機関】

名　　称	所　在　地	電　話
大泉警察署	大泉町朝日2-27-1	0276-62-0110

【消防機関】

名　　称	所　在　地	電　話
館林地区消防組合	館林市上赤生田町4050-1	0276-72-3170
邑楽消防署	邑楽町大字中野2647-1	0276-88-5551

【近隣市町及び事務組合】

名　　称	所　在　地	電　話
太田市	太田市浜町2-35	0276-47-1111
館林市	館林市城町1-1	0276-72-4111
板倉町	板倉町大字板倉2682-1	0276-82-1111
明和町	明和町新里250-1	0276-84-3111
千代田町	千代田町大字赤岩1895-1	0276-86-2111
大泉町	大泉町日の出55-1	0276-63-3111
栃木県足利市	足利市本城3-2145	0284-20-2222
群馬県市町村総合事務組合	前橋市元総社町335-8	027-290-1352
邑楽館林医療事務組合	館林市成島町262-1	0276-72-3140
群馬県農業共済組合館林支所	館林市仲町14-1	0276-75-3311
大泉町外二町環境衛生施設組合	大泉町上小泉330	0276-63-1266
太田市外三町広域清掃組合	太田市細谷町604-1	0276-33-7980
群馬東部水道企業団	太田市浜町11-28	0276-45-2731

【その他の機関】

名　　称	所　在　地	電　話
邑楽町商工会	邑楽町大字中野3197	0276-88-0082
邑楽町社会福祉協議会	邑楽町大字中野1341-1	0276-88-2408
一般社団法人館林市邑楽郡医師会	館林市苗木町2497-17	0276-72-1132
一般社団法人館林邑楽歯科医師会	館林市苗木町2622-1	0276-73-8818
邑楽館林農業協同組合	館林市赤生田町847	0276-74-5111

１－２　県防災行政無線一覧

名　　称		電話番号	備　考
邑楽町	都市計画課	447-6300	
	総務課	447-6301	
	農業振興課	447-6302	
	子ども支援課	447-6303	
	福祉介護課	447-6304	
	ＦＡＸ	447-6800	
館林地区消防組合	通信指令課	495-6304	
	警防課	495-6300	
	消防長	495-6301	
	総務課	495-6302	
	ＦＡＸ	495-6800	
館林行政県税事務所（総務振興係）		322-1002 322-1003 322-1004	
館林行政県税事務所（全県移動局）		356 421 511	車載型 携帯型 可搬型
ＦＡＸ		322-6800	行政県税事務所用
館林土木事務所		342-6302	
ＦＡＸ		342-6800	土木事務所用

１－３　町防災行政無線一覧

（１）同報系

親局		邑楽町役場
補助局		邑楽消防署
同報子局	屋外拡声子局	町内48か所
	戸別受信機	40台（町内公共施設等に設置）

（２）移動系

基地局	邑楽町役場
補助局	邑楽消防署
移動局	携帯型５台（邑楽町役場にて管理）

１－４　邑楽町防災会議条例

（昭和39年５月18日
条 例 第 １ ６ 号）

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、邑楽町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

⑴　邑楽町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

⑵　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

⑶　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

⑷　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

⑴　指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者

⑵　群馬県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者

⑶　群馬県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者

⑷　町の議会議長

⑸　町長がその部内の職員のうちから指名する者

⑹　町の教育委員会の教育長

⑺　町の消防団長

⑻　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者

⑼　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者

６　防災会議の委員は30人以内とする。

７　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

（議事等）

第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和53年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年条例第５号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成24年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

１－５　邑楽町災害対策本部条例

（昭和39年５月18日
条例第１７号）

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、邑楽町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第４条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

１－６　邑楽町防災会議運営要綱

（平成30年11月26日
要 綱 第 ４ ３ 号）

（趣旨）

第１条　この要綱は、邑楽町防災会議条例（昭和39年邑楽町条例第16号）第５条の規定に基づき、邑楽町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（会議）

第２条　防災会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専決処分）

第３条　会長は、防災会議が処理すべき事項がある場合であって、会議を招集する暇がないと認めるとき、やむを得ない事情により会議を招集することができないとき、又は当該事項が、邑楽町地域防災計画に記された避難所等の名称の変更その他軽易なものであるときは、これを専決処分にすることができる。

２　会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

（委員会）

第４条　専門の事項を審査するため、会議に委員会を置くことができる。

（庶務）

第５条　会議の庶務は、総務課が処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度防災会議に諮って決定する。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年条例第18号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

1－7　災害対策本部レイアウト

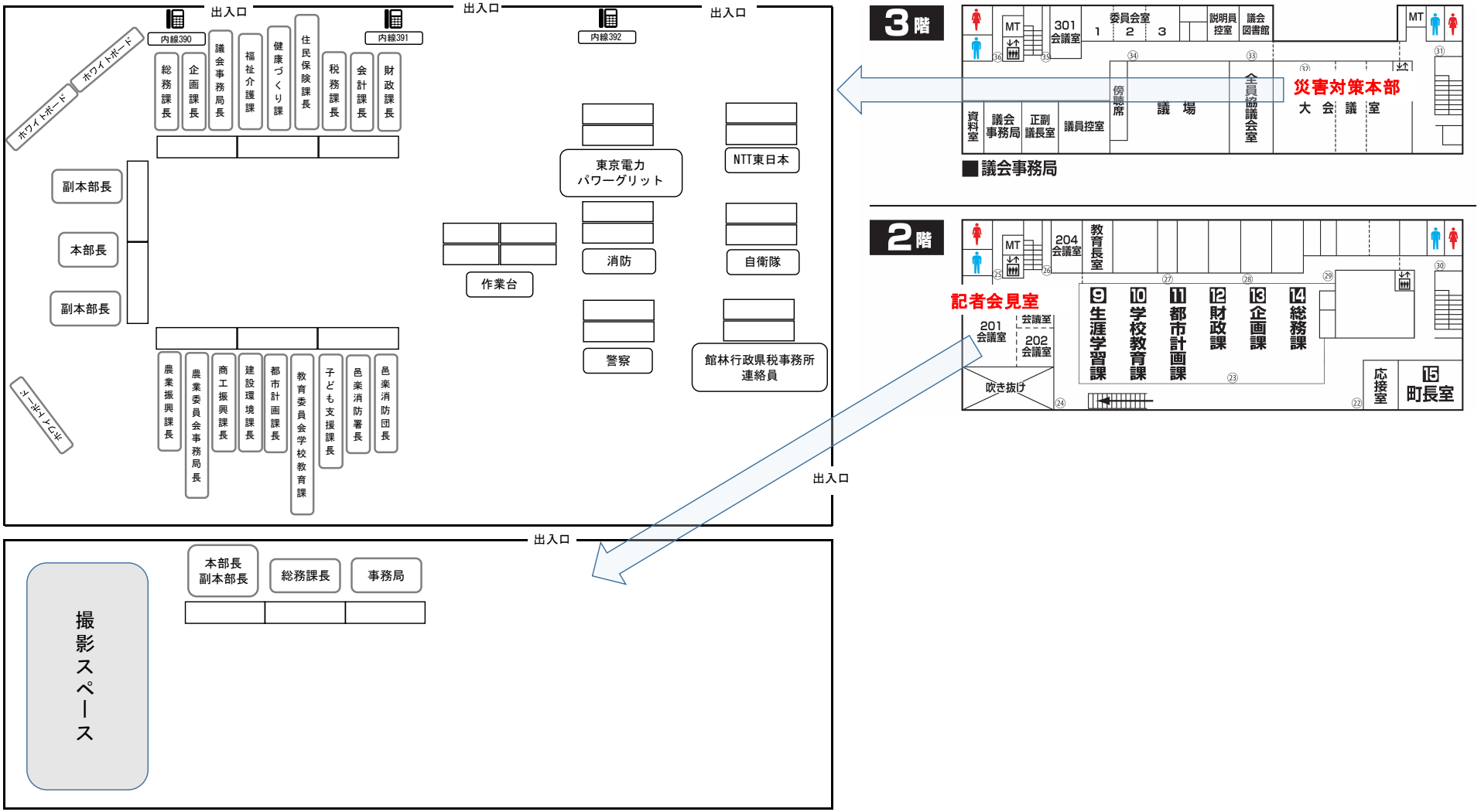

２　災害危険区域関係

２－１　水防警報区間等

指定河川		基準水位観測所		水防警報区		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	発表者
水系	河川	名称	所在地	左岸	右岸						
利根川	矢場川	足森橋	栃木県足利市高松町	自　栃木県足利市県町浄土川戸1143番地先旭橋 至　渡良瀬川合流点	自　邑楽郡邑楽町秋妻字中耕地乙265番地先旭橋 至　渡良瀬川合流点	3.00 (足利)	3.30 (足利)	3.40	3.70	5.31	渡良瀬川河川事務所

２－２　重要水防区域

河川	重要度		左右岸別	重要水防箇所地先名		延長 m	重　要　な　る　理　由	備　考
	種別	階級		町字名	杙杭位置			
新堀川	堤防高	B	左 右	狸　塚 赤　堀	百目鬼橋から新堀川・逆川合流部まで	850.0	堤防高不足（流下能力）	館林土木事務所
多々良川	堤防高	A	左 右	中　野 石　打	簀の子橋から大根橋下流まで	1,500	堤防高不足（流下能力）	館林土木事務所
矢場川	（重点） 工作物 越水(溢水)	A A	右	秋　妻	NO.42＋40	1箇所 5.5m	計算水位が桁下高以上旭橋）	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	越水(溢水)	B	右	秋　妻	NO.40＋101～ NO.41－10	91.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	（重点） 越水(溢水)	A	右	秋　妻	NO.39－101～ NO.40＋101	394.3	計算水位が現況堤防高以上	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	（重点） 工作物 越水(溢水)	A A	右	秋　妻	NO.40＋25	1箇所 5.5m	計算水位が桁下高以上（東下河原橋）	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	（重点） 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	中　野	NO.35＋82～ NO.36－31	92.4	計算水位が現況堤防高以上 旧川跡。	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	（重点） 越水(越水) 旧川跡	A 要注	右	中　野	NO.34－30～ NO.35＋82	304.0	計算水位が現況堤防高以上 旧川跡。 （危険箇所（越水）：足森橋観測所）	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	（重点） 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	中　野	NO.33＋27～ NO.34－113	83.5	計算水位が現況堤防高以上 旧川跡。	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	越水(溢水)	B	右	中　野	NO.31＋5～ NO.33	340.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	国土交通省 佐野河川出張所

河川	重要度		左右岸別	重要水防箇所地先名		延長 m	重　要　な　る　理　由	備　考
	種別	階級		町字名	杙杭位置			
矢場川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	中　野	NO.31－33～ NO.31＋5	38.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡。	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	旧川跡	要注	右	中　野	NO.30＋11～ NO.30＋77	66.2	旧川跡。	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	工作物 越水(溢水)	B B	右	中　野	NO.30＋11	1箇所 11m	計算水位と桁下高の差が余裕高未満（小曽根橋）	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	(重点) 越水(溢水)	A	右	中　野	NO.29～ NO.30－108	107.7	計算水位が現況堤防高以上	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	(重点) 越水(溢水)	A	右	鶉	NO.29－98～ NO.29－44	53.9	計算水位が現況堤防高以上	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	越水(溢水)	B	右	鶉	NO.25－127～ NO.29－98	774.5	計算水位と現況堤防高の差余裕高未満	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	(重点) 工作物 越水(溢水)	A A	右	鶉	NO.26＋81	1箇所 6.5m	計算水位が桁下高以上（平成橋）	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	旧川跡	要注	右	鶉	NO.22＋90～ NO.23＋29	118.5	旧川跡。	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	工作物 越水(溢水)	B B	右	鶉	NO.23－18	1箇所 5m	計算水位と桁下高の差が余裕高未満（鶉橋）	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	鶉	NO.21＋92～ NO.22＋90	181.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡。	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	工作物 越水(溢水)	B B	右	鶉	NO.21＋96	1箇所 3.9m	計算水位と桁下高の差が余裕高未満（矢場川橋梁）	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	旧川跡	要注	右	鶉	NO.21－71～ NO.21＋92	163.0	旧川跡。	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	工作物 越水(溢水)	B B	右	鶉	NO.21－58	1箇所 11m	計算水位と桁下高の差が余裕高未満（八幡橋）	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	越水(溢水)	B	左	秋　妻	NO.40＋104～ NO.41－94	10.4	計算水位と現況堤防高の差余裕高未満	国土交通省 佐野河川出張所

河川	重要度		左右岸別	重要水防箇所地先名		延長 m	重　要　な　る　理　由	備　考
	種別	階級		町字名	杙杭位置			
矢場川	（重点） 工作物 越水（溢水）	A A	左	秋　妻	NO.40＋26	1箇所 5.5m	計算水位が桁下高以上（東下河原橋）	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	（重点） 越水（溢水）	A	左	秋　妻	NO.39－83～ NO.40－95	177.7	計算水位が現況堤防高以上	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	（重点） 越水（溢水） 旧川跡	A 要注	左	中　野	NO.35－57～ NO.35－15	41.2	計算水位が現況堤防高以上 旧川跡。	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	左	中　野	NO.31＋59～ NO.31＋98	39.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡。	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	越水（溢水） 基礎地盤漏水	B B	左	中　野	NO.29＋40～ NO.30－80	39.8	計画水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所（安全性照査）	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	越水（溢水） 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注	左	鵜	NO.28＋74～ NO.29－95	42.1	計画水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所（安全性照査） 旧川跡。	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	越水（溢水） 基礎地盤漏水	B B	左	鵜	NO.25＋76～ NO.25＋94	17.5	計画水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所（安全性照査）	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	越水（溢水）	B	左	鵜	NO.25－41～ NO.25＋76	116.6	計画水位と現況堤防高の差が余裕高未満	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川	越水（溢水） 基礎地盤漏水	B B	左	鵜	NO.25－72～ NO.25－41	31.6	計画水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所（安全性照査）	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 越水（溢水）	A	右	秋　妻	NO.10＋5～ NO.10＋53	47.4	計算水位が現況堤防高以上	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 工作物 越水（溢水）	A A	右	秋　妻	NO.10＋32	1箇所 4m	計算水位が桁下高以上（藤川橋）	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	A B	右	秋　妻	NO.9＋98～ NO.10＋5	124.5	計画水位が現況堤防高以上 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	国土交通省 佐野河川出張所

河川	重要度		左右岸別	重要水防箇所地先名		延長 m	重　要　な　る　理　由	備　考
	種別	階級		町字名	杙杭位置			
矢場川（第二捷水路）	（重点） 越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	A B 要注	右	秋　妻	N0.9＋76～ N0.9＋98	21.7	計算水位が現況堤防高以上 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 旧川跡。	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	秋　妻	N0.9＋70～ N0.9＋76	5.4	計画水位が現況堤防高以上 旧川跡。	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	藤　川	N0.9－93～ N0.9－73	19.5	計画水位が現況堤防高以上 旧川跡。	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 越水(溢水)	A	右	藤　川	N0.8－39～ N0.9－93	141.8	計画水位が現況堤防高以上	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	藤　川	N0.8－73～ N0.8－39	33.7	計画水位が現況堤防高以上 旧川跡。	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 工作物 越水(溢水)	A A	右	藤　川	N0.8－51	１箇所 ４ｍ	計算水位が桁下高以上（下藤川橋）	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	中　野	N0.6－15～ N0.6＋31	46.2	計画水位が現況堤防高以上 旧川跡。	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 越水(溢水)	A	右	中　野	N0.5－72～ N0.6－15	256.0	計画水位が現況堤防高以上	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	中　野	N0.5－82～ N0.5－72	10.3	計画水位が現況堤防高以上 旧川跡。	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	中　野	N0.3＋35～ N0.4＋21	184.9	計画水位が現況堤防高以上 旧川跡。	国土交通省 佐野河川出張所

河川	重要度		左右岸別	重要水防箇所地先名		延長 m	重　要　な　る　理　由	備　考
	種別	階級		町字名	杙杭位置			
矢場川（第二捷水路）	（重点） 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	中　野	NO.3－54～ NO.3＋15	68.8	計画水位が現況堤防高以上 旧川跡。	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 越水(溢水)	A	右	中　野	NO.2－90～ NO.3－54	251.8	計画水位が現況堤防高以上	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 工作物 越水(溢水)	A A	右	中　野	NO.2＋86	１箇所 ７ｍ	計算水位が桁下高以上（赤谷戸橋）	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	越水(溢水)	B	右	中　野	NO.1＋45～ NO.2－90	45.2	計画水位と現況堤防高の差が余裕高未満	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 工作物 越水(溢水)	A A	右	中　野	NO.1＋86	１箇所 8.5m	計算水位が桁下高以上（千原田橋）	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 越水(溢水)	A	右	中　野	NO.1＋5～ NO. １＋45	40.7	計算水位が現況堤防高以上	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	越水(溢水)	B	右	中　野	NO.0～ NO.1＋5	38.9	計画水位と現況堤防高の差が余裕高未満	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 越水(溢水)	A	左	秋　妻	NO.10＋26～ NO.10＋52	25.9	計画水位が現況堤防高以上	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 工作物 越水(溢水)	A A	左	秋　妻	NO.10＋41	１箇所 ４ｍ	計算水位が桁下高以上（藤川橋）	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	左	秋　妻	NO.10－104～ NO.10－22	81.7	計画水位が現況堤防高以上 旧川跡。	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 越水(溢水)旧川跡	A 要注	左	藤　川	NO.8－70～ NO.8－32	37.6	計画水位が現況堤防高以上 旧川跡。	国土交通省 佐野河川出張所

河川	重要度		左右岸別	重要水防箇所地先名		延長 m	重　要　な　る　理　由	備　考
	種別	階級		町字名	杙杭位置			
矢場川（第二捷水路）	（重点） 工作物 越水(溢水)	 A A	左	藤　川	N0.8－54	1箇所 4ｍ	計算水位が桁下高以上（下藤川橋）	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	 A B 要注	左	中　野	N0.5－41～ N0.6－34	201.0	計算水位が現況堤防高以上 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 旧川跡。	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 越水(溢水) 旧川跡	 A 要注	左	中　野	N0.2＋88～ N0.3－34	73.3	計画水位が現況堤防高以上 旧川跡。	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 越水(溢水)	 A	左	中　野	N0.1－11～ N0.2＋88	301.7	計画水位が現況堤防高以上	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 工作物 越水(溢水)	 A A	左	中　野	N0.2＋54	1箇所 7ｍ	計算水位が桁下高以上（赤谷戸橋）	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 工作物 越水(溢水)	 A A	左	中　野	N0.1＋81	1箇所 8.5m	計算水位が桁下高以上（千原田橋）	国土交通省 佐野河川出張所
矢場川（第二捷水路）	（重点） 越水(溢水) 旧川跡	 A 要注	左	中　野	N0.0～ N0.1－11	18.9	計画水位が現況堤防高以上 旧川跡。	国土交通省 佐野河川出張所

出典：館林地区消防組合「令和６年度 水防計画」

３　気象観測関係

３－１　特別警報の発表基準

現象の種類	基　準
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

３－２　警報・注意報発表基準

【邑楽町】府県予報区　　：群馬県
一次細分区域　　：南部
市町村等をまとめた地域：伊勢崎・太田地域

令和５年６月８日現在

警報	大雨	（浸水害）表面雨量指数基準	23
		（土砂災害）土壌雨量指数基準	－
	洪水	流域雨量指数基準	新堀川流域＝9.6 矢場川流域＝9.6 多々良川流域＝9.8 藤川流域＝3.7
		複合基準	－
		指定河川洪水予報による基準	渡良瀬川上流部（高津戸） 利根川上流部（八斗島）
	暴風	平均風速	18m/s
	暴風雪	平均風速	18m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	76

注意報	洪水	流域雨量指数基準	新堀川流域＝7.6 矢場川流域＝7.6 多々良川流域＝7.8 藤川流域＝3
		複合基準	矢場川流域＝(5, 7.6)
		指定河川洪水予報による基準	－
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ５cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度25%で、実効湿度50%（前橋地方気象台の値）	
	なだれ	①積雪があって、24時間降雪の深さが30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温が５℃以上、又は日降水量が15mm以上	
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温－６℃以下（前橋地方気象台の値）	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温３℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			１時間雨量100mm

出典：気象庁「警報・注意報発表基準一覧表（群馬県邑楽町）」

３－３　水位観測施設

水位標名	河川名	位　置	水　位		観　測　者	電　話	通　報　者
			通報	警戒			
新堀橋	新堀川	邑楽町赤堀 テレメーター	1.80	2.00	館林土木事務所 職員	72-4355	邑楽町長・水防長

３－４　気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
５弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
５強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
６弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
６強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

出典：気象庁「気象庁震度階級関連解説表」

4　水防関係

4－1　水防に関する資料

（1）水防倉庫

河　川　名	倉　庫　名	所　在　地	鍵　保　管　者	電　話　番　号
多々良川	邑楽消防署水防倉庫	邑楽町大字中野2647-1	邑楽消防署長	88-5551

（2）水防資器材備蓄一覧表

倉　庫　名	かま（丁）	なた（丁）	のこぎり（丁）	おの（丁）	スコップ（丁）	つるはし（丁）	とうぐわ（丁）	かけや（丁）	竹尖げ鎌（式）	ペンチ（丁）	タコ（丁）	ハンマー（丁）	鉄杭（本）	土のう袋（袋）	なわ（巻）	丸太（本）	くい（本）	土留鋼板（枚）	パイプ（本）	越水シート（m）	モッコ（本）	鉄線（kg）	ブルーシート（枚）	命綱（本）	カッター（本）	水防マット（式）
邑楽消防署 水防倉庫	23	11	23	15	71	2	4	30	2	7	1	21	216	4,900	4	0	14	12	5	20	4	5	40	71	0	14

出典：館林地区消防組合「令和６年度 水防計画」

（３）水防用非常電話番号一覧表

機　　関　　名	電話局	(市外)	電話番号	備　　考
邑楽町役場	中野	0276	88-5511	水防連絡管内状況報告
邑楽館林農業協同組合長柄支所	篠塚	0276	88-5522	水防連絡
館林地区消防組合邑楽消防署	中野	0276	88-5551	〃

（４）輸送車両一覧表

管　　理	保　管	車　　種	台数	備　考
館林地区消防組合	邑楽消防署	消防車 救急車 連絡車 水防車 資器材搬送車	2 1 1 1 1	軽トラック
邑楽町役場	総務課	軽トラック	2	
	建設環境課	小型ダンプ	1	２ｔ車
		平ボディ	1	２ｔ車
	教育委員会	軽トラック	1	

出典：館林地区消防組合「令和６年度 水防計画」

（５）指定特殊機械所有業者

業　者　名	住　　所	機　械　名	台　数
(株)徳川組	邑楽町大字赤堀1111 89-1111	バックホー	2
		タイヤショベル	2
真仁田土建(株)	邑楽町大字中野2207 88-5348	ブルドーザー	5
		バックホー	14
		タイヤショベル	2

出典：館林地区消防組合「令和６年度 水防計画」

（６）輸送経路

輸　送　区　間		第一輸送経路	第二輸送経路	備　考
自	至			
館林地区消防組合	邑楽消防署 水防倉庫	国道122号 主　足利邑楽行田線	国道354号 主　足利邑楽行田線	

４－２　樋門等一覧

（１）樋門及び堰堤一覧

河　川　名	樋門（堰堤）名	岸	位　　置	規模・操作方法	所轄機関
新　　堀　　川	赤堀堰分水門	中央	赤堀宿	高0.70　巾1.00 巻上一連鉄扉手動	待矢場両堰土地改良区
新　　堀　　川	高原堰	中央	狸塚高原	自動巻上式	待矢場両堰土地改良区
新　　堀　　川	坪谷堰	中央	篠塚坪谷	自動巻上式	待矢場両堰土地改良区
新　　堀　　川	八丁堰	中央	篠塚坪谷	自動巻上式	待矢場両堰土地改良区
そ　　の　　他	中野沼制水樋門	右岸	鶉新田江尻橋間	高1.00　巾1.00 巻上二連鉄扉手動	邑楽町農業振興課
孫　兵　衛　川	中野団地制水樋門	中央	鶉新田関場	高2.00　巾1.00 巻上二連鉄扉手動	邑楽町建設環境課
矢　　場　　川	五料堰	中央	藤川	高2.00　巾3.20 コンプレッサーゲートラバー転倒式	待矢場両堰土地改良区
多　々　良　川	千原田前排水１号樋門	右岸	中野字千原田	高0.65　巾0.65 巻上一連鉄扉手動	邑楽町建設環境課
多　々　良　川	千原田前排水２号樋門	中央	中野字千原田	高0.65　巾0.65 巻上一連鉄扉手動	邑楽町建設環境課
多　々　良　川	六谷社堰	中央	中野	高1.65　巾2.65 巻上一連鉄扉手動	邑楽町建設環境課
多　々　良　川	観音堰	中央	石打字住谷崎	電動自動巻上式	邑楽町建設環境課
多　々　良　川	簀の子堰	中央	石打	高1.20　巾1.20 巻上一連鉄扉手動	邑楽町建設環境課
その他藤川用水	石打大堰	中央	藤川渋沼上	電動自動巻上式	邑楽町建設環境課
その他藤川用水	藤川堰取水口	中央	藤川一本木西	コンプレッサーゲートラバー転倒式	待矢場両堰土地改良区
その他藤川用水	向堰	中央	藤川一本木前	ウオッチマンゲート	待矢場両堰土地改良区

河　川　名	樋門（堰堤）名	岸	位　　置	規模・操作方法	所轄機関
その他藤川用水	寺堰	中央	藤川高島小学校西	ウオッチマンゲート	待矢場両堰土地改良区
その他藤川用水	車塚堰	中央	藤川郵便局南	ウオッチマンゲート	待矢場両堰土地改良区
逆　　川	逆川取水制水	中央	鶉新田前サクラ土手	高1.40　巾1.40 巻上二連鉄扉手動	待矢場両堰土地改良区
新　堀　川	赤堀堰	中央	赤堀宿	コンプレッサーゲートラバー転倒式	待矢場両堰土地改良区
右　中　川	西ノ谷堰	中央	中野 （東武通運倉庫南東150m）	高1.50　巾3.00 巻上一連鉄扉手動	邑楽町建設環境課
右　中　川	道本堰	中央	中野 (蛭沼中村自動車修理工場南)	高1.50　巾3.00 巻上一連鉄扉手動	邑楽町建設環境課
矢　場　川	羽刈堰	左右	秋妻	高2.948　巾10.0 コンプレッサーゲートラバー転倒式	国土交通省佐野河川出張所
矢　場　川	羽刈堰樋管	右岸	秋妻	高1.10　巾1.60 電動スピンドル式スライドゲート	国土交通省佐野河川出張所
矢　場　川	藤川樋管	左岸	藤川	高1.70　巾1.90 電動ラック式スライドゲート（1門）	国土交通省佐野河川出張所
矢　場　川	上藤川樋管	右岸	藤川	高1.60　巾2.15 電動ラック式スライドゲート（2門）	国土交通省佐野河川出張所
矢　場　川	下藤川樋管	右岸	藤川	電気自動巻上式	待矢場両堰土地改良区
矢　場　川	団子見堂樋管	右岸	鶉	高1.50　巾2.00 電動鋼製造スライドゲート1門	邑楽町都市計画課
矢　場　川	下鶉樋管	右岸	鶉	高1.75　巾1.70 電動ラック式スライドゲート1門	国土交通省佐野河川出張所
矢　場　川	中鶉樋管	右岸	中野	高1.10　巾1.50 電動ラック式スライドゲート1門	国土交通省佐野河川出張所
矢　場　川	上鶉樋管	右岸	中野	高1.00　巾1.00 電動ラック式スライドゲート1門	国土交通省佐野河川出張所
矢　場　川	上八幡樋管	右岸	鶉	高1.00　巾1.00 電動ラック式スライドゲート1門	国土交通省佐野河川出張所

参考：館林地区消防組合「令和６年度 水防計画」

（２）重要樋門

河川名	堰樋名	平常時の状況	規模	所轄機関	市町
新堀川	坪谷機場樋門	５月上旬～９月下旬閉鎖	自動巻上式	待矢場両堰土地改良区	邑楽
矢場川	五料堰樋門	５月上旬～９月下旬閉鎖	高2.00　巾3.20 コンプレッサーゲートラバー転倒式	待矢場両堰土地改良区	邑楽
藤川	藤川堰取水口	５月上旬～９月下旬閉鎖	コンプレッサーゲートラバー転倒式	待矢場両堰土地改良区	邑楽

出典：館林地区消防組合「令和６年度 水防計画」

4－3　水防実施状況報告書

水 防 実 施 状 況 報 告 書

年　　月　　日

群馬県知事　　殿

水防管理者名

年　　月　　日～　　日の　　に際し実施した水防活動が終結したので、水防実施箇所別表を添え下記のとおり報告いたします。

記

水防作業実施日時	自　月　日　時　分 至　月　日　時　分		水防作業実施箇所数			
出動人員	市職員延　人	水防団員延　人	消防団員延　人	その他延　人	合計延　人	
所要経費	人件費　円		資材物件費　円		合　計	
	手当　円	その他　円	資材　円	器材　円	燃料　円	その他　円	円
出水の概況						
水防作業の概況及びその効果						

4－4　水防実施箇所別表

水防実施箇所別表　　（作成責任者）

管理団体名														指定、非指定の別													
水防実施時の台風又は豪雨名														報告年月日													
水防実施	場所													水防作業の概況及びその効果	工法延長												
	日時	自　月　日　時　分 至　月　日　時　分													区分	堤防	道路	橋	人員	田	畑	家	鉄道				
	出動人員	水防団員	消防団員	その他	計										効果												
		延人	延人	延人	延人										被害												
使用資材費（）内は単位	たわら	かます	むしろ	布袋類	なわ	竹	くい	鉄線	くぎ	かすがい	じゃかご	板類	畳	生木	丸太	置石	土砂				物件費			資材費 物件費 合計			
																					品材費	燃料費	雑費				
	（）俵	（）枚	（）枚	（）枚	（）kg	（）本	（）枚	（）kg	（）kg	（）本	（）本	（）枚	（）枚	（）本	（）本	（）m^3	（）m^3										
他団体からの応援状況																											
居住者の出動状況																											
警察の援助状況																											
現場指導の県職員名																											
水防関係者の死傷																											
立退状況及び指示した理由																											
水防功労者の氏名、年令、所属及びその功績概要																											
堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じた時は、その場所並びに損害状況																											
水防活動に対する自己批判																											
備考																											

５　避難収容関係

５－１　避難所等一覧

（１）避難所

番号	名　　称	所　在　地	電話番号	地震等	洪　水		指定一般避難所
1	中野小学校	中野3021	88-5501	○	○	2階以上	○
2	高島小学校	藤川379	88-0644	○	○	2階以上	○
3	長柄小学校	篠塚1278	88-0649	○	○	2階以上	○
4	中野東小学校	明野51	89-0888	○	○	2階以上	○
5	邑楽中学校	中野2371	88-0150	○	○	2階以上	○
6	邑楽南中学校	篠塚1445	88-2120	○	○	2階以上	○
7	中野幼稚園	中野3176	88-4808	○	○	2階以上	
8	長柄幼稚園	狸塚1256	88-0049	○			
9	おうらこども園	藤川451-4	70-2251	○			
10	中央保育園	中野4398-1	88-0230	○			
11	南保育園	篠塚1735-1	88-1240	○			
12	中央児童館	中野3052	88-6135	○			
13	北児童館	藤川371	88-3715	○			
14	南児童館	篠塚1411-8	88-2258	○			
15	東児童館	中野5073	88-1360	○			
16	邑楽町中央公民館	中野2569-1	88-1177	○	○	全館	○
17	邑楽町立集会所	新中野48-1	89-1585	○	○	2階以上	○
18	邑楽町共同福祉施設	中野3197		○	○	2階以上	○
19	長柄公民館	篠塚1415-1	89-0123	○			○
20	高島公民館	石打1123	89-1501	○			○
21	福祉センター寿荘	中野1343-1	88-6588	○			○
22	町民体育館	篠塚1423-1	88-5355	○			○
23	武道館	篠塚1421-1		○	○	2階以上	○
24	下中野区民館	中野5286-5					
25	第２区公民館	中野4898-1					
26	第３区公民館	中野4698					
27	前原公民館	中野2283					
28	天王元宿公民館	中野2947		○			
29	第六区公民館	中野1832-17		○			

番号	名　　称	所　在　地	電話番号	地震等	洪　水		指定一般避難所
30	第７区区民館	中野3053-2		○			
31	第八区公民館	中野3116-4					
32	千原田公民館	中野3666-3		○			
33	向地集会所	中野1667					
34	大根村集会所	中野1315					
35	11区公民館	中野580-1					
36	谷中集会所	中野56					
37	鶉区民館	鶉251-1		○			
38	鶉新田集会所	鶉新田167-4		○			
39	光善寺公民館	光善寺312-1			○		
40	藤川転作促進集落センター	藤川94					
41	秋妻公民館	秋妻527-2		○			
42	一本木公民館	藤川1118-3					
43	渋沼集会所	藤川1605					
44	石打構造改善センター	石打1015		○			
45	住谷崎公民館	石打190-3					
46	坪谷稲荷神社社務所	篠塚1099-2					
47	第23区公民館	篠塚1351		○			
48	西ノ根集会所	篠塚3024-1					
49	宮内集会所	篠塚2906-8			○		
50	中島集会所	篠塚2050-1					
51	第25区ふれあいセンター	篠塚2781-1		○	○		
52	第二十六区公民館	篠塚4255-1					
53	十三軒集落センター	狸塚1020-3		○			
54	狸塚総合研修センター	狸塚1590-1		○	○		
55	本郷江原集落センター	狸塚2315		○			
56	古家転作促進集落センター	赤堀136-3					
57	十軒集会所	赤堀1372-1					
58	赤堀転作促進集落センター	赤堀510		○			
59	開拓公民館	赤堀3970					
60	明野公民館	明野30-1		○			
61	風の子保育園	中野2204-1	88-5850	○			

※　自治会の集会所等は耐震性が確保できていない所もあるため、一時避難所として使用する。

（２）指定福祉避難所

番号	名　　称	所　在　地	電 話 番 号
1	邑楽町保健センター	中野2570-3	88-5533

（３）避難場所

番号	名　　称	所 在 地	地震等	洪　水		指定 避難場所
1	中野小学校	中野3021	○	○	2階以上	○
2	高島小学校	藤川379	○	○	2階以上	○
3	長柄小学校	篠塚1278	○	○	2階以上	○
4	中野東小学校	明野51	○	○	2階以上	○
5	邑楽中学校	中野2371	○	○	2階以上	○
6	邑楽南中学校	篠塚1445	○	○	2階以上	○
7	農村広場	鶉1318-1	○			○
8	松本公園	石打1140	○			○
9	石打公園	石打1056-4	○			○
10	青少年広場	篠塚1411-2	○			○
11	スポーツレクリエーション広場	篠塚1435-1	○			○
12	ひろや公園	赤堀1506-1	○			○
13	緑ヶ岡公園	新中野127	○			○
14	駅前公園	新中野87	○			○
15	下谷公園	新中野61	○			○
16	清水公園	新中野14	○			○
17	あけの公園	明野32-1	○			○
18	鞍掛中央公園	赤堀4117	○			○
19	里前公園	赤堀4123	○			○
20	町立多々良沼公園	鶉新田12-1	○			
21	ふれあい広場	中野1860-1	○			
22	おうら中央多目的広場	中野2521-1	○			○

５－２　要配慮者利用施設

（１）学校施設

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
中野小学校	中野3021	88-5501
高島小学校	藤川379	88-0644
長柄小学校	篠塚1278	88-0649
中野東小学校	明野51	89-0888
邑楽中学校	中野2371	88-0150
邑楽南中学校	篠塚1445	88-2120

（２）児童福祉施設

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
おうらこども園	藤川451-4	70-2251
中央保育園	中野4398-1	88-0230
南保育園	篠塚1735-1	88-1240
風の子保育園	中野2204-1	88-5850
中央児童館	中野3052	88-6135
北児童館	藤川371	88-3715
南児童館	篠塚1411-8	88-2258
東児童館	中野5073	88-1360
学童保育所くらかけ広場	篠塚1277-1	88-9741
学童保育所いちばんぼし	中野2226-1	080-2675-0053

（３）老人福祉施設

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
邑楽町福祉センター寿荘	中野1343-1	88-6588
邑楽町デイサービスセンター	中野1342	89-1522
特別養護老人ホーム やまつつじ	中野218-1	80-9000
デイサービス やまつつじ		80-9202
つむぎの里 デイサービス	中野2204-9	55-0081
つむぎの里 グループホーム	中野2204-7	88-7619
特別養護老人ホーム すずかけ荘	中野5260-1	91-8151
小規模多機能ホーム すずかけ		
デイほほえみの里	石打1454-1	55-0068
ほほえみの里		80-9666
デイサービスセンター かがやき	篠塚3072-1	70-2244
デイサービスセンター かがやき新館	篠塚3070-1	89-8015
デイサービス あいの	狸塚2550-1	70-9515
デイサービスセンター おうらの里	狸塚1039-1	89-1166
特別養護老人ホーム まがたまの里	狸塚1040-1	89-0011

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
介護老人保健施設 ラポール・レイゾン	赤堀1031	88-8000
デイサービス ヴィラ	赤堀8	70-2240
グループホーム ヴィラ		
小規模多機能ホーム はるかぜ	赤堀9	70-2555
デイサービス はるかぜ		
ショートステイ くるみ	狸塚1033-1	70-2300
ケアハウス ピコット	中野218	80-9200
シニアグランデ いちご	篠塚1486-3	55-3984
ヴィベル邑楽光善寺	光善寺397-2	88-8851

（４）障害者福祉施設

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
邑楽町地域活動支援センター	中野1341-1	88-7920
陽光園	赤堀836-1	88-6700
第二陽光園	赤堀837	89-0600
なのはな園	狸塚1182-2	88-8513
こころみの会 障害児者通所支援施設	中野2204-1	49-6644
東毛地域障害者総合支援センター ＡＰＴ	篠塚4108	57-6663
東毛地域障害者総合支援センター ＬＡＴ	篠塚3992-2	55-8900
ＷＬＳ	中野4865-1	51-5800
邑楽ライフ	中野4564-1	78-7341
邑楽の家	中野3053-1	78-7665
クライスハイム 中野	中野2770-8	55-0627
グループホーム ココ	中野4691-7	55-6343

（５）医療施設

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
おうら病院	篠塚3233-1	88-5678

（６）幼稚園

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
中野幼稚園	中野3176	88-4808
長柄幼稚園	狸塚1256	88-0049

５－３　応急仮設住宅建設予定地

名　　称	所　在　地	面　　積（㎡）	備　　考
農　村　広　場	鶉1318-1	20,767	
松　本　公　園	石打1140	16,826	
青 少 年 広 場	篠塚1411-2	10,400	
緑 ヶ 岡 公 園	新中野127	9,966	

６　医療救護関係

６－１　医療機関

（１）基幹災害拠点病院

病　院　名	経営主体	所在地	電話番号	総病床数	一般	療養	精神	結核	感染
前橋赤十字病院	日本赤十字社	前橋市朝倉町389-1	027-265-3333	555	527	0	22	0	6

出典：群馬県「群馬県地域防災計画」令和６年３月

（２）地域災害拠点病院

二次保健医療圏名	病院名	経営主体	所在地	電話番号	総病床数	一般	療養	精神	結核	感染
太田・館林	ＳＵＢＡＲＵ健康保険組合太田記念病院	健康保険組合	太田市大島町455-1	0276-55-2200	404	400	0	0	0	4
太田・館林	公立館林厚生病院	邑楽館林医療企業団	館林市成島町262-1	0276-72-3140	329	323	6	0	0	0

参考：群馬県「群馬県地域防災計画」令和６年３月

（３）邑楽町

①　医療機関

医　療　機　関　名	所　在　地	電話番号	診　療　科　目
おうら病院	篠塚3233-1	88-5678	内・アレルギー・呼吸器・循環器・リウマチ・人工透析・消化器・腎臓・糖尿
井上医院	中野213	88-6300	内・胃腸・産・婦人・外・消化器
かさはら内科医院	中野1845-7	55-2537	内・糖尿
加藤医院	光善寺275-2	89-1031	内・外・循環器
小林内科医院	篠塚1935-2	88-8278	内・循環器・小児
後藤クリニック	篠塚3070-1	70-2233	内・胃腸・外
田沼整形外科医院	中野1043-2	88-9223	整形外・リウマチ
田沼内科医院	中野2867-3	88-7522	内・小児
寺内医院	赤堀1031	88-1511	内・消化器
藤原医院	明野30-6	88-7797	内・胃腸・小児
邑楽浅沼歯科医院	狸塚428	88-5428	歯

医　療　機　関　名	所　在　地	電話番号	診　　療　　科　　目
黒瀬歯科医院	中野1059-3	88-5552	歯
小島歯科医院	篠塚1281	88-6141	歯
デンタルクリニックこじま	中野3737	88-8448	歯
山川歯科クリニック	赤堀3823-2	88-6480	歯
やまもと歯科医院	篠塚2561-1	88-8740	歯
るか歯科医院	中野2901-5	89-8588	歯
宮原皮膚科	新中野9-1	55-8476	皮膚
大塚歯科クリニック	中野5163-3	55-6474	歯
りんごデンタルクリニック	篠塚1600-2	55-0465	歯

６－２　一時救護所

名　　称	所　在　地	電 話 番 号
邑楽中学校	中野2371	88-0150
邑楽南中学校	篠塚1445	88-2120

7　輸送関係

7－1　ヘリポート予定地

名　　称	所　在　地	電話番号	面　積 （東西）×（南北）
農村広場	鶉1318-1		178m　×　135m
松本公園	石打1140		120m　×　140m
青少年広場	篠塚1411-2		100m　×　104m
ひろや公園	赤堀1506		132m　×　135m
緑ヶ岡公園	新中野127		95m　×　105m
スポーツレクリエーション広場	篠塚1435-1		138m　×　135m
中野小学校	中野3021	0276-88-5501	85m　×　115m
高島小学校	藤川379	0276-88-0644	180m　×　50m
長柄小学校	篠塚1278	0276-88-0649	130m　×　100m
中野東小学校	明野51	0276-89-0888	140m　×　100m
邑楽中学校	中野2371	0276-88-0150	225m　×　100m
邑楽南中学校	篠塚1445	0276-88-2120	150m　×　105m
おうら中央多目的広場	中野2521-1		176m　×　75m

7－2　緊急輸送道路一覧

指定区分	種　別	路　線　名	区　間
群馬県	国道	１２２号	邑楽町内全線
		３５４号	邑楽町内全線
	主要地方道	足利邑楽行田	国道１２２号から国道３５４号まで
			国道１２２号から北
	一般県道	赤岩足利	国道３５４号から南
邑楽町	一般県道	赤岩足利	国道１２２号から高島小入口交差点まで
	一級町道	町道幹線５号線	足利邑楽行田線から町道幹線６号線まで
		町道幹線６号線	国道３５４号から町道幹線５号線まで
			赤岩足利線から町道１５－７１号線まで
	二級町道	町道幹線１４号線	赤岩足利線から高島小学校まで
		町道幹線１９号線	全線
		町道幹線２２号線	全線
	その他町道	町道９－１７７号線	全線
		町道１２－９号線	町道１２－６１号線から青少年広場まで
		町道１２－６１号線	国道３５４号から町道１２－９号線まで
		町道１５－７１号線	全線

７－３　輸送拠点

名　　称	所　在　地	電 話 番 号
邑楽町中央公民館	中野2569-1	88-1177

７－４　派遣部隊の受け入れ可能施設

名　　称	所　在　地	電 話 番 号
おうら中央多目的広場	中野2521-1	―
邑楽町民体育館	篠塚1423-1	88-5355
邑楽町武道館	篠塚1421-1	―

８　物資供給関係

８－１　炊き出し場所

名　　称	所　在　地	電 話 番 号	備　　考
邑楽町中央公民館	中野2569-1	88-1177	電気炊飯器　1.8ℓ×７台 ガス炊飯器　7.2ℓ×２台
長柄公民館	篠塚1415-1	89-0123	電気炊飯器　1.8ℓ×２台
高島公民館	石打1123	89-1501	電気炊飯器　1.8ℓ×３台
学校給食センター	鶉1331-1	88-0678	電気回転釜　350ℓ×６台 蒸気回転釜　320ℓ×１台 〃　220ℓ×２台
おうらこども園	藤川451-4	70-2251	電気炊飯器　1.8ℓ×１台 〃　1.0ℓ×１台 ガス炊飯器　9.0ℓ×１台 〃　6.0ℓ×１台
中央保育園	中野4398-1	88-0230	電気炊飯器　3.6ℓ×１台 ガス炊飯器　9.0ℓ×１台 〃　2.7ℓ×１台
南保育園	篠塚1735-1	88-1240	電気炊飯器　3.6ℓ×１台 〃　1.8ℓ×１台 ガス炊飯器　9.0ℓ×１台

※この他小中学校調理室の一部で炊き出し可能

８－２　給水可能施設及び能力

（１）配水場の所在地及び能力

配　水　場	所　在　地	能力	管 理 者
第三配水場	篠塚4345	5,660㎥	群馬東部水道企業団
中野配水場	中野1071	2,616㎥	群馬東部水道企業団

（２）応急給水機材　　（令和７年３月１日現在）

種　　類	能　力	数　量	管　理　場　所
緊急用浄水機	2㎥／時	２台	邑楽町役場、中野小学校

県関係　　（令和７年３月１日現在）

種　　類	能　力	数　量	管　理　場　所
ポリタンク	20ℓ	５個	館林高校５個

８－３　備蓄物資一覧

町関係　（令和７年３月１日現在）

品　　名	数　　量	備　　考
アルファ米（ワカメごはん）100g	50食×162箱（8,100食分）	邑楽町中央公民館３箱、長柄公民館３箱、中野小学校43箱、中野東小学校37箱、高島小学校28箱、長柄小学校48箱
保存用ビスコ	60袋×73箱（4,380食分）	高島公民館25箱、中野小学校10箱、中野東小学校14箱、高島小学校７箱、長柄小学校17箱
飲料水　0.5ℓ	24本×301箱（7,224本）	高島公民館20箱、中野小学校81箱、中野東小学校46箱、高島小学校46箱、長柄小学校108箱
毛布	10枚×389箱（3,890枚）	邑楽町役場78箱、邑楽町中央公民館１箱、高島公民館75箱、長柄公民館１箱、中野小学校50箱、中野東小学校50箱、高島小学校50箱、長柄小学校50箱、鶉区画整理事務所34箱
携帯トイレ	100回分×75箱（7,500回分）	邑楽町役場60箱、高島公民館15箱
排水用水中ポンプ	２台	能力：0.1㎥／分
排水用エンジンポンプ	１台	能力：0.5㎥／分

県関係（生活必需品・資機材等）　（令和５年４月１日現在）

品　　名	数　　量	内　　訳
毛布	700枚	館林保健福祉事務所：300枚 館林高校：400枚
紙おむつ	1,560枚	館林保健福祉事務所：780枚 館林高校：780枚
介護オムツ	222枚	館林保健福祉事務所：111枚 館林高校：111枚
防水シート	140枚	館林保健福祉事務所：60枚 館林高校：80枚
投光器	6台	館林高校：6台
発電機非常用	4台	館林保健福祉事務所：1台 館林高校：3台
ワンタッチ式テント	5台	館林高校：5台

出典：群馬県「群馬県地域防災計画」令和６年３月

県関係（食糧・飲料水）　（令和５年４月１日現在）

品　　名	数　　量	内　　訳
アルファ米（五目）	2,250食	館林保健福祉事務所：1,200食 館林高校：1,050食
アルファ米（きのこ）	650食	館林保健福祉事務所：350食 館林高校：300食
アルファ米（ワカメ）	3,000食	館林保健福祉事務所：1,500食 館林高校：1,500食
アルファ米（ナシゴレン）	100食	館林保健福祉事務所：100食
パスタ（トマト）	100食	館林保健福祉事務所：100食
かゆ	700食	館林保健福祉事務所：350食 館林高校：350食
乾パン	480食	館林保健福祉事務所：240食 館林高校：240食
缶詰パン	612食	館林保健福祉事務所：336食 館林高校：276食
羊羹	400食	館林保健福祉事務所：250食 館林高校：250食
飲料水	912リットル	館林保健福祉事務所：624リットル 館林高校：288リットル

出典：群馬県「群馬県地域防災計画」令和６年３月

９　衛生関係

９－１　清掃関係処理施設

（令和５年４月１日現在）

種　別	名　　称	所　　在　　地	電　話	処　理　能　力
ご　み	太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザ	大泉町細谷町604-1	0276-33-7980	可燃ごみ330ｔ/日
ご　み	太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ	太田市細谷町604-1	0276-33-7980	不燃ごみ・資源ごみ73ｔ/5h
し　尿	大泉町衛生センター	大泉町仙石2-28-1	0276-63-3324	80kℓ/日

出典：群馬県「群馬県地域防災計画」令和６年３月

９－２　町内衛生業者及び保有車両等

（１）し尿（町内衛生業者）

名　　称	所在地	電　話	備　　考
㈲邑楽環境総合サービス	中野3133-2	88-5567	
篠崎衛生社	篠塚1877-2	88-2885	

（２）ごみ（町有ごみ収集車）

種　　別	積　載　量	台　　数
可燃物収集車	４ｔ	１台
ト ラ ッ ク	２ｔ	１台

９－３　災害廃棄物仮置場

名　　称	所　　在　　地	備　　考
ひろや公園	赤堀1506-1	

10　遺体の収容・処理関係

10－１　遺体収容所

名　　称	所　　在　　地	電　　話
町民体育館	篠塚1423-1	0276-88-5355
高島体育センター	石打1123	0276-89-1501

10－２　火葬場

名　　称	所　　在　　地	電　　話
大泉町外二町斎場	大泉町上小泉347-1	0276-62-6001

11　災害救助法関係

11－１　災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

（令和５年６月現在）

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置 （法第４条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 340円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費　並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000円（食費込み・税込）／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。
避難所の設置 （法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 340円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、上記の金額に加え、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	１　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用量や光熱水費とする。なお、夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">応急仮設住宅の供与</td><td rowspan="2">住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td><td>○建設型応急住宅
１　規模
応急救護の主旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定
２　基本額　１戸当たり
6,775,000円以内
３　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。</td><td>災害発生の日から20日以内着工</td><td>１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。
２　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる)
３　高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
４　供与期間は２年以内</td></tr>
<tr><td>○賃貸型応急住宅
１　規模　建設型応急住宅に準じる
２　基本額
地域の実情に応じた額</td><td>災害発生の日から速やかに借上げ、提供</td><td>１　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
２　供与期間は建設型応急住宅と同様。</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>１　避難所に収容された者
２　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td>１人１日当たり
1,230円以内</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（１食は1/3日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>該当地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td rowspan="5">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td rowspan="5">全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　夏季（４月～９月）冬季（10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
２　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
２　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td>１人世帯</td><td>２人世帯</td><td>３人世帯</td><td>４人世帯</td><td>５人世帯</td><td>６人以上１人増すごとに加算</td></tr>
<tr><td>全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>19,200</td><td>24,600</td><td>36,500</td><td>43,600</td><td>55,200</td><td>8,000</td></tr>
<tr><td></td><td>冬</td><td>31,800</td><td>41,100</td><td>57,200</td><td>66,900</td><td>84,300</td><td>11,600</td></tr>
<tr><td>半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,300</td><td>8,400</td><td>12,600</td><td>15,400</td><td>19,400</td><td>2,700</td></tr>
<tr><td></td><td>冬</td><td>10,100</td><td>13,200</td><td>18,800</td><td>22,300</td><td>28,100</td><td>3,700</td></tr>
</table>

11－１　災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
医療	医療の途を失った者 （応急的処置）	１　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 ２　病院又は診療所…社会保険診療報酬の額以内 ３　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ２　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	１　現に生命、身体が危険な状態にある者 ２　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 １世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	１　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から３ヵ月以内（災害対策基本法第23条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６ヵ月以内）	

11－１　災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	１　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 ２　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学校児童　4,800円 中学校生徒　5,100円 高等学校等生徒　5,600円	災害発生の日から （教科書） １ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	１　備蓄物資は評価額 ２　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人（12歳以上） 219,000円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体当たり3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：１体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	１　検案は原則として救護班 ２　輸送費、人件費は、別途計上 ３　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第４条第１項）	１　被災者の避難に係る支援 ２　医療及び助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の供給 ５　死体の捜索 ６　死体の処理 ７　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

11－１　災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第４条第２項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者･障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第３条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第１号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	１　時間外勤務手当 ２　賃金職員等雇上費 ３　旅費 ４　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） ５　使用料及び賃借料 ６　通信運搬費 ７　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記１から７までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ　３千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ　３千万円を超え６千万円以下の部分の金額については100分の９ ハ　６千万円を超え１億円以下の部分の金額については100分の８ ニ　１億円を超え２億円以下の部分の金額については100分の７ ホ　２億円を超え３億円以下の部分の金額については100分の６ ヘ　３億円を超え５億円以下の部分の金額については100分の５ ト　５億円を超える部分の金額については100分の４		

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

参考：内閣府「災害救助事務取扱要領」令和５年６月

12　関係様式

12－１　被害報告関係様式

第１号様式　災害確定報告

都道府県				区分				被害
災害名・確定年月日	月　日　時確定			その他	田	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
報告者名					畑	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
区分			被害		学校		箇所	
人的被害	死者		人		病院		箇所	
		うち災害関連死者	人		道路		箇所	
	行方不明者		人		橋りょう		箇所	
	負傷者	重傷	人		河川		箇所	
		軽傷	人		港湾		箇所	
住家被害	全壊		棟		砂防		箇所	
			世帯		清掃施設		箇所	
			人		鉄道不通		箇所	
	半壊		棟		被害船舶		隻	
			世帯		水道		戸	
			人		電話		回線	
	一部破損		棟		電気		戸	
			世帯		ガス		戸	
			人		ブロック塀等		箇所	
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟		り災世帯数		世帯	
			世帯		り災者数		人	
			人		火災発生	建物	件	
非住家	公共建物		棟			危険物	件	
	その他		棟			その他	件	

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td>被　　害</td><td rowspan="3">都道府県災害対策本部</td><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>公立文教施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="2">設置</td><td colspan="3">月　日　時</td></tr>
<tr><td>農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>公共土木施設</td><td>千円</td><td></td><td>解散</td><td colspan="3">月　日　時</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="3">災害対策本部設置市町村名</td><td colspan="4" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町村数</td><td>団体</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">その他</td><td>農業被害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="2">計　　団体</td></tr>
<tr><td>林業被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="4">災害救助法適用市町村名</td><td colspan="4" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="4">計　　団体</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防職員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">被　害　総　額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防団員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7">災害発生場所
災害発生年月日
災害の種類概況
消防機関の活動状況
その他（避難指示等の状況）</td></tr>
</table>

出典：消防庁「災害報告取扱要領」令和５年５月

第１号様式（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建物面積 延べ面積	㎡ ㎡
焼損程度	焼損棟数　全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ｈａ
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター）　台　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

出典：消防庁「火災・災害等即報要領」令和５年５月

第２号様式（特定の事故）

第　　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力災害
4　その他特定の事故

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他
発生日時（覚知日時　　）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分（　月　日　時　分）
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1危険物　2指定可燃物　3高圧ガス 4可燃性ガス　5毒劇物　6ＲＩ等 7その他（　　）	物質名	
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関	出場人員	出場資機材
		事業所　自衛防災組織	人	
		事業所　共同防災組織	人	
		事業所　その他	人	
		消防本部（署）	台人	
		消防団	台人	
		消防防災ヘリコプター	機人	
		海上保安庁	人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊	人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

出典：消防庁「火災・災害等即報要領」令和５年５月

第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	１　救急事故　２　救助事故　３　武力攻撃災害　４　緊急対処事項における災害		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救助者数 （見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　負傷者等欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

出典：消防庁「火災・災害等即報要領」令和５年５月

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　　報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	年　月　日　時　分	
被害の状況	人的被害	死　　者	人	重傷　人	住家被害	全壊　棟	床上浸水　棟
		うち災害関連死者	人			半壊　棟	床下浸水　棟
		不　　明	人	軽傷　人		一部破損　棟	未分類　棟
	119番通報の件数						
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）		（市町村）			
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）					
	自衛隊派遣要請の状況						
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策						

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

出典：消防庁「火災・災害等即報要領」令和５年５月

第４号様式（その１）別紙

都道府県名　　（　　）

（避難指示等の発令状況）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

出典：消防庁「火災・災害等即報要領」令和５年５月

第４号様式（その２）

（被害状況即報）

都道府県		区分	被害
災害名・報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時現在）		
報告者名			

区分			被害
人的被害	死者	人	
	うち災害関連死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

区分			被害
その他	田 流失・埋没	ha	
	田 冠水	ha	
	畑 流失・埋没	ha	
	畑 冠水	ha	
	学校	箇所	
	病院	箇所	
	道路	箇所	
	橋りょう	箇所	
	河川	箇所	
	港湾	箇所	
	砂防	箇所	
	清掃施設	箇所	
	崖くずれ	箇所	
	鉄道不通	箇所	
	被害船舶	隻	
	水道	戸	
	電話	回線	
	電気	戸	
	ガス	戸	
	ブロック塀等	箇所	
り災世帯数		世帯	
り災者数		人	
火災発生	建物	件	
	危険物	件	
	その他	件	

（次ページへ続く）

区分			被害	災害等の対策本部設置状況	都道府県	
公共文教施設		千円				
農林水産業施設		千円			市町村	
公共土木施設		千円				
その他の公共施設		千円				
小計		千円				
公共施設被害市町村数		団体				
その他	農業被害	千円				
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円		災害救助法適用市町村名	計　　団体	
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	その他	千円				
被害総額		千円		119番通報件数　　件		
災害の概況						
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	（消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること）				
	自衛隊の災害派遣			その他		

※１　被害額は省略することができるものとする。

※２　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

出典：消防庁「火災・災害等即報要領」令和５年５月

12－２　自衛隊派遣要請関係様式

年　　月　　日

群馬県知事　　あて

市町村長　　印

自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第68条の２第１項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。

記

１　災害の情況及び派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容

４　その他参考となるべき事項

例）・必要な車両、航空機、資機材

・必要な人員

・連絡場所及び連絡責任者

12－３　緊急通行車両の確認関係様式

様式１

年　　月　　日

知事・公安委員会　殿

緊急通行車両確認申出書

申出者　住　所
氏　名

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住　所	（　　）　　局　　番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住　所	（　　）　　局　　番
	氏　名	
備考		

様式２

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号
年　　月　　日

緊急通行車両確認証明書

知　　事　　印
公安委員会　　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">活　動　地　域</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">車両の使用者</td><td>住　所</td><td>（　　）　　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">有　効　期　限</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

様式３

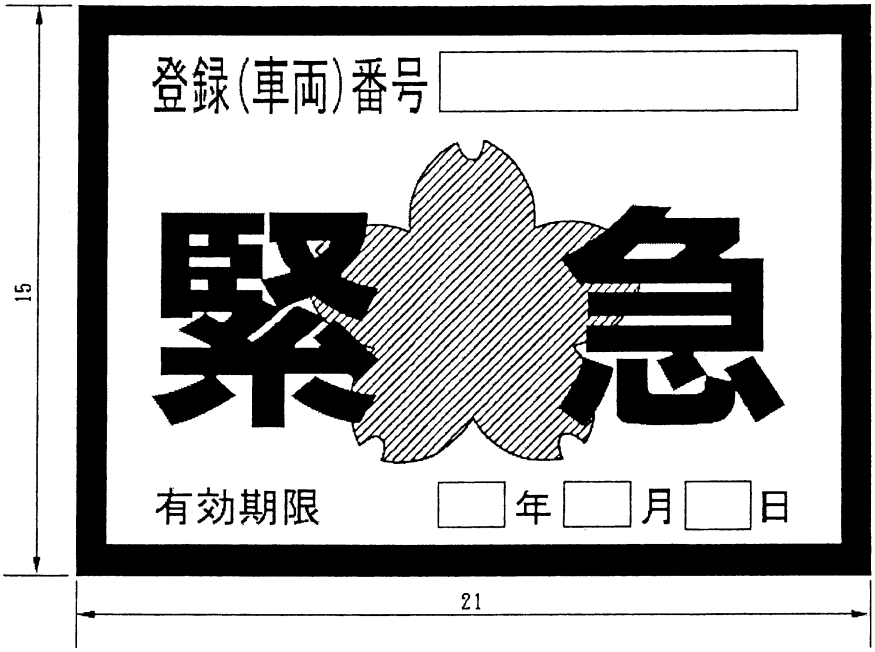

備考　１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の面像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

様式４

緊急通行車両確認処理簿

受付年月日	申出者	車両番号	交付年月日	指令番号

様式５

年　　月　　日

知事・公安委員会　殿

緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書

申出者　住　所
氏　名

番号標に表示されている番号	
標章・証明書番号	
交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

様式６

年　　月　　日

知事・公安委員会　殿

緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書

申出者　住　所
氏　名

番号標に表示されている番号	
標章・証明書番号	
交付年月日	
再交付申出の理由	
備考	

13　水害タイムライン・チェックリスト

13－１　利根川水害タイムライン

利根川　水害タイムライン（邑楽町）

※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）（内閣府：平成26年4月）を参考に作成。また、都道府県からの情報もあるが、割愛している。

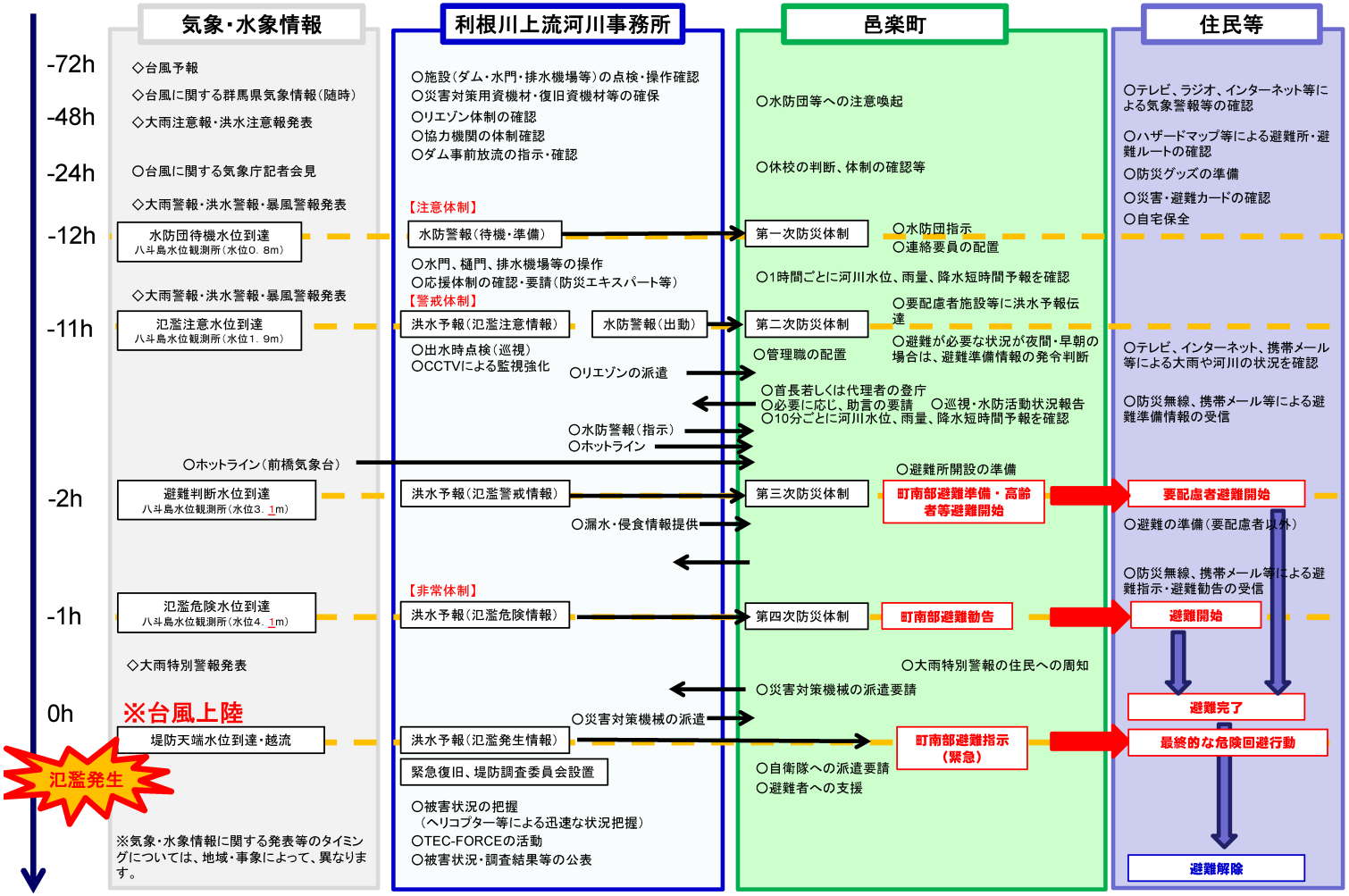

13－２　利根川水害対応チェックリスト

利根川水害対応チェックリスト（邑楽町）

河川水位：低い ↓ 高い

気象・水象	国交省河川事務所からの情報	市町村の対応	チェック欄
八斗島水位観測所の水位が水防団待機水位に到達した場合 【八斗島水位観測所（水位0.8m）】 気象庁から大雨注意報等が発表された場合	水防警報（待機・準備） ※安全安心課にメール、FAXにより送付	防災体制を構築する（第一次防災体制）※	
		・上流域を含む防災気象情報等を監視し、水位を把握する連絡要員を配置する	
		・連絡要員は、1時間おきに河川水位、雨量、降水短時間予報を確認する	
		・避難所の開設を検討する	
		水防警報発表文に記載されている対象河川、区間を担当する水防団に対し「待機、準備」を指示する	
		市町村管理又は操作を委託されている樋門・樋管等の操作担当者に、操作に関する注意喚起を行う	
八斗島水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達した場合 【八斗島水位観測所（水位1.9m）】	洪水予報（氾濫注意情報） ※安全安心課にメール、FAXにより送付 水防警報（出動） ※安全安心課にメール、FAXにより送付	防災体制を強化する（第二次防災体制）※	
		・管理職等を配置し、避難準備情報の発令を判断できる体制をとる	
		・職員の派遣等の避難所開設の準備を指示する	
		・首長もしくは代理者が登庁し、避難勧告等を発令できる体制をとる	
		要配慮者施設等に洪水予報（氾濫注意情報）を伝達する	
		水防警報発表文に記載されている対象河川、区間を担当する水防団に対し「出動」を指示する	
		水防団による巡視結果や水防活動の実施状況を把握し、水防上危険であると認められる箇所があるときは河川事務所に連絡して必要な措置を求める	
		重要水防箇所や危険箇所の位置、氾濫シミュレーション等を確認し、避難準備情報の発表対象地域を検討する	
		避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに避難準備情報の発表の判断を行う	
		国交省に対するリエゾンの派遣要請について検討する	
	ホットライン （河川事務所から予め定めた市町村担当者へ直接電話等で連絡）※氾濫危険水位に達する見込み等切迫した状況において実施	必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する	
		河川事務所長へリエゾンの派遣を要請をする	
八斗島水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 【八斗島水位観測所（水位3.9m）】	洪水予報（氾濫警戒情報） ※安全安心課にメール、FAXにより送付	防災体制をさらに強化する（第三次防災体制）※	
		・水位等の監視体制を強化し10分毎の河川水位、雨量、降水短時間予報を確認する	
		要配慮者施設等に洪水予報（氾濫警戒情報）を伝達する	
		避難準備情報を発令する	
		重要水防箇所や危険箇所の位置、氾濫シミュレーション等を確認し、避難勧告等の発令対象地域を検討する	
		避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに避難勧告等の発令の判断を行う	
	水防警報（状況） ※安全安心課にメール、FAXにより送付	水防団による巡視結果や水防活動の実施状況を把握し、水防上危険であると認められる箇所があるときは河川事務所に連絡して必要な措置を求める	
	ホットライン （河川事務所から予め定めた市町村担当者へ直接電話等で連絡）	過去の洪水との比較等、洪水の切迫性について確認する	
		必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する	
		河川事務所長へリエゾンの派遣を要請する	
八斗島水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合や到達するおそれがある場合 【八斗島水位観測所（水位4.8m）】	洪水予報（氾濫危険情報） ※安全安心課にメール、FAXにより送付	防災体制をさらに強化する（第四次防災体制）※	
		・予め定めた防災対応の全職員が体制に入る	
		要配慮者施設等に洪水予報（氾濫危険情報）を伝達する	
		避難勧告又は避難指示を発令する （必要に応じ、ホットライン等により河川事務所へ対象地域を確認する）	
	ホットライン （河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡）	必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する	
		リエゾンを通じ、河川事務所に災害対策機械の派遣などの支援を要請する	
	水防警報（状況） ※安全安心課にメール、FAXにより送付	水防団の活動状況を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示する	
堤防天端に水位が到達するおそれがある場合（計画高水位） 【矢場川水位観測所（概ね水位5.28m）】	洪水予報（氾濫危険情報） ※安全安心課にメール、FAXにより送付	要配慮者施設等に洪水予報（氾濫危険情報）を伝達する	
	水防警報（状況） ※安全安心課にメール、FAXにより送付	水防団の活動状況を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示する	
	ホットライン （河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡）	氾濫シミュレーションの結果等を確認し、避難指示を発令する	
堤防の決壊等による氾濫が発生した場合	洪水予報（氾濫発生情報） ※安全安心課にメール、FAXにより送付	要配慮者施設等に洪水予報（氾濫発生情報）を伝達する	
		住民に対し、堤防の決壊等の状況を周知する	
		水防団からの報告等により堤防の決壊をいち早く覚知した場合には、河川事務所、都道府県、所轄警察署等の関係機関に通知する。また、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。	
	ホットライン （河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡）	氾濫シミュレーション結果等を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する	

※「避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドライン（平成27年8月内閣府（防災担当））」に基づき記載しています。各項目については、各市町村の地域防災計画等に基づき見直しをお願いします。

渡良瀬川水害タイムライン（邑楽町）

※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）（内閣府：平成26年4月）を参考に作成。また、都道府県からの情報もあるが、割愛している。

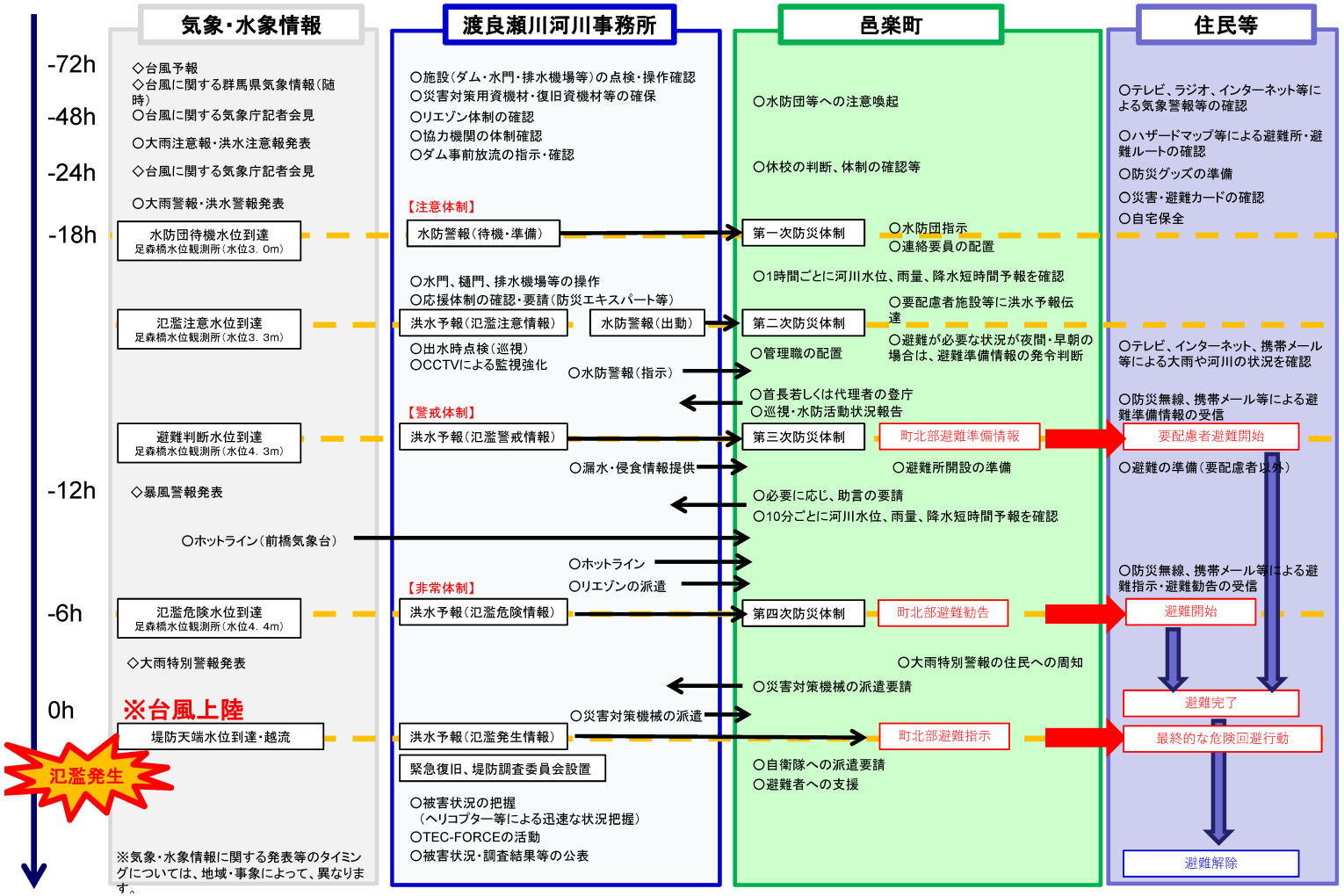

13－4　渡良瀬川水害対応チェックリスト

渡良瀬川水害対応チェックリスト（邑楽町）

河川水位　低い ↓ 高い

気象・水象	国交省河川事務所からの情報	市町村の対応	チェック欄
足利水位観測所の水位が水防団待機水位に到達した場合 【足利水位観測所（水位3.0m）】 気象庁から大雨注意報等が発表された場合	水防警報（待機・準備） ※安全安心課にメール、FAXにより送付	防災体制を構築する（第一次防災体制）※	
		・上流域を含む防災気象情報等を監視し、水位を把握する連絡要員を配置する	
		・連絡要員は、1時間おきに河川水位、雨量、降水短時間予報を確認する	
		・避難所の開設を検討する	
		水防警報発表文に記載されている対象河川、区間を担当する水防団に対し「待機、準備」を指示する	
		市町村管理又は操作を委託されている樋門・樋管等の操作担当者に、操作に関する注意喚起を行う	
足利水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達した場合 【足利水位観測所（水位3.3m）】	洪水予報（氾濫注意情報） ※安全安心課にメール、FAXにより送付 水防警報（出動） ※安全安心課にメール、FAXにより送付	防災体制を強化する（第二次防災体制）※	
		・管理職等を配置し、避難準備情報の発令を判断できる体制をとる	
		・職員の派遣等の避難所開設の準備を指示する	
		・首長もしくは代理者が登庁し、避難勧告等を発令できる体制をとる	
		要配慮者施設等に洪水予報（氾濫注意情報）を伝達する	
		水防警報発表文に記載されている対象河川、区間を担当する水防団に対し「出動」を指示する	
		水防団による巡視結果や水防活動の実施状況を把握し、水防上危険であると認められる箇所があるときは河川事務所に連絡して必要な措置を求める	
		重要水防箇所や危険箇所の位置、氾濫シミュレーション等を確認し、避難準備情報の発表対象地域を検討する	
		避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに避難準備情報の発表の判断を行う	
		国交省に対するリエゾンの派遣要請について検討する	
	ホットライン （河川事務所から予め定めた市町村担当者へ直接電話等で連絡）※氾濫危険水位に達する見込み等切迫した状況において実施	必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する	
		河川事務所長へリエゾンの派遣を要請をする	
足森橋水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 矢場川 【足森橋水位観測所（水位4.3m）】 多々良川 【足森橋水位観測所（水位4.8m）】	洪水予報（氾濫警戒情報） ※安全安心課にメール、FAXにより送付	防災体制をさらに強化する（第三次防災体制）※	
		・水位等の監視体制を強化し10分毎の河川水位、雨量、降水短時間予報を確認する	
		要配慮者施設等に洪水予報（氾濫警戒情報）を伝達する	
		避難準備情報を発令する	
		重要水防箇所や危険箇所の位置、氾濫シミュレーション等を確認し、避難勧告等の発令対象地域を検討する	
		避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに避難勧告等の発令の判断を行う	
	水防警報（状況） ※安全安心課にメール、FAXにより送付	水防団による巡視結果や水防活動の実施状況を把握し、水防上危険であると認められる箇所があるときは河川事務所に連絡して必要な措置を求める	
	ホットライン （河川事務所から予め定めた市町村担当者へ直接電話等で連絡）	過去の洪水との比較等、洪水の切迫性について確認する	
		必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する	
		河川事務所長へリエゾンの派遣を要請する	
足森橋水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合や到達するおそれがある場合 矢場川 【足森橋水位観測所（水位4.4m）】 多々良川 【足森橋水位観測所（水位4.7m）】	洪水予報（氾濫危険情報） ※安全安心課にメール、FAXにより送付	防災体制をさらに強化する（第四次防災体制）※	
		・予め定めた防災対応の全職員が体制に入る	
		要配慮者施設等に洪水予報（氾濫危険情報）を伝達する	
		避難勧告又は避難指示を発令する （必要に応じ、ホットライン等により河川事務所へ対象地域を確認する）	
	ホットライン （河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡）	必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する	
		リエゾンを通じ、河川事務所に災害対策機械の派遣などの支援を要請する	
	水防警報（状況） ※安全安心課にメール、FAXにより送付	水防団の活動状況を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示する	
堤防天端に水位が到達するおそれがある場合 矢場川 【足森橋水位観測所（概ね水位5.31	洪水予報（氾濫危険情報） ※安全安心課にメール、FAXにより送付	要配慮者施設等に洪水予報（氾濫危険情報）を伝達する	
	水防警報（状況） ※安全安心課にメール、FAXにより送付	水防団の活動状況を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示する	
	ホットライン （河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡）	氾濫シミュレーションの結果等を確認し、避難指示を発令する	
堤防の決壊等による氾濫が発生した場合	洪水予報（氾濫発生情報） ※安全安心課にメール、FAXにより送付	要配慮者施設等に洪水予報（氾濫発生情報）を伝達する	
		住民に対し、堤防の決壊等の状況を周知する	
		水防団からの報告等により堤防の決壊をいち早く覚知した場合には、河川事務所、都道府県、所轄警察署等の関係機関に通知する。また、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。	
	ホットライン （河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡）	氾濫シミュレーション結果等を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する	

※「避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドライン（平成27年8月内閣府（防災担当））」に基づき記載しています。各項目については、各市町村の地域防災計画等に基づき見直しをお願いします。

新堀川　水害タイムライン（邑楽町）

※避難情報に関するガイドライン（案）（内閣府：令和3年5月）を参考に作成。

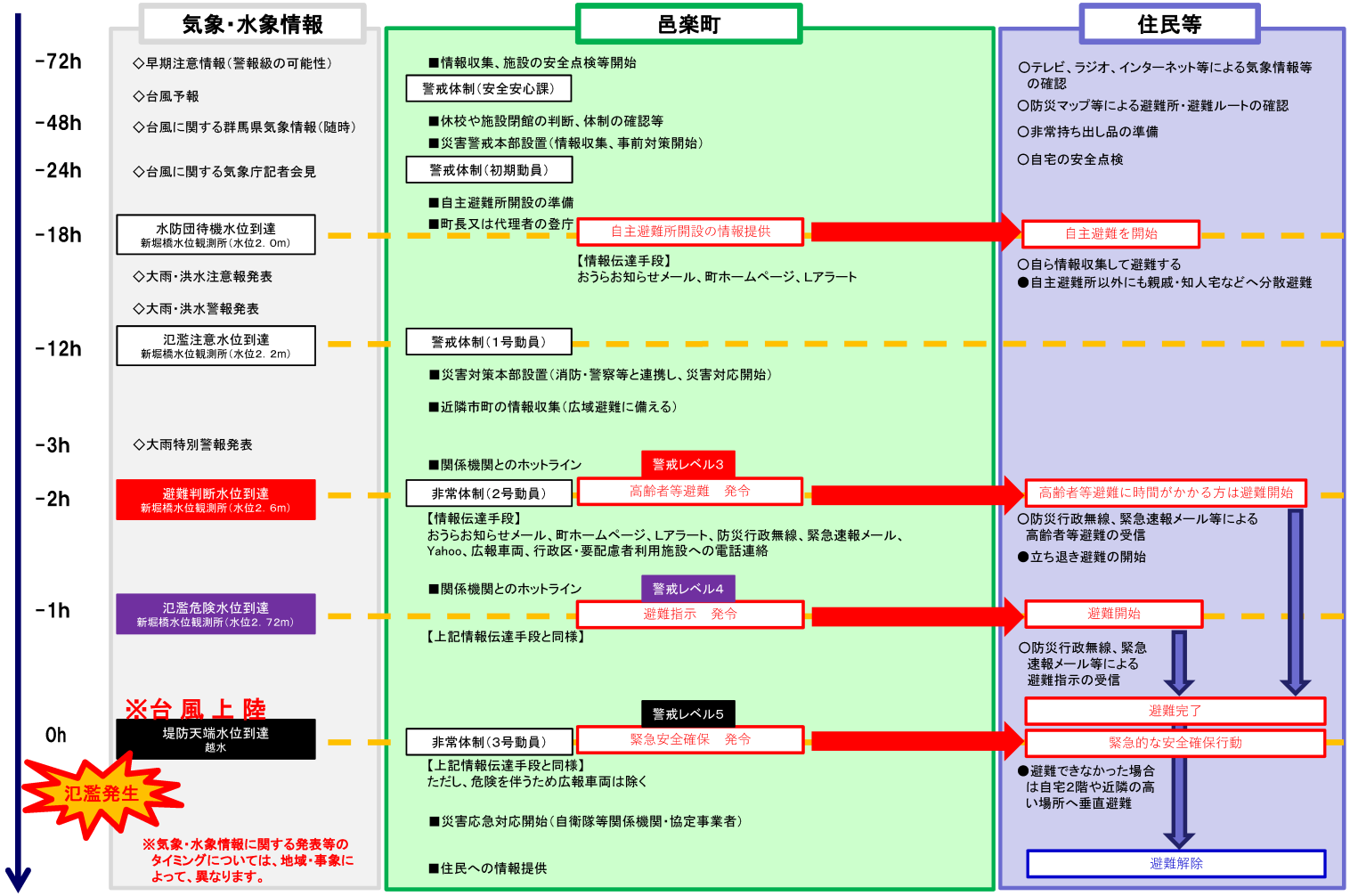

13－5　新堀川水害タイムライン

13－６　中小河川水害タイムライン

黒字：水位、気象情報、災害体制　●：情報の受け手

中小河川水害対応タイムライン（邑楽町）

河川水位	状況	気象台	ダム管理者等	群馬県	邑楽町	住民等
３日前準備	・３日後に台風が[中小河川]流域に影響する恐れ ・3日後に大雨が予想され[中小河川]流域に影響する恐れ	府県気象情報（台風進路予定等） 早期注意情報発表(中・高) WEB会議ツール等での情報共有　（気象台）防災情報ぐんまによる情報共有　（群馬県）情報連絡会、台風説明会による情報共有 ・台風に関する気象情報発表(随時)			■情報収集、施設の安全点検等開始 警戒体制(総務課) ■休校や施設閉鎖の判断、体制の確認	○防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める ○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報、大雨、河川状況等の確認
１日前準備	・１日後に台風が[中小河川]流域に影響する恐れ ・１日後に大雨が予想され[中小河川]流域に影響する恐れ 警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨が、夜間から明け方に接近通過することが予想される場合	府県気象情報（台風進路予定等） 早期注意情報発表(中・高) ・台風に関する群馬県気象情報発表(随時) ・群馬県気象情報発表(随時) 大雨注意報・洪水注意報発表 大雨警報・洪水警報発表 府県気象情報（台風進路予定等）		河川課待機開始 防災関係課、事務所待機開始 リアルタイム水害リスク情報システム 夜間から明け方に強い降雨を予想	■災害警戒本部設置 警戒体制（初期動員） ■自主避難所開設準備 ■町長又は代理者の登庁 自主避難所開設の情報提供 【情報伝達手段】 お知らせメール、町ホームページ、Lアラート ■自主避難所開設	○防災マップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する 自主避難を開始 ○自ら情報を収集して避難する ○在宅避難を基本とする
水防団待機水位	・水防団待機水位超過	・台風に関する群馬県気象情報発表(随時) ・群馬県気象情報発表(随時)				
氾濫注意水位	・氾濫注意水位超過	・台風に関する群馬県気象情報発表(随時) ・群馬県気象情報発表(随時)				
	警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨と、暴風を伴い接近通過することが予想される場合	危険度分布（キキクル） 警戒（赤） 警戒レベル３相当情報 ・台風に関する群馬県気象情報発表(随時) ・群馬県気象情報発表(随時) 府県気象情報（台風進路予定等） 暴風警報発表				
		危険度分布（キキクル） 非常に危険（紫） 警戒レベル４相当情報				
	・氾濫発生のおそれ ・氾濫発生	大雨特別警報（浸水害）				

邑 楽 町 地 域 防 災 計 画

発行日　令和　　年　月
発　行　邑楽町防災会議

〒370-0692
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1
ＴＥＬ　0276-88-5511
ＦＡＸ　0276-89-0136

企画・編集　邑楽町　総務課